

平成 2 7 年

第 8 回 飯 館 村 議 会 定 例 会 会 議 録

自 平成 27 年 9 月 7 日  
至 平成 27 年 9 月 18 日

飯 館 村 議 会

平成27年第8回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期12日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	9. 7	月	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 決算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 決算審査特別委員の選任
第2日	9. 8	火	休 会		議案調査
第3日	9. 9	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	9. 10	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第5日	9. 11	金	決算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第6日	9. 12	土	休 会		議案調査
第7日	9. 13	日	休 会		議案調査
第8日	9. 14	月	決算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第9日	9. 15	火	決算審査 特別委員会	午前9時	平成26年度飯館村一般会計及び 各特別会計決算審査
第10日	9. 16	水	休 会		議案調査
第11日	9. 17	木	休 会		議案調査
第12日	9. 18	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉会

平成27年9月7日

平成27年第8回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

平成27年第8回飯館村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成27年9月7日（月曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成27年9月7日 午前10時00分				
	閉議	平成27年9月7日 午前11時20分				
応（不応） 招議及 出席議並 びに欠席議 員  出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	2番 渡邊 計		3番 菅野 新一		4番 北原 経	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 高野琢子	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	○
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年9月7日(月)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 決算審査特別委員の選任

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第8回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長より送付ありました議案は、予算案件3件、決算認定6件、条例案3件、計12件であります。

次に、閉会中の委員会の活動状況であります。総務文教並びに産業厚生常任委員会が合同行政調査のため8月26日から28日まで、高齢者対策と地域保全及びバイオマス利活用の取り組み並びに諫早事業に係る公共事業の問題のほか現状視察調査について、長崎県諫早市並びに熊本県山都町ほかを訪問調査しております。

次に、議会運営委員会が、9月3日に本定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため開催されております。

今期定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から7月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの12日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの12日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第51号から議案第62号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） おはようございます。

本日、ここに平成27年第8回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、6月定例村議会以降の村政の主な動きをご報告をいたします。

政府が去る6月12日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」、いわゆる「第5次提言」について、過般、国から村及び議会災害復興対策特別委員会並びに行政区長・副区長会議でそれぞれ概要説明があったところであります。

また、本件については、「帰還困難区域」を除く「避難指示解除時期の明示（遅くとも平成29年3月）」という重要な案件となっておりますので、国に対し、村民向けの「方部別懇談会」の開催を要請し、去る8月下旬から9月上旬にかけ、県内4会場で開催をいたしましたところであります。

その結果、議会、行政区長・副区長、村民などから、避難指示解除に当たって、「除染は予定どおり完了できるのか」、「買い物や医療・介護などの生活インフラの整備は」、「雇用の場の確保は」、「営農再開の見通し」、「飲料水の確保」、「住宅の新築・リフォームが間に合わない」などなど、多くの不安や課題が意見として提起されたところでございます。

これらの課題に対し、国としては目標としている平成29年3月までの避難指示解除時期までに、「徹底した除染による空間線量の低減」、「医療、介護、買い物、交通・通信などのインフラ整備」、「産業の振興」、「雇用の場の確保」などなどに、向こう2年間において最大限の予算を確保して対応していくという方針が示されたところでございます。

なお、本件は、村にとって重要な案件ですので、引き続き議会、村民とも十分協議を行ってまいりたいというふうに考えております。さらに、解除に当たっては、仮設借上住宅の3年程度の延長や生活支援的な制度の確立並びに賠償など、村民にとって有利な条件で解除できるよう、国と交渉してまいりたいと考えているところでありますので、議員各位の特段のご理解とご支援をお願いするものであります。

次に、懸案でありました村内での商店の再開であります。昨年からはセブンイレブン・ジャパンと精力的な協議を進めてまいったところでありますが、開店に当たって、店舗の場所、オーナーや従業員の確保などなど、難しい課題も多々ありましたが、去る7月31日に仮設店舗としてJAそうま飯舘総合支店Aコープ内にオープンすることができました。

村民からも地元で買い物ができるということで、とても評判もよく、また店舗のオープンによって、村全体に少なからず希望の灯がともされ、活気が出てきたように思われるところであります。

今回オープンできたのも、セブンイレブン・ジャパンを初めJAそうま飯舘総合支店、さらには従業員の確保に当たっての人件費の上乗せなど、議員各位の特段のご理解とご配

慮をいただいたおかげであり、改めて関係者の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げるものでございます。

次に、松塚地区のメガソーラー建設ですが、本計画については、以前から松塚地区の住民が「復興計画（第4版）」のワークショップで地区内の土地利用計画を立て、作付の見込みのない遊休農地を有効活用するため、メガソーラーの計画をしていたところでございます。

今回、NTTファシリティーズが事業主体となり、23.4メガワット、面積にして31ヘクタールぐらいであります。太陽光発電事業を計画し、過般、「福島県復興整備協議会」において、農地の転用、農振除外などの承認を得まして、去る9月2日に現地で安全祈願祭を行ったところであります。

なお、メガソーラーについては、大火山の地区、さらに深谷地区拠点のエリアに続き3例目であり、今後、村の復興に新たな産業として大いに寄与できるのではないかと期待をしているところでございます。

次に、林野庁への要望活動であります。

去る7月14日に、林業再開に向けた要望活動を行いました。今回の要望は、本村の基幹産業の一つである林業について、森林再生のために新たな国の交付金事業の制度をつくるよう要請したものでございます。

具体的には、里山再生のための除間伐、植林などによる新たな事業展開と放射線量の低減、さらには作業に当たっての線量管理などの条件整備、加えて事業実施による村民の雇用の場の確保などを求めたものであります。

それでは、各課の報告に移らせていただきます。

まず、総務課関係であります。道の駅「までい館」整備事業設計競技審査であります。

村内復興拠点エリアに整備をする道の駅「までい館」の建設設計を委託する業者を選定するために、去る7月29日に施設の設計競技審査を行っております。

審査委員には、村づくりアドバイザーの佐川 旭氏、他5名の委員で審査しました。結果は、6社からそれぞれ「までい館」の設計に対しての提案理由の説明を受けまして、その後、提案に対しての審査委員よりの質問を行うというヒアリング方式であったわけであり、

その結果、最優秀賞ということで選ばれた会社は、株式会社関・空間設計、次点は株式会社の清水公夫研究所が選ばれたところであります。

その結果を受けまして、村では、株式会社関・空間設計と27年8月7日付で業務委託契約を取り交わしたところでございます。

次に、村の復興整備計画であります。この変更及び復興整備協議会について報告をいたします。

これまで深谷地区に整備いたしました村の復興拠点にかかわる土地利用について、整備計画書を策定し、当該土地の農地転用許可、農振除外というのは、先ほど話したところであります。

今年3月及び6月に開催されました協議会では、村内復興拠点における太陽光発電エリ

アと道の駅「までい館」エリアについて協議会に諮り、それぞれ農林水産大臣の同意をいただき、事業に着手をしたところであります。

住民課関係ですが、税関係は、個人村民県税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、それぞれ納税・納入通知書、そして減免決定通知書を発送したところあります。

東日本大震災に伴う減免の状況であります。固定資産税の償却資産分が63件の321万円、個人村民税が2,574件の1億8,501万円、国保税が1,156件の2億959万円、介護保険料が1,949件で1億8,204万円、後期高齢者医療保険料が1,175件で3,704万円となっております

去る7月31日には、本村が個人県民税の納税優良市町村として選ばれまして、県から感謝状の伝達がありました。これは県民税の納付について功績があった個人・団体へ県が感謝状を贈るもので、震災以降、本村における県民税の収納率が高いことから、このたびの表彰になったということでもあります。

次に、6月29日と30日の両日、村内を巡回して狂犬病の集合予防接種を実施し、129頭が受けたところあります。

今年度は、村の小学校で「人権の花運動」というものに取り組みまして、子供たちの教育や学校運営でお世話になっている川俣町の警察署、消防署、さらに村の防犯活動でお世話になっている飯館駐在所、ウルトラ警察隊へ子供たちが育てた花を贈ってきたところあります。

復興対策課関係でございます。

9月中旬に営農再開を目的とした会議を設置いたします。復興計画第5版では、村民部会から提案のあった各項目について、その具体化に向けて協議を進めるということになります。

営農再開の推進母体となる農業復興組合は、現在、8つの行政区で設立されまして、うち5つの行政区で活動が行われている状況でございます。今後とも、農地除染の進みぐあいを見ながら、鋭意、全村で組合設立を進めてまいりたいというふうに思っております。

建設関係では、センター地区の調整池機能回復工事でさきの臨時議会で議決をいただきました大谷地団地の建てかえ工事が着工となっております。いずれも年度内の竣工を目指して工事を進めていきたいというふうに考えております。

次に、国道399号線の整備であります。8月に懸案となっております宮仲工区の工事が着工しております。今年度は、未改良区間250メートルをやりまして、宮仲工区が完了ということになる予定でございます。

今後は、もう一つの整備要望箇所であります滝下地区の早期整備に向けて要望活動を強化してまいりたいというふうに思っております。

次に、農業委員会であります。

任期満了に伴う農業委員会委員の一般選挙が7月に行われまして、定数内立候補者数であったために無投票で選挙委員11名が当選となりました。さらに、議会などからの選任委員4名の、合わせて15名の農業委員会体制となったわけでもあります。

7月9日に改選後初の農業委員会臨時総会を招集いたしまして、会長に菅野宗夫員、会

長職務代理者に鈴木秀範委員が委員互選により選任されました。

なお、今回の欠員については、農業委員会委員一般選挙では、選挙選出委員数が定数14名の5分の3、いわゆる9名であります。それを超えていたために再選挙は行われませんでした。

除染推進課であります。

除染同意の進捗ですが、6月以降、5名の同意が得られまして、8月28日現在、未同意者は16名ということで、同意取得率が99.5%になっているところであります。

今後も未同意者解消に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、除染工事の進みぐあいですが、昨年度、除染同意を得て繰越工事として除染をしておりました14行政区の宅地、建物とその周辺の農地、森林について、国の確約どおり、6月末までに大体完了したところでございます。

現在、村内に約5,500人の作業員が入り、除染をしておりますが、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の先行3行政区の農地、道路とその周辺の森林などの進みぐあいは、除染対象面積の約88%が完了しているところであります。

また、残りの14行政区の農地、道路とその周辺の森林などの除染であります。28年度末までの完了を目指し、4月から仮置場の敷地の除染と造成、農地等に隣接する森林の除染を進めているところであります。

土壌改良材を散布し耕起する地力回復工事ですが、本年4月から開始をし、二枚橋・須萱、白石、関根・松塚、この行政区で今実施をしているところであります。

次に、「片付けごみ」の収集であります。5月7日から先行5行政区から収集しておりますが、8月12日現在、収集した世帯数が349件となっております。

次に、「小宮仮設焼却炉」の稼働状況ですが、本年4月から6月末までに339トン焼却しております。排ガス等の測定項目については、全て基準値以下であり、放射性物質濃度についても毎月の測定結果はNDとなっているところであります。

次に、6月から開始しました国見町の県北浄化センターから蕨平減容化施設への乾燥下水汚泥の先行運搬であります。7月末までにドラム缶2,512本が搬入されているところであります。これまで搬入した乾燥汚泥の状況ですが、乾燥汚泥放射能濃度は最大でキログラム当たり649ベクレル、封入したドラム缶の表面線量は最大で時間当たり0.12マイクロシーベルトの報告を受けています。また、搬入先の仮保管場の空間線量は、ドラム缶搬入による空間線量の上昇は見られておりません。

次に、生活支援対策関係であります。

初めに、被災から4年5カ月となる村民避難状況でございます。

8月1日現在であります。県内自治体としては、福島市が1,639戸で3,863人、伊達市が288戸で586人、相馬市200戸で427人、南相馬市197戸で406人、川俣町202戸で517人、二本松市35戸で90人、国見町30戸で63人、郡山市42戸で63人などが主な避難先でございます。

住まい方ですが、民間借上げアパートに1,325戸で2,915人、応急仮設住宅というのが541戸で993人、公的宿舎などに144戸で367人、県外へ自主避難している村民は301戸で500人です。ほかに住宅取得、親戚などに674戸で1,867人、老人ホーム、病院に30戸で

30人がいるところであります。村内に残る未避難者は10世帯14人です。飯舘ホームには39人が入所しているところであります。

長期化する避難生活の中、一時帰宅支援事業と位置づけまして「いつとき帰宅バス」というものを走らせておりますが、25年8月2日から運行を開始し、7月末現在、1,589人の利用がございました。

村民の癒やしと安らぎの場ということでスタート、これは24年9月からスタートしたわけですが、「いやしの宿いいたて」であります。7月末現在、8万7,107人を数え、村民の心身の健康やストレス解消に大きく寄与していると、こういう状況でございます。

次に、コンビニの仮設店舗、先ほどお話ししましたように、7月31日にオープンということで、これからも継続に当たり、細部にわたって相談、協議をしながら、村民のための食品提供の場としてやっていきたいと、このように思っております。

次に、健康福祉課関係でございます。

一昨年から継続している村の幼・小・中学校に通う子供たち301人全員を対象とした内部被ばく検査と甲状腺検査を実施をしたところでございます。検査は、あずま脳神経外科病院で4月22日から7月15日にかけて学年単位で実施をしてきました。検査結果であります。現在、県立医科大学などで取りまとめておりますので、詳細がまとも次第、ご報告をさせていただきます。

次に、村の集団検診の結果説明会を7月9日から17日にかけて、仮設住宅などを会場に実施をいたしたところであります。説明会では、震災前の健診結果と今年の結果を比較をし、5年にも及ぶ避難生活による肥満やストレスが与える影響、生活習慣病を予防する食事や運動の方法などを学んだところであります。

県立福島医科大学の医師による「よろず健康相談会」もあわせて実施をし、村民の個別相談に当たっていただいたところであります。

6月29日に、「飯舘村健康・福祉・医療再開準備検討委員会」の第1回の会合を開いたところであります。会議では、福島大学の鈴木典夫先生ほか10名の委員を委嘱しているところであります。

第2回会議、7月16日、飯舘クリニックの業務再開をメインに、避難指示解除に合わせて再開を想定する業務やサービスなどをどういうふうにしていったらいいかという検討をしていく予定でございます。帰村状況など不確定な要素もありますが、帰村したい村民が安心して戻れるような医療環境などの整備を早急にしてまいりたいというふうに思っております。

次に、教育委員会関係であります。

まず、小学校6年生を対象にいたしました「沖縄までの旅」であります。7月19日から22日の3泊4日、村内・村外合わせて49名というものが沖縄で、まさに豊かな自然とか文化遺産、あるいは戦争の状況など、命の大切さ、環境保全、いろいろなところで学んできたところであります。村外の学校に転校した子供さん方がこの49名のうち11名参加をして、まさに久しぶりに仲間と絆を確認したと、こういうところがございます。

ドイツ研修の「未来への翼」も9泊10日の日程で行われまして、14名の中学生がドイツ

の環境都市フライブルクや近郊の農村で自然エネルギーを活用した取り組みや農村の生活スタイルを勉強してまいったところでもあります。

ホームステイ・ファームステイのプログラムにより、ドイツの家庭での暮らしぶりや生活スタイル、農家の暮らしなども体験したということでございます。

なお、この未来への翼は、14名のうちの2名が村外の学校から参加をさせていただいております。

6月28日に青少年会館で第4回の「思いやりまでいラリーピンポン交流会」を開催しております。村のスポーツ推進委員会や社会福祉協議会に協力をいただきまして、120名余りの参加によって盛大に行うことができました。NGOアドラジャパン様のご支援などがあつたからでございます。

次に、今年で7年目になる村塾であります。8月3日より開いております。昨年度から中学校を会場にということで村雇用の講師により実施しておりましたが、今年度は中学校に全面協力をいただき、中学校の先生が塾講師を務めたほか、成蹊高校の教師にも特別講師としてご協力をいただき、苦手科目の克服を主眼としたパワーアップ講座ということになっております。中学1年生から3年生までの全学年の希望者という形に変えて、苦手科目である数学と英語を主体に広く中学生の学力向上につながる仕組みとしたところでもあります。

あわせて、上智大学から昨年も来たところではありますが、延べ30人の大学生が村塾の支援にかかわっていただき、個別指導による学習の充実、あるいは部活動の協力などをいただき中学生と交流を深めて、より効果的な活動に努めていただいたということでございます。

第4回村民グラウンドゴルフ大会も8月23日に飯館中学校グラウンドで開催をしました。当日は、時折小雨でありましたが、参加された120名の選手は、老人クラブ単位、あるいは方部ごとで日ごろ重ねた練習の成果を発揮し、久しぶりの再会を楽しみながら和気あいあいとプレーをしておったようであります。

このほか、夏休み期間を利用し、全国の自治体や団体からの招待や体験交流事業など、多様な支援を受けております。この場をおかりして改めて感謝を申し上げる次第であります。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第51号は、平成27年度飯館村一般会計補正予算（第4号）であります。既定予算の総額に6億6,971万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を96億3,796万3,000円といたしました。

歳出の主な内容であります。総務の総務管理費に6億181万7,000円、民生費の社会福祉費に841万3,000円、社会福祉費112万4,000円、農林水産業費として林業費が346万円、消防費の消防費として4,813万5,000円、教育総務費として363万1,000円を計上したところでもあります。

なお、これらを賄う財源であります。地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入などを充当するものであります。

議案第52号は、平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。既定予算の総額に5,723万4,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を10億5,029万3,000円といたしました。

歳出の内容は、特別会計を安定化させるための基金積み立てと26年度給付費の実績に伴い、国・県などへの返還金を増額補正するものであります。

議案第53号は、平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。既定予算の総額から3,282万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2,486万円といたしました。

歳出の内訳は、保険料の減免とそれに伴う減額補正であります。

議案第54号から議案第59号までは、平成26年度飯舘村一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額71億4,644万3,000円、歳出総額65億6,271万4,000円で、歳入歳出差し引き5億8,372万9,000円の黒字決算であります。

なお、そのうち、繰越明許費と事故繰越額の財源繰越額の合計2,027万9,000円を差し引いた実質収支は5億6,345万円であります。その中から財政調整基金に3億円を積み立てているところであります。

以下、特別会計を含めた決算について、監査委員の決算審査の意見書及び決算に係る主要な施策の成果報告書を付しております。

議案第60号は、飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例であります。

これは福島県が新たに避難地域復興拠点推進交付金を交付することを受けて、その交付金を積み立てる基金条例を制定するものであります。

議案第61号は、飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。

主な改正は、平成28年1月から個人番号の利用が開始されるに当たり、語句の改正と新しく使われる用語を条例で定義するものであります。

議案第62号は、飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例であります。

主な改正は、過疎地域内における課税免除と原子力発電施設等立地地域内における不均一課税の適用期間を2年間延長して、平成29年3月31日までとするものであります。

以上が提出いたしました議案の概要であります。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時35分）

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託

議長（大谷友孝君） 日程第4、決算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。  
お諮りします。

議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の既定によって、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第59号までの6議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、決算審査特別委員の選任

議長（大谷友孝君） 日程第5、決算審査特別委員の選任を行います。  
お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第3項の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君、4番 北原 経君、5番 松下義喜君、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、以上8人を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に決算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） これで本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

（午前11時20分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月7日

飯 館 村 議 会 議 長 大 春 友 孝

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 北 原 経

平成27年9月9日

平成27年第8回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成27年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成27年9月9日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成27年9月9日 午前10時00分				
	閉議	平成27年9月9日 午後 4時15分				
応（不応） 招議及並 出席議員 及び 欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 欠公	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	5番 松下義喜		6番 伊東利		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定に 基づき 説明した 出席者の 氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年9月9日(水)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 1～4番)



## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

9月7日に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に飯樋善二郎委員、副委員長に菅野新一委員を選任した旨の報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。9月7日に総務文教並びに産業厚生、両常任委員会が所管事務調査事項協議のため、委員会が開かれております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 松下義喜君、6番 伊東利君、7番 佐藤八郎君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。7番 佐藤八郎君の発言を許します。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

第8回定例会一般質問を行います。

村民の今置かれている状況は、村長が新聞発表を勝手にしたために、2017年帰村にかかわった課題と考え方などが日常的に話されています。

一方で、去る6月12日に政府より発表された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改定は、加害者の一方的なものであります。1つに、原発事故による損害賠償の早期打ち切り、2つに、精神的慰謝料の打ち切り、3つ目に、風評被害賠償打ち切りを掲げ、何が何でも強制帰還、損害賠償中止をしようとするものであります。

このことは、原賠法3条、賠償しなければならないとする法律違反であるし、2011年12月26日、政府発表の避難指示解除の要件も無視し、避難指示解除時期を賠償終期と部分的にずらしながら、賠償打ち切りを表明しました。原発の収束はできないが、賠償終息はできると宣言したのであります。

私たちは何をしたわけではなく、飯館村に住んでいただけであります。東京電力が原子力発電所事故により水素爆発させ、放射性物質を飛散させたのであります。国は、安全として進めた加害者なのであります。起こされた事故で、自然を、生活を、時間をもとに戻すのは不可能であります。しかし、被害者の権利を回復するための被害実態に沿っ

た完全賠償、安全・安心な生活、健康のための完全除染、医療・福祉・就労などへの支援と生活保障制度の組み合わせ対策はできることであります。村長は、被害を受けた村民の代表としてこのような要求をすべきであります。

村民の立場から具体的に3項目13点について質問提案をいたします。

事故が起き、村中に危険毒物がまかれ、危険で住めない地域とされてから4年5カ月となります。村民の健康を守ることにについてですが、村として、村民はどれだけの被ばくをしたと考えているのか、実態を伺います。

さらに、大空からまかれた危険毒物によって、体への影響はどうあるのか、対応策についても伺います。

除染といっても、放射性物質を除去し隔離していない中ですので、現在、将来に向けての健康管理と費用補償はどうしようとしているのか伺います。

放射線量が下がらなくても、高くても、除染の予算と期間は決まっているとして、村民から不満や不安が出るような除染となっていますが、村長が急ぐ避難指示解除後における健康事業や医療機関への対応を伺うものであります。

村民を、村全面積の約85%に危険毒物を置いたまま帰村させていることについてですが、村長が国より早く発表した避難指示解除をさせようとする理由を最初に伺うものであります。

平成23年12月26日の原子力災害対策法による先ほど申し上げた解除要件と村の執行要件はどのように違うのか伺っておきます。その上に立っての、村の言う帰村できる環境整備を示していただきたい。

いろいろな場でよく言っている帰村したい村民数が多くおられるとする根拠を、いつ、どのようなアンケートなり、対面なりで、その多くおられるという根拠にしたのか伺うものであります。

村長が考える帰村後の村民生活はどのようになると考えているのか。村民が住宅に住むだけでなく、食料生産も山菜収穫もできない状況での生活はどうなるのか伺います。

村民団体の回答に、希望する村民に対する避難解除は規制緩和措置であり、帰村を強制するものではないとしているが、正しく説明をいただきたい。

村長は、よく国が決めると言うが、それなのに、なぜ国より早く新聞発表をされたのか伺うものであります。

この原発事故は、人災であり、自然界にない危険毒物が村全面積に大空からまかれていることが始まり。村長は避難しないで済まそうと言動していたが、国が危険で住めない地域として計画的避難を指示したのであります。村長は、そのときは避難させないで、村民を被ばくさせようとしたのと同然であります。

飯舘村の復興のスタートは除染であり、村面積の約15%では完全除染とはならないと私は考えています。具体的に伺うが、森林など、村全面積の約85%を除染しない理由を伺うものであります。なぜ、わずか約15%でよいとするのか、その上に立って見解を求めます。

さらに、各地区、多量、多種ある危険毒物である汚染物の搬出計画と、村民が不安や不

満を持っている放射線量のまだ高い地域、さらにはまだ残されている除染すべき区域への除染実施計画を示していただきたい。多くの村民は、放射線量、除染に対して不安があるが、完全除染とは村はどういうふうに考えて国と交渉しているのか。放射線量についてどこまで下げると確認しているのか伺う。

川内村は2年前に国が1ミリシーベルト以下にするという、視察の際の村長からの答弁をいただいているところではありますが、村はどこまで下げると国との確認をしているのか伺うものであります。

世界中の放射能、核などで体への病状は5年目後から症状が出る時いております。甲状腺がん、奇形児出産、その他の病的症状もふえているし、村内の動植物にも二、三年過ぎころから影響が出ています。隠す、ごまかすよりも、村として独立した実態調査と、村民のためにきちんとした知識の強化を語り、事実、真実を公表し、情報は村民のものであるという立場に返って行政執行することを強く要求し、発言とします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

村民の健康を守ることにについて4点ありますが、担当課長のほうからお答えさせていただいて、村民を帰村させることにについてということをお私と副村長のほうでお答えをさせていただきます。

避難指示解除をさせようという理由を伺うというご質問ではありますが、今般、国の「東日本大震災復興加速化のための第5次提言」、この中では、遅くとも事故から6年後、つまり平成29年3月までに避難指示を解除し、戻りたいと願う住民の帰還を可能にするよう復興対策を加速させるという内容が示されたわけでありす。

その中では、「除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組む」としており、村としても、この提言により復興の動きが加速することを期待するものであり、国や県、関係機関と協力しながら、できるだけ迅速に避難指示解除の環境を整えたいというふうに考えているところであります。

なお、村としては、避難指示解除ありきではなく、避難生活が長期化しており、一日も早くふるさとに戻りたいと願う村民も少なくありません。したがって、戻りたいと願う村民に対し、できるだけ早く戻れる環境を整備し帰村していただくということが重要だと考えておることからの話でありますので、ご理解を願いたいというふうに思っております。

2点目の、原子力災害対策本部による解除要件と村の執行要件はどのように違うのかを示せということでもあります。

原子力対策本部の解除要件というのは3つありまして、今回の懇談会でも示されておりますけれども、1つ目に、空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること。2つ目でありまして、電気、ガス、上下水道あるいは主要な交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進められていること、これが2つ目でありす。そして、3つ目に、県、市町村、住民との十分な協議というふうにこの要件を言われているわけでありす。

したがって、これらの要件につきまして、国も、このたびの方部別懇談会の中で、基準が明確に決まっているわけではなく、人それぞれに考え方や意見が違うために、これまで解除を行ってきた市町村では説明会や戸別訪問などを行って丁寧に住民や議会、市町村と話し合っただけで決めてきたと、このように説明しているところでもあります。

村としても、この3つの要件に加えて、現在、仮設・借上住宅の解除後に、今のところはっきりしませんが、1年ぐらいかなと思っているんですが、やっぱり1年というのは非常に短いので、3年程度の弾力的な運用、あるいは産業や雇用の確保、行財政、人口が少なくなりますから、そういう部分の支援など、ほかにも数多くあると思っておりますので、それらを考えていただかないとだめですよという話もしているところでもあります。

いずれにいたしましても、村民全員が納得できる一律の基準を示すことは大変難しいと考えておりますので、今後、懇談会など住民の意見を聞きながら、議会とも十分相談をさせていただき、避難指示解除時期を決めてまいりたいというふうに考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

村民の帰村に向けての3つ目です。

村の言う帰村できる環境整備をせよということですが、ただいまもお話ししましたように、第一に除染による放射線量の軽減であります。次に、住宅環境、電気、ガス、水道、情報通信、インフラなどなど整って、日常の買い物や交通などの利便性が確保されていること、農林業が営めること、雇用の場があること、そして教育環境が整っていることなど、全て避難前の状況に戻すということにはなりませんけれども、できるだけやっぱりその辺をいい環境にしてもらおう、こういうことではないかなというふうに思っております。

したがって、初めは十分満足とまではいきませんが、一定程度これらの要件を充足させることが、帰村したい方が帰村できる環境と考えているところでもあります。

充足の基準、度合いについては、さきにお答えしたとおり、一律に決められるものではありませんので、今後、村民、議会、その他多くの方との相談の上で進めていくということでもありますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、最後の点であります。

国が決めるのに、国より前に新聞発表になったのはいかがかと、こういう質問でございます。

7月6日の民友新聞における記事の件と思われませんが、紙面にあります解除時期が最短で平成28年3月、最長で平成29年3月というのは、行政区懇談会の席でもずっと繰り返してきたことでございます。

この考えは、帰還困難区域、村でいう長泥地区の状況を踏まえての私個人の考えであります。長泥地区は、バリケードが張られ、出入りも不自由であります。また、除染や家屋の解体、あるいは家の中の要らなくなったもの、使えなくなったものを燃すというようなあらゆる事業の対象になっておりません。この地域は、避難当初から賠償における割合も6分の6、つまり、全損扱いであります。このような地区の現状を考えますと、

帰還困難区域以外の区域がこれを超えて避難を継続するということがあり得るのだろうか」と非常に疑問であります。私の考えとしては、避難後6年が満了する平成29年3月が最長であろうということをお話したことでございます。

したがって、村の決定として新聞発表されたものではありませんが、少しでも住民にある程度見通しを示していくことも、村として、村長として大切なことということでの話でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

他は、それぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 7番 佐藤八郎議員の1番目の村民の健康を守ることについてのご質問に答えさせていただきます。

まず、1-1の全村避難はしているが、村民の被ばくの実態はどうなんだということについてのご質問でございます。

外部被ばくにつきましては、福島県が実施した県民健康調査「基本調査」の震災から4カ月の外部被ばく線量推計によりますと、約8割の村民の方が8ミリシーベルト未満の値におさまっているところでございます。

これまでの疫学調査等によりますと、100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないということから、放射線による健康影響があるとは考えにくいとの評価が現在のところなされているところでございます。

被ばく後の追加被ばく線量につきましても、県立医科大学などの専門機関や専門チームの分析によりますと、体に影響があるとは認められないとの所見が示されているところでございます。村といたしましては、今後も各種検査、検診等を継続して実施できる体制を維持し、村民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、1-2の村内にある放射性物質はどのように体に影響すると考え、対応策はどのようなかということについてでございますが、村内には数種類の放射性物質が存在していることは承知しているところでございます。専門機関等の知見などから、現時点では体に影響を与えることは認められていないとの所見をいただいているところでございます。

ただ、放射線の健康被害につきましては、長期的に見守ることが必要かつ意義のあることとございますので、甲状腺検査や県民健康調査を長期にわたり実施する体制を整えるとともに、関係機関と連携しながらしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、1-3の現在及び将来に向けての健康管理と費用補償はどうなんだというご質問についてでございますが、現在、内部被ばく検査、甲状腺検査に加えまして、原発事故後は健康審査の従来の検査項目に県民健康管理調査の検査項目を上乗せする形で村で実施しているところでございます。

今後、避難が解除となったときにも、当面の間は、同様の健康診査等を村と避難先の両方で受診できる体制を整え、継続して長期的に村民の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

また、その費用につきましては、今まで同様に国や県へ要望してまいるところでございますが、村の持ち出しとなる費用が発生する場合には、原因者である東京電力の自治体賠償も視野に対応してまいりたいと考えております。

続いて、1-4の避難指示解除後に健康事業や医療機関への対応はどうかということについてでございますが、去る6月29日に「健康・福祉・医療再開準備検討委員会」を発足させたところでございます。この委員会では、いいたてクリニックの再開をメインに、その再開の時期、診療日数、診療の内容などを村に帰りたい人の安心・安全をどのようにして確保していったらよいかを検討を進めているところでございます。

また、避難指示解除後、早急に必要となる介護サービスや福祉事業につきましても、関係機関や事業所も交えてサービスの再開を調整してまいりたいと考えております。

また、マンパワー等の問題から、当初からのサービス再開が不透明な事業もございますので、帰村の状況を勘案しながらにはなりますが、できるものからしっかりと対応し、帰村する村民を今後も支援してまいりたいと考えております。

さらに、避難指示解除後の各種健康事業につきましても、当面の間は村内と村外の両方で総合検診や各種検査を受けられる体制を総合的に今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の村民を帰村させることについての2-4、2-5、2-6についてお答えをいたします。

まず、2-4の帰村したい村民の数が多くおられるという根拠を示せということであり  
ます。

昨年12月に実施をいたしました住民意向調査では、回答率が47.5%と5割を切っておりますけれども、戻りたいと考えているとした方が29.4%でありました。また、避難が長期化しており、特に高齢者の方々から一日も早く村に戻りたいと願う村民も少なくありません。

村としましては、村民の約3割が帰還の意思を示しており、この方々が帰村できる環境をできるだけ早く整える努力が必要であると、こんなふうに思っているところであります。

一方で、戻らないと決めている方、あるいはまだ判断のつかない人も数多くいるわけでありまして、これらの村民に対しても可能な限り支援を継続していく考えであります。また、先ほどの復興計画第5版にもありますように、戻る人、戻らない人にかかわらず、「ネットワーク型のむらづくり」と、こういうことを訴えておりまして、戻る人、戻らない人にかかわらず、村づくりへの協力をお願いし、ともに村づくりに向けて取り組んでいくと、こういうことが大切なのかなと、こんなふうに思っているところであります。

次に、帰村後の村民の生活はどうかと、こういうことであります。

帰村後の村民の生活については、今もお答えしましたとおり、帰村当初は、必要な生活環境整備、つまり買い物とか、診療所であるとか、介護サービスであるとか、路線バスなど生活インフラ、これを一定程度整えて、そんな暮らしをしていけるような対応が必要かなと、こんなふうに思っております。

ご指摘のとおり、帰村に当たっては、働く場、これが大変重要というふうに考えておりました。特に若者向けとしては、避難当初から菊池製作所、ハヤシ製作所など、何社かの企業が避難当時から営業を続けております。これらの事業所が現在も従業員を募集中でありまして、職も問題もあるかもしれませんが、働く場としては既存の企業のほうでも十分あると、現在あると、こういうことであります。

また、よく言われることですが、高齢者の皆さん、戻って何をするんだと、こういう話もありまして、村としてもいろいろ考えられることはありますが、当面は、農地の保全管理であったり、公共施設の維持管理、あるいは村内の巡回の見守りであったり、避難前に実施をしていたそれぞれ地域のお助け合い事業などなど、こんなことも高齢者の働く場としてはあるのかなと、こんなところであります。

一方、食糧生産、農業の再開に向けた動きでありますけれども、今年度、農業の復興組合を10地区で立ち上げました。営農再開支援事業や中山間地域等直接支払制度等を活用し、農地保全と試験栽培に取り組むこととしているところであります。

これらの成果を今後の帰村に向けた営農再開と家庭菜園などの生きがい農業に生かして、収入と食糧の確保につなげていければと、こんな考えであります。

一方、山菜につきましては、山の除染のめどが立っておりませんので、直ちに安全を確保することは難しいと、こんなふうに思われます。ただ、山菜は村で暮らす村民にとって生活の一部でありまして、貴重な資源でもあります。まずは、山の除染については、今までも国に要望してきていますが、引き続き国のほうに強く要請はしていくということ、一方では、里山の再生、除染をしないのだったならば、少なくとも裏山の里山の再生に向けた事業をぜひ取り組んでほしいと、こんな要望もずっとやってきておりまして、その実現に向け、今後も取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

次に、2-6の規制緩和措置の件であります。

さきに実施しました方部別懇談会での国の説明によりますと、現在の避難指示は、放射線量等の問題から規制をかけて宿泊できないようにしているものでありまして、避難指示解除は、解除要件が満たされれば、帰りたいと願っている方については帰ってもいいですよと、これが規制緩和措置であるということでありました。したがって、解除された場合には、即座に全員に帰村を強制するものではなくて、帰りたい人に帰っていただくと、こういう説明でありました。

つまり、避難指示解除とは、さきにお答えしました国の定める3つの要件を満たしたと国が判断した時点で、村民や村の意見を踏まえた上で実行されるものであり、全ての村民に帰村を強制するものではないということであると受けとめているところであります。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からはご質問の3の除染の完全実施についての2点についてお答えいたします。

まず、1点目でございますが、まずもって、村として森林除染はせず、森林以外の除染でよいと決定したということにはございません。現在、進めている国の除染ガイドラインでは、人の健康の保護の観点から、生活圏を優先して、平成28年度末までに宅地、建物、

農地、道路と、そこに隣接する林縁部20メートルの森林などを対象エリアとして、面的に除染をするというものでございます。

村としては、まず、現在進めている国の除染計画による除染をしっかり進めるよう国に求めているところでございます。

今回の除染計画エリア外の林縁部20メートルから奥の里山やため池、河川等については、国からの方針が示されていないところであります。議員もご承知のとおり、現在まで、放射性物質の低減施策や里山再生交付金制度の確立などを国、県に強く要望しているところであります。

今回の除染計画エリア外は、今後の村の復興、再生においても重要なエリアと考えておりますので、さらに国等に要望をしまいたいと考えております。

次に、汚染物の搬出計画についてであります。平成23年10月に発表した中間貯蔵施設のロードマップの中では、平成27年1月から随時搬出をする計画でありました。しかしながら、中間貯蔵施設設置自治体の設置に対する理解は得られましたが、現在、地権者等との用地取得交渉に時間を要しているところでございます。国の情報によりますと、用地契約済み件数が7件、交渉中が950件、個別訪問調整中が300件、その他に連絡拒否や不明者、死亡などで交渉ができない件数が1,100件程度あるとのことでございます。

このように、用地取得が進まない状況でありますので、現段階では除染廃棄物の搬出計画の見通しが立てられない状況であります。村としては、今後も国に対し、機会あるごとに中間貯蔵施設の早期着手を求めてまいりたいと考えております。

次に、除染実施計画であります。国の除染計画は、平成25年度に策定し、平成28年度末までの計画で、現在、除染を進めているところでございます。現在の国の除染計画では、長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しており、平成29年度以降については、今回の除染等の結果を点検・評価し、村とともに次の対応方策を検討して、平成29年度以降において適切な措置を講ずることになっております。

今後、生活環境、営農再開に向けての安心・安全を確保するため、国に対し、その対応について協議をしまいたいと考えております。

次に、2点目の除染に対する不満・不安があるが、完全除染についてお答えをいたします。

現在、国による本格除染が実施されておりますが、村民からは未除染の箇所がある、客土の流出がされている、構造物等を破損して報告がないことへのいろいろな不満や不安、そして不信の声を村にいただいているところでございます。これらの対応としては、そのつど、現場において村民、国、JV、そして村の4者で不安等のないよう確認し、処理をしているところでございます。村としては、村民側に寄り添いながら、国、JVに対して、それらの対応策を求めながら、村民の不満等の解消を図っているところでございます。

なお、完全除染についてであります。村内に降り注いだ放射性物質を全て取り除くことは物理的に難しいと考えております。村としては、国に対して、今回の除染実施計画

期間内に現在の面的除染や今後のフォローアップ除染で、できる限り放射線量を低減させるよう徹底した除染を求めてまいります。

また、今後も除染に対する村民の不満や不安の声を丁寧にお聞きしながら対応をしてまいります。以上でございます。

7番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたので、再質問をします。

1-1なんですけれども、約8割の村民が8ミリシーベルト未満であったということでもありますけれども、約2割はどういう状況なのか。4年と5カ月たったので、いろいろなデータが、いろいろな学者、いろいろな調査機関から出されて、飯館もかなり話題の矢先になっていて、猿や、チョウや、樹木やら、全てにおいていろいろな生態系の異常があるということで、国もある程度つかんだり、最近ではスギやモミの木も話題になっているという部分からして、人間だけが放射能を被ばくしないではないというふうに私は考えていますけれども、この約2割というのはどの程度の被ばく量であったのか、まずもって伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） このデータは、被災後4カ月の被ばく線量になってございます。

3月11日から23年7月11日までの積算線量ということでございます。先ほど申し上げましたが、約8割は8ミリ以内におさまっている。その8ミリ以上の状況でございますが、飯館村の方で9ミリから8ミリが57名、10ミリから9ミリが29名、11から10ミリが21名、12から11ミリが17名、13から12が8名、14から13が4名、15ミリから14ミリが3名、15ミリ以上が4名というような状況でございます。

7番（佐藤八郎君） 飯館村は国の最初の調査によって、深谷のあいの沢の雑草が265万ベクレル、キログラム当たり、雑草にセシウムがあったという新聞報道もされましたけれども、ヨウ素は254万ということで。今、4カ月間のという話でしたけれども、その後ずっとそれぞれの避難地においても、飯館よりは線量は低いですが、ずっと浴び続けているというのが実態だと思うんですけれども。そういう観点から、村民の健康管理の面からして、もっと明細なつかみ方というか、そして被ばくしたものがどのように体の中で変化し、流出したり、その後の半減期などによって変化しているのかというのは、どの程度掌握されておられるのか伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） 避難後の個人の追加被ばく量については、正直申し上げて把握してございません。ただ、こういった被ばくの直接的な健康被害も大切ではありますが、健康福祉部局といたしましては、それ以外の間接的な健康被害、例えば長期避難によってストレスによる精神疾患とか、避難による運動不足の肥満、糖尿病、以前話しましたが、関節系の疾病も非常にふえている。そういう間接的な要因による成人病、生活習慣病などを予防することに、健康福祉的には今後努めてまいりたいと。

ただ、佐藤議員おっしゃるとおり、追加被ばくというものも非常に大切になりますので、今後も長期的な見守っていける体制、そして財源についても国や県に求めていくということになっております。

7番（佐藤八郎君） なかなか初めての体験であるし、行政としても、検査機関やらあらゆる機関で初めてのことなのでありますけれども、世界的にいろいろなデータなり、何なり、

きちんと役所ではつかめるわけですから、つかんだものを整理されて、村民のそういう被ばく実態というものはきちんとつかんだ上で対応しないと、有機症状出るまで待っているだけしかない。今課長が言われた部分は部分でももちろん大切なことで、その部分は、十二分に少ない中で職員や関係機関が努力されてやってきたかというふうには私は見ていますけれども。この答弁で言うように、避難後の被ばく線量については、県立医科大学は体に影響があるとは認められないという所見を出している。村も体には影響ないというふうに思っているということになるのでしょうか。全て国、県立医科大学、専門機関や専門チームの分析によってしか、村では体への影響は判断しないということですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 避難後の追加被ばく量等につきましては、県民健康調査等の推計によって全県的な数字を見ますと、先ほど申し上げました被災後4カ月後の数字で見ますと95%程度が2ミリシーベルト未満という、かなり被災地以外にいる方を平均すると被ばく線量は低くなるということで、村といたしましても、避難後は追加被ばく量はそれほど多くはないという判断をいたしております。また、専門機関からもそういう所見をいただいておりますので、避難後の追加被ばく線量は高くないという認識は持っております。

7番（佐藤八郎君） 先ほど申し上げた実態が3月12日以後、国が検査したのはもっと後ですが、そのときにセシウムが265万、ヨウ素が254万という数字が出た。その中にずっといたわけですよ。なおかつ、水を飲んだり、露地野菜を食べたり、食糧やそういうものが供給されるまでは、放射能、危険毒物が村全体におりたというものを村長が認めて避難しなければという思いになるまでは、普通の暮らしを村民はして、浜通りから被災して来られた方々を受け入れして、1,610人まで受け入れして、水や野菜を供給してお世話していたわけです。したがって、村民もそれを食べていたわけです。そういうものをずっと加算して考えると、1日、相当なものを体に、放射性物質を入れていたというふうに専門的見解から言われているんです。1カ月だと2,000ミリも超えたんじゃないかと言う学者もいます。

だから、そういう既存の事実、セシウムがあったという事実からして計算はされているんですね。だから、県立医科大学の所見だけでやっていると、何も問題なくなるんですけれども。だから、私はずっと一貫して、実態調査は独立して自分たちでやったり、チェックする機関もちゃんとつくるべきだと言っているんですけれども、やっぱり相当な被ばくをしているというのが実態なんです。特に蕨平、長泥、古今明に抜けて、主にその通り道というのは、同じ深谷地域でも、上と下では、植物の、樹木の被ばくした状況も違ってきますし、だから、誰が、どこで、どんな暮らしをしていたか、何を食べていたかでも違うんですけれども、そういう部分にはきちんと……。まるでそれは体の中からなくなったかのような見解しか今流れていないんですけれども、そうではないというのが専門家の……。細胞に添加して生きているわけですから、だから、そういう部分ではもっと真剣に捉えないと、5年目、6年目という、6年目にまだ村に危険毒物が85%も約、あるわけですから。そこに戻ってまた暮らす、また被ばくを続けざるを得ないという現況にあるわけですから、非常に私はそういう意味ではいろいろなデータなり、見

るたびに心配をしているんですけども、今後はどのような対応をされていくんでしょうか、そういう被ばく量に対して。

健康福祉課長（高橋正文君） 被ばく量についてでございますが、村としては、所見は専門家でもございませんので、専門の医療機関とか専門の研究チームにその判断は委ねているという状況でございます。

その対応といたしましては、佐藤議員おっしゃるとおり、将来的に健康に与える影響というのは非常に不透明なものが多いものですから、村としては、できるものから、まずは検査とか、検診とか、これを長期的、継続的にやっていくというのが基本になると思います。それによって、その結果を村民の皆さんに伝えることで安心・安全に努めて確保してまいりたいということが現状でございます。

7番（佐藤八郎君） 1-2に入りますけれども、ここで言う専門機関などの知見などから、現時点で体に影響を与えるということは認められない。そういう所見をいただいているからということで、前の部分と重なるんですけども、先に行われた福島県民調査報告書をも、福島県の小児甲状腺がん及び疑いの子供たちというのは、3カ月前の126人から137人に、この3カ月、11人ふえたわけです。飯館はまだゼロ人ということでありまして、どちらかという、中通りというか、二本松とか、本宮とか、大玉とか、あの辺の数が多いんでありますけれども、避難との関係もあってそういう数字で出てくるのか、わかりませんけれども。

いわきなんかでも、北茨城で子供3人が出たと。非常に私不思議だと思うのは、専門機関なんですけれども、放射線量を最も浴びたという浪江、津島や飯館の子供たちが、飯館は特にその後1カ月も浴び続けていたのに何も出てこないというのが私は不思議なんです。ほかの市町村がこのように137人も出ているのに。だから、この専門機関の知見というのは、どんなことをされて、尿検査や、血液検査やら、どこまで検査されて、悪性がどうのこうのと、県民健康調査には数字的には出ていますけれども、こういう点からして、村独自に相当な調査しない限り、私はつかめないと思うんですね。今の中では。ここに調査結果活用についてとか、議論すべき論点とかと、甲状腺がんも含め、いろいろな健康診査の概要が書かれて、飯館も悪性がどのぐらい、何人と報告はありますけれども、課長は、どうですか。137人が出ているのに、飯館がゼロだとするというのは不思議さはないですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 健康調査、本格調査で若干患者数が、悪性の方がふえたということで、飯館村においては悪性ないし悪性の疑いの方はいないという結果でございます。これは不思議ですかということでございますが、人口の多いところは悪性の方も人口に比例して出ているようでございます。検査結果につきましては、これは県で実施しているわけですが、その所見については疑いは持っていないところでございます。

7番（佐藤八郎君） 飯館村のところを見ると、受診者は722人、膿ほう20ミリ以下、20ミリ以上に分かれて、20ミリ以下が370人ということで51.4%ということでありまして、そろそろ4年5カ月過ぎて5年、6年、最近では18歳以上の方も甲状腺ということにかかっている方がかなりいる。目の病気でかかっている方も私聞いているだけでもかなり

の方がいる。そういういろいろなところへ来ている。その他いろいろ、県民健康調査の中でもこういう病気もという部分で発表されていますけれども、そういう部分をやっぱり震災前の村民の健康状況とその後の健康状況の症状、きちんとチェックされて、対応をきちんとされていくというのが当然であるし、長期的に、先ほど課長からもありましたけれども、やっていくとすれば、特に長期というのはどの辺までを考えているのか、27年3月以降を含めて何年になるのかわかりませんが、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 長期的に見守っていくということでございますが、県のほうでは20年、30年スパンというお話をされているところですので、村としてもそのような期間を考えてございます。

7番（佐藤八郎君） 1-4に。村に帰りたい人の安心・安全をどのように確保したらよいか検討を進めているということですが、これはどんな機関で、この検討期間はいつまでということになるのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 検討委員会でございますが、第5版の下部の検討部会ということで、医療福祉部会というものがございます。構成員でございまして、学識経験者と関係機関、一般の住民という11名の構成でございまして。検討期間は、現在、4回ほどやっておりますが、来年の当初予算に反映が間に合う期間までということで、今年いっぱいぐらいまでにはまとめていきたいというふうに考えてございます。

7番（佐藤八郎君） 私どもも村民何人かに協力いただいて、それぞれのこれまでの被ばく量を出していきたいというふうに思って、今いろいろ調査し、研究し、データ集めをしていますので、出した時点でまた報告をしていきたいと思っております。

村も、例えば私飯野に避難していますけれども、飯野でも、部屋の中でも屋根近くの天井になると0.38とかというものがあつたり、表に出てU字溝あたりだと1マイクロシーベルト超えたりするようなどころもあつて、飯野町はそこ三度ぐらいやって、今後もまた、子供の通学路なので、またやるということでもありますけれども、そういうふうに同じ除染にしても違う中での健康管理になるので、いろいろ模索して、健康状態をつかんで対応するというのが普通だと思うので、ぜひその部分は詰めてやっていただきたいというふうに思います。

2のほうに移りますけれども、どうも、答弁を聞いていて、やっぱり避難解除ありきだなというふうに思えるんですけども、当面、帰りたい人のためにやるということでもありますけれども、環境を整えるという環境、当面どこまでそろえるということなり、診療所だけで間に合わない人にどういうふうにしたり、セブナイレブン以外の買い物をしたい人をどうしたり、あとは帰る人、方々に、自分のうちに住むようになると思うんですけども、そういう村民生活の足の確保やら、どこまで、どういうふうに……。先ほど、仕事の面でもハヤシと菊池、募集しているから、若者はそこに就職みたいな話がありましたけれども、そういう仕事がいい人はそれで間に合いますけれども、もう少し、環境整備について、例えば長期的に何年先を見てこんなことをという部分があれば出していただきたい。あるいは第5版以上のものはないということになりますか。

村長（菅野典雄君） 診療所、コンビニ、それからいろいろ橋とか、どこからどこまでという話、なかなかこれは今こういう状況の中で、ひとつひとつその環境を整えていくわけがありますから、ここまでなればこうなった、そこで解除します、解除しませんという話しはなかなか難しいわけではありますが、我々は最大限やっぱり住民の生活を守っていかなければならないという立場で、一つ一つ、やはりできる限り整えていくと、こういうことであります。

ただ、全てもとどおりにという話になりますと、これはこの先何年になるかわかりませんので、ある程度のところでそれを補う策を最大限つくりながらやっていくと、こういうふうになるのではないかと、このように思っております。

7番（佐藤八郎君） 歩きながらというか、そういう時期を迎えながらということになるんだろうと思うんですけども、きちっとどの程度、皆さんが、例えば村長が言う、長くても29年3月ということになれば、その3月時点では、村はこんな姿が整っていて、こんな生活ができるみたいなものというのは、セブンイレブンそのまま、診療所が開設して、それ以外は何もない。復興住宅ができる、道の駅ができる、大谷地住宅が建てられる、公民館ができるとか、今の計画したものはどこまで完了して、運営、活用されるのかとか、そういう具体的に示したらいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ありとあらゆるところでそれは言っているわけです。4月から公民館は開設しますよ。それから、当然、大谷地住宅もやりますし、なかなかそれだけで済むわけではありませぬので、かなりの会合で、いわゆる戻ろうとしてもなかなか、リフォームにしろ、何々しろ、できないという方で、ぜひともやっぱり村のほうがいいと、こういうことであれば、村営住宅を来年中にリフォームをして、その時期までに何とか間に合わせるような段取りもしたいと、こういうことでアンケートもとっていますと、もともと住宅にいた方も戻るといっても当然ですが、家があっても、長期になって、やっぱり村営住宅で住みたいという方もかなりいます。それぞれ、先ほども言いましたように、全てというわけにはいきませんが、我々の今考えるところで、住民の声を聞いたり、意向を聞いたりしながら準備をしていくと、こういうことでありますし、これは何をやるにも当然財源が必要でありますから、その確保もやっぱりしながら、さらに自分の財源だけで事が足りるわけではありませぬから、国のほうに、もっとやはり長期にわたっての生活支援制度というものもやっていただくということがこの不安を少しでも取り除く形になるのではないかと、こんなことで言っているわけであります。

残念ながら、生活支援という形にはなりませんけれども、賠償という形では延長があったり、あるいはこういう復興のための資金が国のほうから考えていただいたり、県のほうから考えていただいたりとか、一生懸命、住民の生活環境に向けて、村としてはこれからも精いっぱい努力をさせていただく。こういうことの中で、今おっしゃられるのは、そういうものをできるだけ皆さん方にしっかりと伝えていけと、示していけと、こういうことだと思いますので、これからも懇談会、あるいは今広報などでも特集などを組んでやっておりますので、これからも議員さん方からかお知恵をいただければそういう対応を一生懸命やっていきたいと、このように思って、村民が少しでも安心できるように

していきたく、このように思っています。

7番(佐藤八郎君) 2-2に入りますけれども、原子力災害対策本部の解除要件を挙げながら、年間積算線量20ミリシーベルト以下になることが確実であることとかと言いましたけれども、住民との十分な合意というものがやっぱり基本ではないかというのは、私は思うんです。今言われたぐらいのインフラ整備しかできなくても、インフラ整備できているんだとなってしまうと、際限なくそこにいくわけですよ。だから、その部分では、どういう予算を国の今の復興予算なり、何なりを使って、どういうふうにやっていくかという、インフラ整備全体がね。水道関係やらそういうものは点検ずっとされているので、すぐ大丈夫なんでしょうけれども、全体的に。そして、こちらで計画するものと、今後、村に起こってくるということというのは一緒になるわけですから、時期的には。いわゆる今回発生した放射能廃棄物、汚染物が飯舘村に向かって、大型ダンプなり、何なりでどんどん運び込まれたりするということも起こるわけですし、そういう意味では、交通網の体系もどういうふう整備されたりしていくのかということのも一つの道だし、まして、自分で、なかなか足の弱い方々が、高齢者が車を運転するような実態が生まれてくるので、非常にその辺では危険性を感じるし、だから、そういう点でも、もっと戻って暮らす人をまでに生活の仕方というものを考えないと、結構自分で運転せざるを得なくなるよ。事故が発生したり何だりなってしまうということも出てくるし、そのときの救急体制もありますけれども、救急体制は、広域関係できちんと対応されているということでありましょうけれども。だから、今後、住民との合意部分では、どんなことを、どういうふうにしていくというふうに考えておられるのか。もう一度伺っておきます。

村長(菅野典雄君) いろいろ村民の声を聞きますと、いろいろなご意見、心配がいっぱい出てきています。今ありましたように、「フレコンバッグがある中で帰れるか」、あるいは「どんとどんと運ぶ車がいるんじゃないか」、「まだまだ足が心配ではないか」。それが全てというか、ある程度大まかなくらい整うということまで待っていますと、あと5年になるのか、7年になるのか、わかりません。残念ながら、そういう中で住民がいつまでも避難をしているということになると、それは住民にとって決してプラスにはならないというふうに思っています。

ですから、1つは、できるだけ帰れる人は、今、私らは精いっぱい環境を整えるのは、議会ともども必死になってやるわけですが、今現在の整ったところで、これからの期間までの整った中で帰れる人は帰っていただきながら、村としては、それではやっぱり無理だ、帰れないという方の対応も国としてやはりしっかりやってもらわないと困ると、こういう両刀でいかないと、全てが整うということになると、本当に村民を路頭に迷わせる、こういうことになるのではないかとこのように思っていますので、なかなか難しい判断でもありますが、一方の考え方だけではなくて両方を考えながら、その中のやっぱり何とかどちらにも、思うようにいかないかもしれませんが、合意点を見つけて解除をしていくということになるのではないかと。

ただ、そのときに、ただ何度も言いますように国との兼ね合いがありますが、少なくともやっぱり国の言いなりになるのではなくて、こちらとしてのやっぱり意思もしっかり

と出していないといけないのではないかと、このように思っているということであり  
ますので、これから精力的に環境整備に、そして合意に向けて努力をしていきたいとい  
うふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 今言ったものについては、住民との十分な協議はしてきたというふう  
に言われますと3番目はクリアしたみたいな話になりますけれども、私はそうでないとい  
うふうに思っています。この間、村長にも要望書が出て、村長も回答はされているよう  
ですけれども、その回答内容を見てもまだ納得できるようなものでないという考えで、  
さらに要望されているようですけれども。そもそも原賠法の3条の「賠償しなければなら  
ない」というものが、帰村というか、解除をすることで、村長が言うように、国の、  
加害者の手厚いもとに精神的慰謝料は1年延期されましたみたいなことを言っています  
けれども、それは加害者の都合で言っているだけで、我々が、被害を受けた者からすれ  
ばまだまだ不足しているというふうに考えている人が多い中で、この原賠法3条の「賠  
償しなければならぬ」という部分というのは、村長はどういうふうに考えるのか。20  
ミリシーベルト以下であれば人が暮らして危険ではないというふうに思われているのか。  
2つ確認するものであります。

村長（菅野典雄君） 村民との懇談をしてきたというふうにおっしゃっていますが、できて  
終わったということは全く言っておりません。これからもしていくという話をしていま  
すので、誤解ないようにお願いしたいというふうに思っております。

1つは、やはり精神的な賠償、今回1年延長させたと、こういうことあります。そんな  
もので満足ではないという、そういう意見もあるかもしれませんが、少なくとも、  
必死になって我々が解除が終わったからそれで済むものではありませんよという話をず  
っとしてきて、生活支援を考えていただきたいという中で、私は、出てきたものとい  
うふうに思います。ですから、そういう意味で、これで満足だとは思っていませんけれ  
ども、一つ一つ、やはりそうしてこちらから要望、要求を突きつけて我々の心に寄り添  
うような国政あるいは支援策を出させていくということではないかなというふうに思っ  
ております。これからも続けたいというふうに思います。

20ミリシーベルト、これは出るときに、避難するときに20ミリシーベルトに年間なるの  
で、避難しろということではありますが、戻るとき、それだからというつもりは全くあ  
りませよというのは、最初から言っているところでもあります、議会の皆さんにも、村  
民にも。国はまだそれを言っておりますけれども、少なくとも除染の最低目標は5ミリ  
シーベルトにしてくれ。つまり1.0マイクロシーベルト以下にと、こういうことありま  
す。大方は、今のところなっているのかなという気はしますが、残念ながら、やっぱり  
線量の高いところ、あるいは低いところでもホットスポットというものがありますから、  
そこをまたしっかりやっていただきたいということで、言葉としては再除染というので  
はなく、フォローアップ除染というふうに、うまく国は言っているようでもありますけ  
れども、少なくとも少しでも危険あるいは心配だ、不安だというところはやっぱり取り  
除く努力をこれからも言い続けていきますし、少しでも実行させていくように努力して  
いきたいと、こんなふうに思っております。

7番（佐藤八郎君） 今5ミリというお話出されたので、5ミリですから、今の1ミリを目指す村民からすれば5倍です。5倍の中で生活することに大体なってきたかなと言っておられますけれども、本当にそんなことを思っているのでしょうか。もう一度、その辺については。そして、5ミリであれば浴び続けて、体、健康に何の問題もないというのが村長の見解ですか。

村長（菅野典雄君） これまでもお話ししてきたように、長期的には1ミリシーベルトであります。それはずっと話してきたことでありますけれども、全てが1ミリシーベルトにならないと帰らないという、先ほど言ったように、あと5年先なのか、10年先なのか、20年先なのかわからないということでありまして、そうなりますと、決して村民のためにはなっていないということでもあります。でも、だめだという方もいて当然だと思えますし、その心配も十分わかりますから、少なくとも帰れる人と帰れない人、いて当然だと思えますし、帰れない人にはできるだけもっとちゃんとした生活支援をやっていただかないと、その人だって本気になって考えて、なかなか今ではだめだと、こういうふうに言っているんですよという話はしているところでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（大谷友孝君） 残り時間5分です。

7番（佐藤八郎君） 解除というのは、今まで他市町村を見ると、解除とイコール、賠償打ち切りというふうに並行していますけれども、そういう流れだというふうには、村長、思っていますね。

村長（菅野典雄君） かなりの人が今、いわゆる解除といいますか、もとに戻ると賠償が絡まってしまったというところに非常に問題があるなという話は、している人の話、私もそう思っていますが、何せスタートしてしまったわけでありまして、これは仕方がない話であります。スタートした制度の中で、できるだけ、やはりその中で村民の生活を守っていくと、大変な思いをさせられた村民に少しでも生活の再建の道をつくっていくというのが村としてのとるべき姿だろうと、こんなふうに思っていますので、そういう意味では、解除というものが賠償とどういうふうにリンクをさせながら、国の一方的な話ではなくて、こちらにもそれなりに国の言いなりにならないようなところもやっぱり精いっぱい国と向き合っていきたい、このように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 最後の質問になると思いますので、先ほど、除染課長が言う里山、池、河川、この面積を加えると村全面積の約15%から、どのぐらいのパーセント上がるのでしょうか。残りの約85%というふうに私は思っていますけれども、その部分の危険毒物除去は半減期を待つのみということになるのでしょうか。最後に伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） ただいまおただしの、里山、河川、ため池入れての面積であります。詳細つかんでおりませんが、かなりのところが、それらを除いても面積が出てくるかなというふうに思っております。森林の部分の奥でありますから、そういう部分ではかなりの面積になるかなというふうに思っております。森林除染については20メートルという範囲が決まって、奥の里山まで何とかということで、村のほう、議会のほうも国のほうに要望しているところでございます。やはり、その奥についてもなか

なか、要望しても、すぐさま今の段階で里山ですえ回答が出てきていない状況でありますので、とりあえず、里山の部分、ため池の部分をもまず国の責任でやってもらおうと。その後、国有林等もありますので、その辺も含めて国のほうに要望という形しか、今のところ考えられないのかなというふうに思っております。以上であります。

議長（大谷友孝君） 2番 渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 議席番号2番 渡邊 計。第8回定例会一般質問を行わせていただきます。

9月11日で震災から4年半の月日がたとうとしておりますが、いまだ除染の道半ばの状況下、国は避難解除の話を出してきました。9月5日には檜葉町が解除されましたが、国は県内の避難指示区域を一くくりにして考えている感があります。しかし、各市町村ごと、状況、条件が違うので、今後、当村がどのように進めていくかが重要になると考えているところです。

では、質問に入ります。

避難解除に向けてと、その後についてお伺いいたします。

1-1としまして、8月27日より、飯館村方部別懇談会と称した懇談会が4会場で行われてきました。内容は、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改定についてであります。要は、29年3月までの避難解除についての説明会であったわけですが、ここで、会場別の参加者数についてお伺いいたします。

1-2としまして、村民に安全・安心な生活を送っていただくため、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを目指したさらなる線量低減策としての29年3月以降の除染計画についてお伺いいたします。

1-3としまして、村民の生活圏の中で、どこが安全でどこが危険なのか、一目でわかる線量マップを作成すべきと考えられるので、この作成に関してお伺いいたします。

1-4としまして、現在の除染でいった場合に、解除時の線量は幾らぐらいになるのか。また、肉体的、精神的に適当な線量は幾らぐらいと考えているのか、お伺いいたします。

1-5としまして、見守り隊の継続についてであります。これまで緊急雇用で実施されてきた見守り隊であります。28年度においては被災者総合交付金で支援するという事業概要が復興庁より出されております。よって、28年度の継続は大丈夫かなと思われませんが、見解をお伺いいたします。

次に、絆、コミュニティづくりに関してお伺いいたします。

28年1月、「いやしの宿」閉館、28年3月「きこり」の再開となっておりますが、これまで温泉であること、また緊急時の利便性から利用してこられた人々のために「いやしの宿」の閉館後について何うものであります。

以上、2項目6点の事項に対して答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 2番 渡邊 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは避難解除に向けて、その後についてというもの、5点ありますが、最後の2点についてお答えをさせていただきます。

1つは、解除時の線量についてということであります。

今も佐藤議員といろいろお話をさせていただきましたが、現在進めている除染は、平成28年度末までに宅地、建物など生活空間を面的に除染をしようとするものであります。村は国に対し、村の除染目標値であります年間5ミリシーベルト以下になるように徹底した除染をしてくれと、こうずっと言い続けているところでもあります。これに対し、国は、今年度から宅地除染実施後に局所的に高線量の箇所については本格的なフォローアップ除染を実施して、できる限りの空間線量の低減を図るとこういうことになっております。

その間、いろいろガンマカメラ、その他、これもそれなりに少しでも下げる段取りをさせようという形で村のほうで考えたりしてきているところでもあります。

解除後の線量であります、国においては具体的な線量基準はないようであります。村としては村民が安心して帰る環境づくりが必要と考えておりますので、前にも述べましたとおり、避難解除時までに国に対し、徹底した空間線量の低減を図っていくようにずっと要望をしてきましたし、これからも要望してまいりたいということでもあります。

なお、避難解除時はもとよりでございますが、村民に対し、国及び県、村で調査をしております空間線量の継続的な公表というものにはしっかり努めていきたいと、このように思っております。

また、国の除染計画で示しておりますように、長期目標として追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下になることを目指しておりますので、今後もさらなる空間線量の低減に向けた取り組みについて強く要望してまいりたいというふうに思っております。

見守り隊の継続であります。

ご質問の見守り隊の継続についてであります、国は、27年度、今年度で緊急雇用は中止すると、こういう話がありましたので、実はこの緊急雇用で飯館村が避難時に率先してこのパトロール隊をやるので何とかしてくれということで、緊急雇用のほうから、当時、多分7億、8億を取らせていただいて、年々下がってはいますが、ずっと来た大変な村民の雇用、そして村を守るというところの大切な事業でありますから、早速、緊急雇用が27年度ということでありましたので、こちらのほうからしっかりと要望を出させていただいたところでもあります。確かに、緊急雇用という事業は、今、雇用が難しいので、緊急にやってくれと、こういう意味でありますけれども、そういう緊急の雇用ではなくて、これから復興に向けて大切な事業なんだという、見守りをしていく、あるいは村を、自分の自治体を守るというのは大切な事業なんだから、別な名前でちゃんと予算をとってくれという要望をずっとしてきたところでもあります。

そういうことで、現在、村が直接雇用するという方法による見守り隊は果たしてできるのかどうか、ちょっと心配なところはありますが、見守り隊の現状を踏まえながら、見守り隊がこれからもできるという形が何とかできるのではないかとこのふうには思っております。ただ、先ほども言いましたように、非常にどンドンと財源なども少なくなってきたようなところでもありますから、今までのようにいくかどうかというのはなかなか難しいところではありますが、少なくともまだ解除になっていない28年度はこの緊急雇用は続けられるよう、これからはしっかりと国・県のほうに要望を上げていきたい、

このように思っているところであります。

他はそれぞれのほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは1点目の方部別懇談会の参加者数についてお答えをさせていただきます。

方部別懇談会は、8月の下旬から9月の中旬にかけて4回にわたり開催をいたしました。

参加者数につきましては、8月27日の県青少年会館開催が27人、8月31日の相馬市高齢者サポートセンター開催が41人、9月2日の飯野出張所開催が30人、そして9月3日の伊達市保原市民センター開催が20人の合計118人でありました。

これまでの懇談会と比較して参加者が少ない中での懇談会となりましたが、その分、密度の濃い質疑と意見交換が行われたものと捉えております。

ただし、多くの村民に話を聞いていただき、また意見をいただくには、より多くの村民に参加していただくことも必要であると考えておりますので、今後の開催に当たりましては、国とも協議の上、開催時期や周知方法を工夫してまいりたいと考えております。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは2点目の29年3月以降の除染計画についてをお答えいたします。

先ほど、佐藤八郎議員のほうにもお答えしておりますが、現在、進めております国の除染計画は、平成25年度に策定し、平成28年度末までに宅地・建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部から20メートル範囲を面的に除染する計画でありますので、平成29年3月以降といたしますか、29年度以降の計画は、今のところ計画はされておられません。

国の除染計画では、長期目標である追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指しており、今回の除染等の結果を点検・評価し、村とともに次の対応方策を検討して、29年度以降において適切な措置を講ずることになっておりますので、今後、国とその対応について協議をしてまいりたいと考えております。

ただ、さきの方部別懇談会の中で、国から平成29年3月以降の対応として、国直轄で事後モニタリング調査をしてフォローアップ除染を実施するとの回答がありましたので、これらも含めて国と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の線量マップ作成についてお答えいたします。

現在、村では委託事業で月1回の村内の道路沿線上の空間線量調査を実施し、村内の空間線量の状況を「飯舘村線量マップ」の発刊や村のタブレットなどにより村民への情報の公表に努めているところであります。

ご質問の線量マップ作成であります。村のまでいな復興計画第5版の中で、「空間線量マップの作成」を計画しておりますので、現在発刊しております「飯舘村線量マップ」をベースとして、私たちの生活空間となります宅地、農地、森林などの掲載マップエリアやメッシュの大きさなどを、村民に少しでもわかっているよう、今後工夫をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは「いやしの宿」閉館について答弁いたします。

当該施設は、村民の憩いの場、交流の場を確保することを目的に、NTT健康保険組合

から借用し、平成23年9月に開所いたしました。

施設は、温泉設備と宿泊設備を備え、平成27年8月までに日帰り、宿泊合わせて延べ9万人弱が利用しております。しかしながら、施設の老朽化が進み、毎年のように浴室や配管等が破損し、今後、給排水や外壁等に大規模な改修の必要が見込まれますので、平成28年1月末をもって閉鎖する予定でございます。

また、年度内に「宿泊体験館きこり」の大規模修繕を完了し、入浴施設が復旧する予定であることから、「いやしの宿」の目的であった村民の憩いの場、交流の場としての役割を「きこり」に移してまいります。今後、「きこり」の開所時期や利用方法などを庁内で検討し、施設の利活用を促進してまいります。以上であります。

2番（渡邊 計君） これより一問一答により疑問を深く掘り下げていきたいと思っております。質問が前後しますが、ご了承ください。

まず、2-1の「いやしの宿」の閉館後に関してであります。これまでの一月の平均の利用者数と、これは村でなく、県の絆で払っていると思うんですが、一月の経費はどのくらいかかっているのか、わかりますでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 1カ月の利用人数は、約1,800人から2,000人の間で推移しております。

第2点は、費用ですね。費用については、村の予算計上では2,000万円でございますが、約、人件費まで含めると4,000万円を超えるぐらいになっております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 経費、約4,000万円を超えるということは、一月にすると大体330万円前後ということで、利用人数が1,800人から2,000人。前、以前に聞いたときは一月600人くらいだったと思うんですが、何か急にふえたような気がするんですが、原因は何でしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 一月の平均利用人数は当初から1,800人から2,000人で変わっておりません。延べ人数でやっておりますが、その辺、ちょっとどういうふうな算定の仕方だったのか、ちょっと明らかではあませんが、間違いなく1,800人から2,000人で推移しているということでございます。

2番（渡邊 計君） 3月の予算委員会のとき、たしか600人と、私の聞き間違いだったのかもしれないんですが。「きこりの宿」、1年間4,000万円、一月にすると333万円、例えば、提言として聞いていただきたいんですが、「いやしの湯」、これは温泉だから皆喜んで入りにいっていたという人が多いんです。今でも毎日利用している人が結構、伊達仮設なんかからは10人以上毎日通っておられる方もおります。「きこり」再開で「きこり」を利用するというのもいいんですが、避難解除が決まってから1年ぐらいは猶予があるはずで、その間に、「きこり」とは別に、福島になかなか帰るまで時間がかかるという人もいるわけで、その人たちにやっぱり温泉を使わせていただきたいなど。

飯坂温泉あたりは、日帰り入浴、これは1人500円程度なんです。1,800人から2,000人という、一月90万から100万円、今までの経費から考えると3分の1程度で済むわけです。そして、今回、8月31日で概要請求、予算の来年度、これで復興庁が福島県に被災者支援総合交付金というものとりまして、27年度予算が59億円だったものが、28年度の

概算要求額が228億円なんです。そして、その中には、高齢者の日常生活サポートとか、心の復興コミュニティ形成支援、そういうものが載っているわけなんですけど、こういうものを利用しながら、何とか飯坂あたりの温泉旅館と契約をしまして、避難まであと1年半、2年ある中、それらのお湯も使えるようにしていただきたいなど、提案いたしますが、村長、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 本当は、あそこの「いやしの宿」をやるといふとき、本当に大きな決断でした。果たして、そこをやってどうなるのかということだったんですが、幾らかかっても、村民のためには、やっぱり村として避難生活の中で営業すべきではないかということで、皆様のご理解をいただいて特段の配慮でスタートしたわけでありまして、それが今まで7万人が入っていただいているということでありまして、本当にスタートさせてよかったなというふうに思っておりますが、残念ながら、かなり老朽化をし、衛生面でもかなりの問題が起きてきております。ということで、やはりこれ以上続けることは大変だと。ということで、やむなし、今年の2月あたりで閉めさせていただきたいということでありまして。

今のご質問は、それはそれで仕方がないけれども、温泉に入れる方法はないかということで提案があったわけでありまして。今、実は、ちょっと私はわからなかったんですが、あそこに日中だけ入るんだったら500円だと、そこを何とかできないかということでありますが、考え方、こういう言い方はどうかわかりませんが、500円だったならば自分で入れるのではないかと。それよりは、もっと別な形で村の全体にサービスを皆さん方にしていくという、もっと、もっと、金額、そんなもので済まないぐらいの高いサービスをしていかなければならないということではないのかなと、こんなふうに思っています。そういう意味で、何ができるか、今一生懸命考えてはいますが、ぜひ、500円ということであれば、それぞれ日中入れるところに入らせていただきながら、少しでも癒していただければと。ただ、ぜひ、こことここ、村のほうで、そういうものに便宜を図っていただくようにという話は幾つかの旅館と話し合いはして、皆さん方に周知をしていただければと、このように思っているところでございます。

#### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、暫時休憩します。再開は午後1時10分からといたします。  
(午前11時55分)

#### ◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。  
(午後1時10分)

2番（渡邊 計君） 次、1の見守り隊の継続についてであります。前回の質問でも言いましたが、解除されれば、これまで以上にいろいろな人が村内に入ってくる。そして、帰村する多くの人は高齢者世帯、または独居老人世帯が多く帰るのではないかと、そういうふうに見込まれている中、安否確認、またこれまで同様の無人家屋の防犯のためにも見守り隊の継続は解除後二、三年は必要と思っておりますが、先ほどの回答では、少なくとも解除まではということであったんですけれども、その辺の見解は、もう一度お聞きいた

します。

村長（菅野典雄君） 解除までは間違いなく、そこに住民が住んでいないわけでありますから、パトロールはしなければならないかなというふうに思っておりますが、解除後も当然、安否確認にしろ、何にしろ必要だと思います。ただ、今の何百人体制というのは、多分、なかなか大変ではないのかなと。当然、我々、幾らでも国のほうには話はしますが、もともと400人から始まって今200人ぐらいですかね。ほかの自治体はほぼ5名から10名ぐらいで回っているというような状況ですから。それが、何も5名、10名がどうのこうのというつもりは全くありませんけれども、少なくとも戻った後もある程度そういうものはやっぱり、年齢を区切ってやるのか、どうなるかわかりませんが、やっていかなければならないのではないかと、このようには考えているところでございます。

2番（渡邊 計君） 復興庁から出された被災者支援総合交付金、これは59億が28年度228億になったわけですが、事業概要目的の④の中に見守り、相談、支援を一元的に支援して体制をさらに強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援すると、こう書かれていますので、予算的には何とかなるんじゃないかなと。ちょっと確認したいんですが、28年度は間違いのないことよろしいでしょうか。

村長（菅野典雄君） まだ予算決まっていませんから、大丈夫だという話には全くありませんけれども、少なくとも27年度で切るというものに、しっかりと要望を出して、今お話のあったようなことが新聞紙上で出ておりますので、心配はないのではないかと気がしますが、確認しろと言われると、今のところまだ何も言えませんと言わざるを得ないということでありまして。努力はしたいと思っております。

2番（渡邊 計君） 次に、1-1から1-5について、今回の懇談会にも関連していることなので、まとめてお伺いいたします。

私も3会場に参加させていただきましたが、参加者の少なさに落胆しました。この原因はどこにあるとお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） これまで除染についての説明会もやってきました。それから、賠償についても随分やってきました。さらに、さらに復興計画についてもやってきました。一つだけに限らず、2つ、3つというときもありましたけれども、その都度、会場はかなりいっぱいだったということでもあります。それが今回、確かに国からの提言についての説明ということでもありますから、直接的には関係ないというふうに思ったのかもしれませんが、いずれにしても、大体、目先といいますか、方向性が見えてきて、それぞれ自分での生活設計といいますか、そういうものやっつけていかなければならない、こういう形になりつつあるのも大きな要因ではないかというふうに思っています。

ただ、やはり少なかったわけでありますから、いろいろこれから皆さんの声を聞くためにもいろいろな会合を開いていかなければならないと思っておりますので、議会が終わり次第、例年やっております仮設あるいは集合的のところ、あるいは各方部の自治会などを回る予定は立てているところであります。以上でございます。

2番（渡邊 計君） 今回はお知らせ版とタブレットによるお知らせだったわけですが、村民への周知不足があるのではないかと考えられるわけですが、会場に関しましても、除染

のときとかは20行政区、プラス、仮設ということで、大分人も集まった。しかし、今回は4カ所、そして夜間ということもありまして、集まらなかったんじゃないかなど。その辺は今後ぜひ検討して多くの参加者を呼んでいただきたいと思います。

それと、当日に説明書を渡されて、この3部渡されるわけですけども、これを当日渡されて、この内容を理解して質問をすつとできる人がどのくらいいますでしょうか。これは事前に送付する必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、今回は国主導で、国のほうの第5次提言、いわゆる「復興に向けての加速化（案）」というものを知っていただくことが……、ということで国主導でやってきた、したがって、20回も30回もというわけにはなかなかできないということでもあります。これから、解除に向けてということになると、多分、20回ができるかどうかは別にしても、もっともっとやっていかなければならないんだろうと思うんですが、とりあえず、5次提言ということでもありますので、その話をこれから村としてはいろいろなところでやっていきたいというふうに思います。

なお、前もってということではありますが、出でることでもありますので、これから折に触れてお配りをしたり、あるいは広報の中にそういうものをわかりやすく、こういうことで懇談会をしましたが、なかなかお集まりいただけなかったですけども、頭に入れていただければといいますか、こういうことがありましたということを出すのも大切かなと、こんなふうに、人の集まりが少ない中で私自身考えたところでもあります。以上であります。

2番（渡邊 計君） この説明書、私ももらって、その当日はそんなにわからなかったです。でも、よく読んでいくと、まだまだ具体性とかそういうものは載っていないんですね。それで、私、以前、議会に説明に来ました人に、「有識者が安全だと」、その人が言ったので、「じゃあ、その有識者とそのときの会議の議事録あるいは文書があれば出してください」と言ってもらったんですけども。これがそうなんですけれども、原子力規制委員会で「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」、これは今回の説明書の縦刷りのほうの3ページの下にも書いてあるんですけども、これを踏まえてやったということで、これを読むと、本当に内容的にかなり詳しく載っているんです。ですので、やっぱりこういうものをちょっと取り寄せられるというか、ホームページからとれますので、こういうものをしっかり先に読んでいただいて、懇談会の題名も、今回は説明ということでしたが、復興加速に向けてのポイントということで説明でしたが、結局は、本当に先ほど村長が言ったように、解除の話なんですよ。懇談会の題名が解除に向けてとなれば、まだまだ本当にかんりの人数が来たのではないかなと思いますので、その辺ぜひ検討をお願いできればと思います。

この中にもありますけれども、住民と十分な協議がなされたらとなっているわけですが、村長は何人ぐらいの参加者があれば、住民の理解が得られ、十分な協議がなされたとお考えでしょうか。お尋ねします。

村長（菅野典雄君） 6,000人人口いるわけでもありますけれども、何人がなったから、村民の合意を得たという話ではなくて、先ほどからもお話ししていますように、100人いれば

100人がみんな違っても何らそれはおかしくない、正しいと、こういうことでありますから、我々としてはできるだけ多くの人に解除のお話なり何なりをさせていただいて、最終的には議会と我々が選ばれた者の責任として決定していくと、こういうことではないかなと、このように思っています。できるだけ多くという話は、我々も考えていますし、国にも求めていきたいと、このように思っています。

2番（渡邊 計君） できるだけ多くの話を聞きたいということですが、今回4会場、参加者120名弱、これだけの人数でも、やっぱり2時間というのはかなり時間が短かったんじゃないかと、どの会場もいっぱいいっぱいの質問だったのではないかと。そういう面で、もう少し時間的猶予も考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、あちらこちらで仕事をなさっている方が集まるということもあります。さらに、我々も5時15分までやってということになりますと、どうしてもやっぱり6時半になる。あとはほとんど、我が村であれば9時が9時半になっても何ら問題ないし、また帰っていただくのにも村内を帰っていただくわけですから安心ですが、残念ながら、会場というのはみんな9時までに引き払ってくださいと、こういうことでありますから、どうしても後片付けなんかがありますと8時半ぐらいということになりますし、余り遅くしても、やはり何か村民にあったというような思いもありまして、このような2時間ということでもあります。もっと小まめにやればということだろうと思しますので、先ほども言いましたように、議会、終了後、いろいろそれぞれ仮設などには、結構皆さん方が集まっただけですので、そんなものを数を重ねていながら、また改めて、解除に向けてのものがある程度見えてきましたならば、当然、また懇談会といえますか、解除に向けてという言葉での会合になるのではないかと、このように思っております。

2番（渡邊 計君） 今回の懇談会の中で出された主な質問、意見はどのようなものがあつたのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 正式には今復興庁のほうで取りまとめをして、後で情報を公開するということでありますが、大きく分けて、除染のこと、除染がおくれている、除染の方法、それから放射線量、要するに除染した後の不安、それから雇用、働く場の確保、それに生活インフラ、先ほども質問いっぱい出ましたけれども、買い物であったり、あるいは診療所であったり、介護サービスであったりという生活インフラ、それから学校の問題もありました。学校の再開の時期ですね。大きく分けるとその辺なのかなと。それから、村は農業を主にしていることもあって、農地の再開、営農再開の面でも結構質問が出されていたのかなというふうに思いますので、その辺、これから帰村に向けて、その辺の4つの課題、一つ一つ、項目としてはいっぱいありますけれども、今の4つのくくりの中でも、いっぱいありますけれども、一つ一つ、できるだけ心配している部分を解決していくことかなと、こういうふうに思っています。

2番（渡邊 計君） 私も3会場行きまして、何点か質問させていただきました。まず、「説明に来ている国の人たちの中で、飯館を見てきた人は何人いるんでしょうか」と質問したところ、十二、三人ぐらいいた中で、たった2人しか手を挙げませんでした。村民からしても、私もですが、村の現状も知らずに説明に来たことに非常に腹立たしさを感じ

たわけです。このことに村長はどのような見解をお持ちでしょうか。

村長（菅野典雄君） 我々の立場になればそういう思いも全く当然であります。かなりの事務量をやっぱり国のほうも抱えながら、多分あの人たちは、飯舘村ではなくて、まさに避難をしているところ、あるいは避難以外のところもやっぱり対応しているということになりますと、その人たちの多くが現場を見るという形はなかなか難しいのではないかとこのように思っています。ただ、やっぱり県全体を見た場合に、全員が避難させられて、どうしたらいいかわからないという状況の現状を見るというのは非常に大切だということに思っておりますから、改めて時間をつくっていただいて、飯舘村に限らず、避難させられて、家も土地もそのままだけれども、まさに荒れ放題になっている、なかなかこれから大変な状況が待っているというものを知っていただくことは非常に大切だと思いますから、その旨は伝えておきたいと、このように思っているところでございます。

2番（渡邊 計君） ぜひ強く要望していただきたいと思えます。

この質問の際、村長が副村長に向かって、「渡邊議員は余計な質問をしている」と言ったそうですが、何が余計だったのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 余計なというつもりは、全く私は言った記憶はありません。ただ、議員の皆さんであれば、それなりに国のほうから来ていただいてお話しする機会もありますし、我々とやりとりもありますので、できるだけ、やっぱり住民の皆さん方に発言の機会を与えるというのがいいのではないかという話を言ったままで、余計なというつもりは全くありません。

2番（渡邊 計君） 前のほうに座っていた人は聞いた上にちゃんと録音までしていると、私に教えてくれたんですけれども、今の説明ですと他意はなかったと。質問自体には問題なかったと受けとめてよろしいですね。

この質問したとき、一番最後に30秒ほどもらって質問をしたわけなんです。途中で長々やったのなら、それも問題あります。ただ、相馬、そして伊達でも質問させていただきました。そのとき、皆さん方、誰も手を挙げないので、では、私がやらせてもらおうということで質問したわけなんですけれども、私も、皆さんの意見を聞かなければいけないということはわかっております。ですから、皆さんの意見がなくなった、あるいは一番最後にとまってやっていると、その辺、ご理解いただきたいと思えます。

次に、今いろいろな質問の中にも農業再開に関する質問が出ました。再開は可能にしても、生産物が売れるかどうか重要で、風評被害で売れないのは目に見えているわけです。そこで、完全買い取り制度の確立が必要だと思いい、伊達のとくに質問しましたが、国のほうは「ない」という回答でした。完全買い取り制度、これは買ってもらわないと生活できないわけですよ、幾らつくっても。

議長（大谷友孝君） 渡邊議員、議題外にならないようご注意くださいと思えます。今の質問は議題外に該当しますので。

2番（渡邊 計君） 懇談会の質問の中身に関したことでもだめでしょうか。

議長（大谷友孝君） 懇談会の参加者数等々についてで、そのエリアまでは含んでいない通告になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

2番（渡邊 計君） わかりました。

では、29年3月以降の除染についてお伺いいたします。

村民が心配しているのは、いまだ29年3月以降の除染の内容が出てこない。もしかすると29年3月で除染が終わってしまうのではないかという不安だと思います。いまだ山林、河川に手をつけていないので、これは国直轄になるかもしれませんが、しかし、宅地、農地等は年間20ミリ以下、だから、国は帰村策の話を持ってきたわけで、20ミリ以下のところというのは、汚染除去後重点調査地域として市町村等が行うとされているわけです。早く出させないと、来年8月の概算要求に間に合わないといふ29年3月から予算化できないわけですね。できるだけ早く村民に知らせるべきと思いますがいかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 29年3月以降、今の契約が終了してからの部分についてということですが、今、国のほうにも、前の本議会のときにお話ししているかと思いますが、まずは29年度3月以降の考え方としては、今やっている計画中にやっている除染をまず終わって、その検証等をしながら29年度以降については考えるということになります。私も国のほうに、やはり29年度どうなるのかなという心配もありましたので、担当課長のほうに確認しまして、もし計画をつくり直すのであれば、やはり27年度から検討して28年度に明記しながら29年度に実施という流れがよろしいのではないかというように、除染推進担当課長、再生事務所の担当課長のほうに一度話をしております。そのときには、何しろ、今計画しておる部分については、まずは進めさせていただいて、29年度以降についてはその間に考えていきたいという話でございます。

渡邊議員も懇談会の中で質問されておまして、その中で、国のほうは国直轄で29年度3月以降も行うよというような回答がございました。よその自治体、檜葉町、川内についても、やはり計画が過ぎてからも国直轄でフォローアップ除染等をやっているということもありますので、その方向性を考えての話かなというふうに思っておりますが、今後、詰めさせていただければというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 今、少しでも早くという回答だと思うんですけども、答弁書の中で、「今回の除染等の結果を点検・評価し……」、今回の除染が終わるのは29年3月ですよ。その時期になって点検・評価したら、幾ら早くても1年ぐらいくんじゃないでしょうか。この点検・評価の時期というのはいつごろにしようとしているのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） そのとおりでございまして、私もこの今の計画の中の一番文末にある文言をここに引用しておるわけで、これになると29年度以降に分析するのというようなことも考えられましたので、そういう意味で、先ほど、再生事務所の担当課長に申し入れをしてきたということでございます。29年度にやっていたのでは意味がないよという部分でありますので、ただ、そのようなことにならないようにはしていきたいということでもありますので、申し入れしておりますとおり、今後、詰めさせていただければというふうに思っております。

なお、先ほども言いましたが、川内、檜葉等についても引き続きフォローアップ除染を行っているというふうに聞いておりますので、村の場合もそのような対応をしていただくように強く求めていきたいと思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） フォローアップが国直轄で継続していると、檜葉とか。でも、29年3月以降の除染について、少なくとも宅地、農地、そういうものに関して今のままの国直轄でいいのか。今の国直轄の除染に対してすごい不平不満が出ている。そして、現在、県内で56行政ほど除染しているわけでありますが、その中で46行政、これは自治体独自でやっている。福島を除染とか、伊達は最近見られないんですが、福島を除染、いまだにやっています。見てみますと本当にきれいな除染をやっているわけです。飯舘とは天と地の差ほどあるような除染なんです。であるので、29年3月以降、村としては国直轄でやるのか、自治体独自でやるのか、どちらの考えでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、飯舘村の除染については、特別地域ということで、避難指示を受けた自治体については、国のほうでは特別地域ということで、国直轄という流れになっております。その根拠となるのが、23年の12月だと思いますが、特措法が出された中での位置づけということでございます。その特措法の改定がない限りは、多分、飯舘村については国直轄の流れでいくのかなというふうに思っております。

議員が、国直轄と市町村発注、非直轄の除染はかなり違いがあるということでございます。ただ、非直轄は避難指示を受けないでやっているということ、ある程度の線量が低いところをやっていると。ですから、宅地であれば、高いところについてじっくり時間をかけてやっているということでございますが、飯舘村の場合は、避難をされているという状況と、やはり避難での苦痛を強いられている村民を考えれば、やはり面的な除染で一度行って、国の計画で行って、その後に対応をやったりやっていくという方がよろしいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

2番（渡邊 計君） 29年3月というのは解除された後ですよ。避難解除前のところは国直轄ですけども、これは解除された後なんですよ、29年3月以降というのは、現段階でいきますと。汚染状況重点調査区域というのは1ミリから20ミリの間でやっているわけです。20ミリ超えたものは国直轄なんです。ですから、私は29年3月以降、行政としてはどういう考えを持っているのか聞いたわけです。避難指示解除にならなければ、もちろん除染特別地域で国直轄です。もう一度、答えをお願いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 重点汚染地域の部分は、先ほども言ったように、その時点で1から20ミリになったところについて除染をするということで特措法の中で位置づけされているということでございます。除染後の部分の1から20という部分をどう取り扱うかという部分については、ちょっと私もその辺まで勉強しておりませんので、今後、避難解除した後からの除染が、市町村除染でできるのか、そのまま国直轄でやるのかという部分については、今の段階で、ここで申し上げられませんので、この辺についても、29年度以降の除染と、あとは市町村除染になるのか、国直轄除染になるのか、その辺も含めて検討させていただければと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 答弁書の中に、「国直轄で事後モニタリング調査して、フォローアップ除染を実施する」と、国直轄というのは環境省のことでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の答弁に書かせていただいたのは、村としては29年度以降の部分については、今後、国と協議をすべきものというふうに思っておりましたが、さ

っきの伊達市の方部懇談会の中で、質問の中の回答として国直轄でという部分があったものですから、その内容を書かせていただいたということでございます。以上でございます。そういう意味では、環境省というふうに判断しています。

2番（渡邊 計君） フォローアップ除染を実施すると回答ありますけれども、今回の懇談会の中においても、フォローアップ除染の線量レベルは決まっているのか。こういう質問がありました。でも、環境省は、最初のうちごまかしていましたけれども、結局、ないということは最初から私たちもわかっているし、ないんですよ。最後には「ない」と言いました。今のこの現況、飯舘村の場合、フォローアップ除染は1軒1軒の家の周りで特別高いところをフォローアップ除染と呼んでやっているわけですね。ということは、須萱、二枚橋と、極端な話、蕨平、線量の違いがかなり出てくるわけですね。それで除染しましたと言えるんでしょうかね。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのとおり、除染をして、当初、線量の低いところについてはかなり、低減率は同じ低減率になりますが、もともと低いということで低くなってきているということがあります。今お話のとおり、やはり高線量地区についてはなかなか下がり切れていないという状況がございます。これらについても、国のほうに高線量地区という部分のくくりにしまして、その辺の除染の対応策を検討していただきたいというお願いもしております。ただ、どういうふうにするというまだ回答はありませんが、やはりそれぞれの行政区ごとを見ますと、線量的に高いところ、今現在、除染前も高いところが除染後も高い状況になっているという地区あたりします。その辺の検討もさせていただいているところでございます。以上です。

2番（渡邊 計君） 福島市などは地表で0.4マイクロシーベルト、バックグラウンドを拾わないように、鉛の筒をつくって、そこに線量計を入れて、地表で0.4マイクロシーベルトになれば、地上で0.23をクリアできるんだと、そういう一定の決まりごとの上で除染をしているんです。ですから、皆さん納得するんですよ。ただ、「下がり切らなかったらどうするんだ」と聞いたら、「徹底的に削ります」という、そういうきちっとした線量レベルを決めて除染しないと、村内の二枚橋、須萱、八木沢、大倉、佐須は低かった、でも、ほかの地域は高かった。村内で除染が終わっても線量のばらつきが出てくるわけです。これはぜひ、きちっとした線量レベルで除染していただくよう、強く国のほうに要望していただきたいと思いますが、もう一度確認いたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 私も除染担当しておりますので、議員のお気持ちと同じであります。やっぱり村民に戻ってもらうためには、低い線量で、安心まではいきませんが、よりよい環境の場所に戻っていただきたいという思いがありますので、これからも環境省のほうにはできるだけ線量の低減を求めようようにしていきたいと思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） この答弁の中にも、除染、線量のところにも、長期目標である追加被曝線量が年間1ミリシーベルトと、こう書かれております。問題は、この長期目標、長期とはどのくらいの時間、年数と考えるのでしょうか、村長、お答えをお願いします。

村長（菅野典雄君） 放射能について全くわからずの中で対応してきたわけでありまして。いろいろ、あちらこちらかのご指導をいただいたり、かじりながらであります。それによりますと、30年というのが大体なくなるということでありましてから、長期的には30年ということになるんだらうと思っておりますが、とても、そんな長期的なことはできませんので。我々、今、復興計画のこの4年半の間に5回つくって、何せ、その場、その場に出てきた問題を一つ一つやっぱり計画をつくって、復興予算を取ってと、こういうことありますので。やはり長期的にはというのは、大体、避難解除になってから、非常に人口の問題、いろいろな問題がありますから、一概には言えませんが、解除になってから10年ぐらいが何とか一つの村の形になるのにかかるのではないかなど、こんなふうには思っております。それとてやはり心配な方は心配なんだらうなと、そんなふうには思っております。

2番（渡邊 計君） 関連していますので、さきに解除時の線量についてお伺いいたします。

現在、村長は、長期ということ大体震災から16年ぐらいということですが、回答の中に、村の解除目標値であります年間5ミリシーベルト以下になるようにということでございますけれども、これは前回も、私、村長とちょっとやり合いましたけれども、5ミリシーベルトというのは放射線管理区域なんですよね。ここは18歳以下の人を働かせてはいけません。これは法律で決められている、電磁法で。ということは、普通の人、早ければ15歳から働きます。でも、その下の子供たち、この人たちの仕事は何だといったら、勉強ですよ、学校に行くことです。そういうところに子供を帰していいのか。そういう疑問を持つわけですが、村長の考えはいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほども言いましたように、全く専門家でもありませんし、ですが、避難生活をして皆さん方が大変な生活をしているわけでありまして。そういう中で、戻りたいという方、どういうふうに帰還をさせるかということになりますと、あの当時、当然、20ミリとかいろいろな数字があつて、長期的には1ミリというものがあつたんですが、1ミリというのは0.23でありますから、どうも除染をした中の数値としては、0.23になるのにはかなりの長期だなど。その長期が、村民をまさに村に戻さないという形が、果たして住民にとって、村民にとって、あるいは村にとっていいことなのかどうなのかということを考えた場合に、除染の中で出てきた、大体、除染のモデル的なもので、一番最初は、伊丹沢でありましたけれども、やはり1ミリ以下に下がると。1ミリをちょっと超えたぐらいなると、こういうことありますから、1マイクロシーベルトになるということありますから、そうすると、5ミリというものがきて、そこまでにやってくれと、こういう話で5ミリが出てきたということあります。みんなが、今ほかの自治体も1ミリというのは、当然長期目標でありましようけれども、そうなっているところもあるでしょうけれども、なっていないところもやっぱり解除というところもあるわけありますから、そうすると、やはり人それぞれ、だめな方もいるだらうし、心配な方もいるだらうとは思いますが、5ミリということで、1.0以下になった場合には、ということあります。

ただ、何度も言いますように、今おっしゃったとおりであります。人それぞれ、特に若

い方にとっては心配な面がいっぱいあるだろうと思いますから、その点は十分、これから考えていかなければならないなど。学校を戻すのに、当然、もう一回、しっかりと除染をしていただいて、1ミリシーベルトに近づけるように、あるいはそれ以下にするように、やっぱりやっていかないといけないのではないかと、このように思っているところでもあります。

2番（渡邊 計君） 積算線量が年5ミリということですがけれども、この資料によりますと、個人線量の結果に基づき被ばく、低減対策や健康管理などを行うなど、個人に着目した政策が、対策が必要だと。住民の長期的な健康管理の面においても、個々人の被ばく線量を個人線量計等によって継続的に測定し、その記録を残すことが重要であると、このように書かれているわけですが、当村としましては、個人の線量を今後どのようにしてはかっていこうとしておられますか。

村長（菅野典雄君） 国のほうが、戻るに当たってはやはり個人線量をしっかりとはかってもらう必要があると、こう言っているところでもあります。つまり、人それぞれ違いますから、自分がどれだけなのか、こういうことが一番大切だと思います。そういうことで、今、実験的に村のほうに戻っていただいている方の線量などをはからせていただいているところでもあります。かなり低い、ちょっと数字的には担当のほうからお話をさせていただければというふうに思いますが、低いということでもありますので、あとは戻る段階で、ちょっと私も正確なところは言えませんが、希望の方にはできるだけそういう個人線量計をつけていただいて、自分が飯舘村に戻ってどのような状況にあるのかということをやっぱり知っていただくことが大切ではないのかなと、こんなふうに思っています。戻る人全員につけろという形になるのか、希望でつけるようになるのかどうなのか、まだちょっとそこまで私ども突っ込んでいませんので、私自身突っ込んでいませんので、ちょっとお答えに窮しますが、そんなふうにやっぱり考えていかなければならないのではないかとこの思いは持っているところでもあります。

2番（渡邊 計君） 資料には、個人線量の把握・管理については、住民が帰還するか否かの判断に資するよう、住民が帰還する前から帰還後に想定される住民の個人線量の水準について把握しておくことが重要であると書いてあるわけですが、となれば、今現在、村で働いている見守り隊の人たち、それから商工業の人たち、それから役場職員、これは線量計つけておりますよね。積算線量なんですけど、前回の質問のときに、一番高いのが6.31、低いのが1.52、それで平均が2.56ということだったんですけども、私たまたま住民課長がいたときに資料をちょっと見せていただいて、「これはいいものだ」と、「ぜひ、提出していただきたい」と言ったんですけど、私が見たものと、これは違うものが上がってきたんですよ。私、ここで数字遊びをしたいわけではないですけども、例えば、小宮です。これは平均3.31、実際に最大が6.31と書かれておりますけれども、小宮の最小値はわからないわけです。ということは、年平均からどうやって、6.31と今わかっていますけれども、3.31からどうやって、最大値を割り出して、最小値を割り出すのか。そのところを教えてくださいませんか。

住民課長（藤井一彦君） これは毎月、線量を各見守り隊の個人の方からご報告をいただきま

して、その、今回の場合は1年間通して働いた方の線量ということで、その平均と、最小値、最大値をそれぞれ割り出したということでありまして。そんなお答えでよろしいでしょうか。

2番（渡邊 計君） こういう危険なものは高いほうの数字を基準にしなければいけないのではないかと私は思うんです。ただ、平均値で出てきた場合に、最大値、最小値をどうやって出すんだと。例えば最小値2、最大値4、平均が3になります。でも、最小値1、最大値5、これでも平均値は3になるんです。どうやって、この平均値から割り出すか、それを教えていただきたい。もし、その方法がないのであれば、私が見たような、最大値、最小値まで書かれたものを出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午後1時55分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後1時57分）

住民課長（藤井一彦君） 昨年やっていた方が、年間通してやっていた方が213人おりまして、それぞれが年間の積算線量が出ておりますので、それを全部足しまして、それを213で割った数字で平均値を出しております。

2番（渡邊 計君） そうじゃなくて、私のところに来ているのは平均値しか来ていないんです。この平均値から最大値と最小値をどのようにして割り出せばいいのか、それを伺っているんです。最大値、最小値があれば、割れば確かに平均値出せます。でも、平均値しか来ていなかったら、最大値、最小値は出せないんですよ。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開をいたします。

（午後2時03分）

2番（渡邊 計君） 先ほどの年間1ミリシーベルトのことに戻りますけれども、震災後から国のほうはずっと年間1ミリシーベルトを長期的に目指すと言ってきていますが、4年半たってもいまだに具体的な施策の一つ出てきていないわけですよ。このことに関して、村長、どのようにお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 長期的にというのは、3年、4年ではないというふうに思っていますので、当然、ある程度、一生懸命はやるけれども、自然減も含めて1ミリを目指すと、こういうのが多分国の考えではないかと私は思っています。ですから、そういう意味で、1ミリ以下でないと戻れない、解除できないということになりますと、非常に長期の避難を村民に強いると、こういうことになるのではないかとというふうに思っている話であります。

2番（渡邊 計君） 私、1ミリシーベルトにしろと言っていないです。1ミリシーベルトにすると国が言っていて、4年半たって、今解除の話が出てきている中で、その中でいまだに何一つ具体的な施策が出てきていない。1つ、2つは出すべきだろうと、こういうふうに考えるわけです。これは村民も同じく考えていると思いますよ。ですから、その点に関して村長はいかがな見解を持っているのかと、もう一度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 一生懸命除染を進めていただいている。そういう中で、イグネの話もありましたし、あるいは田んぼのその他の土を返すという事業もありましたし、いろいろな形で進めてきていると私は思っています。ただ、それで十分だとは思っていませんけれども、それなりにこの4年、5年の間にかなり我々の要求を認めさせてやってくると、こういうことでありますが、残念ながら、この4年、5年の間で全部1ミリになるということはなかなか難しいのではないかと。ですから、国が言っている長期というのはもうちょっと先なんだろうなど。ただ、これでいいというわけではありませんので、フォローアップなり、あるいはこれから森林の再生事業などを何とかやれないのかと。こういうことを一方では言っているわけでありますので、そういう中で、相手がいる話でありますから、全てこちらのものを飲まないとだめだよという話だけで解除なりませんよという話はなかなかできないのではないかとというふうに思っております。

2番（渡邊 計君） 何度もになりますけれども、私は国が具体的施策を出さないことに関して聞いているんです。これに関して、村長はこれでいいと、まだ4年半なので出さなくてもいいと、そういうお答えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全くそんなことは言っていないませんが、出せないということではないのかなと私は思っています。まさに、国もいまだかつてない原発事故の処理でありますから、そういう意味で、随分いろいろ世界からのいろいろな知恵や応援をしておりますが、いわゆる廃炉でさえもあのおりのことをやっているわけでありますから、除染についてもなかなかできない、こういうことなのではないかと。ただ、少なくとも、それでいいというものでもありませんから、さらにしっかりと線量が下がるような方策をやっぱり我々は求めていくと、こういうことであります。

2番（渡邊 計君） 現在、独自で除染しているところが56市町村あるわけでけれども、こういうところは1ミリにする対策をしながらやっているんです。だったら、国もそれぐらいのことは出せるんじゃないか。それを出してこないことに私は不信感を持っているわけですが、村長はそういう不信感を持っていないみたいですので、次の質問に入らせていただきます。

線量マップについてお伺いいたします。

線量マップですが、国のほうでは、詳細な環境モニタリングを通じた線量マップの策定が大事であると、こううたってあるわけですが、現在は福島再生の会の調査によって飯舘村の線量マップをつくり、タブレットに載っておりますが、これは大体125メートルピッチぐらいですね。これではちょっと、ぱっと村全体を見たときには結構細かいなと思うんですが、拡大して自分のうちの辺を見ますと、知り合いのうちを見たりすると、余りにも範囲が広いんじゃないかと。せめて50メートルぐらいのピッチのマップを

つくるべきではないかと、メッシュに関して。そうすれば、村民の皆さんも一目瞭然で、「あ、ここはこうなんだな。あそこは高いんだな」と、こういうものをぜひつくっていただきたいので、今後の課題になると思いますが、線量マップのメッシュの大きさ、大体どのぐらいまで下げるつもりでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしの空間線量マップ、復興計画の第5版のほうに明示してありますので、作成については計画していきたいというふうな考えをしております。課題としては、答弁の中にもありましたが、今は再生の会さんにお世話になっているのが道路上だけなものですから、やはり生活空間のエリアというものも入れなくてはならないのかなということになれば、やっぱり住宅含めた住居周りとか、農地とか、それから森林、20メートル除染をしている部分もありますから、そういう意味では、どの辺まで載せたらいいのかということと、それからおただしのメッシュの大きさの検討が必要かというふうに思っております。

線量マップについては伊達市、福島市もつくられておりますので、参考にとり思って情報も入れたところなんですけど、伊達市においては、市街地は500メートルメッシュ、市全体は1キロメッシュと、市街地は500メートルで、あとの山合い等は1キロメッシュと。これも福島市も同じような状況であります。多分にして面積の関係で、やっぱり細かくすれば確かに住民の方々の理解は深くなるかと思えます。メッシュを小さくすればやっぱり大きな紙が必要になってくるという部分もありますので、この辺も福島市なり伊達市を参考にしながら、それから計測、測定方法もまちまちのようでもありますので、これらも含めて検討させていただければというふうに思っております。今後、課題として考えさせていただきたいと思えます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 確かに面積の問題もあります。ただ、福島、伊達あたりは線量も低いので、500メートルぐらいでも大丈夫かな。ただ、飯館の場合は結構線量が高いし、いまだ河川、山林をやっていない。山林の中まで入って調べろとは言いません。ただ、山林の除染をやった20メートルと、そこから5メートルぐらいまで入って調べれば、大体やったところ、やらないところはっきりしてくるわけです。だから、そういうところ。ただ、山林とかは、航空サーベイでやるしかやりようがないと思うんですよね。だから、せめて宅地周り、農地周りは、できれば細かいメッシュをしていただきたいなど、このように考えておるわけです。そしてまた、一つの情報だけではなく、2つ、3つの情報、これを組み合わせたメッシュをつくっていただきたい。これは1つですと、間違った、ごまかした、これが全然わからないわけですよね。やっぱり、2とおろ、3とおろ、そういう情報があればそれを重ねた上でつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今の内容については参考にさせていただきたいと思えますが、福島市など、先ほどメッシュについては500メートル、山間については1キロメッシュということでありまして、その測定方法はどのようにしているかというのと、500メッシュであれば、メッシュ内の3地点を測定して、5回測定して、その平均で色付けをしているという内容であります。やはり、伊達市のほうは2地点を測定して、高いほうの数値で

色付けをしているという形になります。ですから、もっと細かい部分が必要なのかなとか、この方法でいいのかなというように思いでちょっと資料を見させていただきましたので、これについても検討させていただければと思います。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私も伊達のマップ製作、ちょっと私の近くに来たので見ていました。計測機、こんなに小さいんです。洗濯洗剤が入っているような箱、それを2つ持って、腰に1つつけて、あとは手にさげて、地上10センチぐらいに。それで、GPSがついていて、何秒ごとではかったものが全て出て、ですから、あとはいかにコンピューターに入れるソフトをつくるかなんですよね。そうすれば、写真で出すと本当に莫大な大きさになりますから、わからないですけども、タブレットみたいなもので見れば、拡大したり、縮小したり、いろいろ見られるわけですので、できれば、できるだけ小さい線量マップをつくっていただければと、お願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大谷友孝君） 3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） 3番 菅野です。平成27年9月定例議会に当たり一般質問を行うものであります。

平成23年3月11日、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飯舘村は全村避難を強いられ、4年半が過ぎようとしております。村民はかつて経験のない放射能汚染による大変な避難生活を送っております。その避難生活もいましばらくは続くことと思われまます。去る6月12日、閣議決定により、遅くとも事故より6年後、平成29年3月までには避難指示を解除できるよう、環境整備を加速すると決定されました。

この決定は、避難指示が解除されたとしても、個々の住民の方々がふるさとに帰還するか否かはそれぞれさまざまな事情により判断がなされるものであり、国が避難指示を解除したことをもって住民の方々に帰還を強制するものではないとしております。

しかし、避難指示解除ともなれば、いろいろな面で不安を感じながらも村に帰らざるを得ない方々もいるわけでありまます。そのためにも、行政は当初より一人一人に寄り添った支援をと言っておりましたが、その支援を考えなければなりません。閣議決定後、多くの課題を残しながらも、私たちは一つ一つ難問を解決して将来に向かって自立しなければなりません。

それでは、私からは5項目8点ほどの質問を行います。

1番目として、宅地、農地、そして隣接する里山除染についてであります。農地の除染は、畦畔、水路の除染はされていない。そして、農地に隣接する土手など林縁部より20メートルとした決まりがありますが、その20メートルも除染をされていないところがある。今後、改善をしなければと考えますが、村としての所見を伺うものであります。

2つ目として、森林再生についてであります。飯舘村は75%以上が山林であり、原発事故後4年半になろうとしておりますが、森林再生の方向性がいまだ決まっていないうであります。当村では、森林資源でなりわい、職業として主として生活するのが非常に大事であります。そのため、東電や国の責任において、今後、飯舘村の森林再生の方

向性を示すべきと考えるが、村としての所見を伺うものであります。

3つ目として、避難指示解除時期についてであります。政府の5次提言を尊重しながらも、多くの課題が考えられる。そのために、私としては平成29年3月以降と思われませんが、まず課題として、①といたしまして、当村内の除染のおくれ、そして2つ目として、高線量の健康不安、3つ目として、中間貯蔵施設の受け入れ先が不透明のため、村内での放射性汚染物質の停滞、このような事案が考えられる。村としての所見を伺うものであります。

4番目として、戻れない子育て世代に対する支援であります。子育て世代で子供が小さいため、健康不安を考え、当面は戻れないと考えている世代に対する支援策、施策を伺うものであります。

5番目として、帰村後の教育関係の方向性についてであります。今現在、子育て世代の方々が一番心配していることは学校教育の方向性である。村としての所見を伺うものであります。

以上質問します。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3番目の避難指示解除時期について3つのご質問がありますが、まずそこをお答えさせていただきますと思います。

除染のおくれであります。前からお話ししていますように、国直轄の除染の計画では、この前、29年3月までに、第5次提言という中で、できるだけ早期帰還ができるように除染を加速させますと、こういうことありますので、村としては、それに期待をかけ、そして確実に実施、完了するように、国に対し引き続き求めていくというのが村の考え方でございます。

次に、高線量の健康不安であります。線量のとらえ方としては、安心の基準が人それぞれ違うという非常に難しい問題があるわけあります。ですから、これに対して、これまで行ってまいりました、放射能について、人それぞれであります。正しく知っていただく健康リスクコミュニケーションというものも継続して進めながら、さまざまな心配の内容を相談できるよう保健師などによる健康相談の体制などをしっかりと整え、さらにホールボディカウンターによる内部被ばく検査、あるいは甲状腺検査、あるいは各種検診などを通して、不安の解消に精いっぱい努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、村内での放射能汚染物の停滞であります。村では、蕨平行政区の皆様を初め、周辺地区、議会等の大変なご理解を得て、同地区に減容化施設を建設中あります。この施設を早期に整備をし、継続的に活動させることで、いわゆる可燃性のものはある程度減容化できるのではないかと気がいたします。ただし、それ以外のものはやはり中間貯蔵との関係もありますので、そう簡単ではないのかなという気がします。

ただ、全て焼却することはできませんので、モニタリングポストを村内88カ所に設置をいたしまして空間線量をきめ細かく監視をし、汚染物が中間貯蔵へ移動するまで、しっかり放射能管理をしていくということが大切だろうと、こんなふうに思っています。

これらの課題を平成29年3月までに解決できるよう、国のほうにしっかりと向き合っ  
て取り組んでまいりたいとこのように思っているところであります。

戻れない子育て世代に対する支援でございます。当面は戻れないと考えている子育て世  
代に対する支援を伺うとのご質問にお答えをさせていただきます。

村では、現在、あづま脳外科病院の駐車場をお借りいたしまして、「子育て支援センタ  
ーすくすく」を核として、避難先での子育て世代への支援策を展開をしているところで  
あります。

子育てサロン活動への施設開放や乳幼児健診の実施、子育て世代のニーズに合わせた各  
種教室や季節ごとのイベントなども開催をしております。親子で遊ぶ楽しさを共感し  
たり、育児への悩みを話し合える親同士のコミュニケーションの場にもなっておりまし  
て、毎日、かなりの方に訪ねていただいたり、あるいは喜ばれているところであります。

また、今年度からは子供の身体測定の日を設けまして、村の保健師や栄養士などが発育  
相談に当たっており、育児への不安解消にも努めているところであります。

今後についても、災害救助法等の動向、その他情勢の変化などに柔軟に対応するととも  
に、内部被ばく検査や甲状腺検査を継続的に受診できる体制を維持することで、村に戻  
れない子育て世代が健康不安から孤立することのないように、当面の間は継続して支援  
をしてまいりたい、このように考えているところであります。

他は、それぞれ担当課長あるいは教育長のほうからお答えをさせていただきます。以上  
であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の1点目、農地の畦畔、水路除染と林縁  
部より20メートルの除染についてお答えいたします。

現在進めている農地除染については、国の除染ガイドラインに基づき進められておりま  
す。その中で、畦畔については、表土削りとりを実施した場合、畦畔の崩壊が考えられ  
るということで、草刈りと堆積物除去が除染方法となっております。

また、水路については、コンクリート製品のU字溝が布設してある水路は、堆積物除去  
が除染の方法となっております。しかし、U字溝が布設されていない水路、いわゆる土  
水路については、これまで除染工事から外れておりました。村民の方々から土水路も除  
染すべきではないかとの要望を受けておりましたので、国と協議をした結果、今後は、  
土水路の表土削りとりの方法で除染を実施することになりました。既に、農地除染が完  
了した箇所もありますので、今後、さらに実施に向けて協議をしてまいりたいと考えて  
おります。

次に、農地等の林縁部より20メートル範囲の除染であります。おただしのおり、林  
縁部から20メートルの範囲にある急傾斜を実施していない箇所があることは承知をして  
おります。これは草刈り等の際の作業員の転倒防止や滑落防止のための安全対策という  
ことで、急傾斜の土手等について実施していないのが現状であります。

村としては、除染作業員の安全対策も必要と考えておりますが、生活の基盤となる住環  
境に近いところは、安全対策をした上で、できる限り急傾斜の範囲を広げて除染するよ  
う求めておりますので、ご理解をお願いいたします。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは質問の2点目、森林再生についてお答えをいたします。

議員の質問にもありましたとおり、森林除染は林縁部から20メートルまでの範囲とされておりまして、20メートル以遠の除染につきましてはその方針が示されていないところでございます。

村では、これまで環境省に対し、森林除染の徹底を要請する傍ら、復興庁、農林水産省に対しては「里山再生事業」の創出を強く求めてきたところでございます。これは国の交付金を財源として、10年程度にわたり、村が間伐や除伐、下草刈り等の森林再生に係る事業を継続して実施するというものでございます。

これにより、林内の環境放射線の低減が図られるとともに、森林の荒廃抑制と資産の保全が図られ、新たな雇用も期待できるものでございます。村といたしましては、本村農林業復興の柱の一つとして、本事業の実現に向け、引き続き要望を継続してまいります。

次に、村内の樹木の状況であります。平成26年度に実施しました二枚橋地内等での実証試験の結果を見ますと、樹皮部分の放射線量が比較的高いものの、辺材、心材については低い数値が出ており、製材の方法と製材後の廃棄物の処理対策が確立されれば林業再開につなげられるのではないかと期待しているところでございます。

今年度は、林野庁による村内樹木のサンプリング調査として100カ所程度が予定されておりまして、それらの測定結果も踏まえ、林業再開に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、山菜やキノコ等の野生植物等の採取は禁止されており、この採取制限解除までには相当な期間が必要であるというふうに考えているところでございます。以上であります。

教育長（八巻義徳君） 私より、5、帰村後の教育関係の方向性についてお答え申し上げます。

帰村を考える際、学校の再開は大変重要かつ難しい課題と認識しております。今後、避難指示が解除され、議会初め多くの方々との協議を踏まえた上で帰村となるわけですが、村内での学校再開も、多くの方々のご意見をお聞きし、再開することになると考えております。

村としては、村民・保護者・教育関係者を委員とした、仮称ではありますが、学校等再開検討委員会を設置し、今年度中に学校再開に関する具体的方向をご検討いただき、村としての学校再開の方針と関連施策を示してまいりたいと考えております。

子供たちの帰村は、本人の意向はもとより、ご家族並びに保護者のお考え、教育環境や交通手段など複合的な要因があろうかと思われまます。

いずれにしても、教育の役割は、精神的にも、経済的にも自立し、社会に貢献できる人間育成にあり、一人ひとりの伸びしろを大きくすることと認識しております。そのために学校・家庭・地域が協力して、子供たちがみずから何をすべきかを考えられるよう、取り組みを進めてまいります。

こうしたさまざまな要因を勘案して、子供たちの通う学校が選択されていくものと考えますが、子育て世帯が子供たちの教育を含めた将来設計を考えられるよう、施策を含めた再開方針を示してまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（菅野新一君） 確認のため、再質問させていただくものであります。

除染のほうなんですけれども、今回、今度、U字溝、側溝というのは国でやるという返事をいただいたというふうに答弁に書かれておりますけれども、それに上流するため池もU字溝ともどもやるようにというふうに提言をしていただきたいと思いますなと私は思うわけがあります。

もう一つ、除染は、急傾斜はやらない。危ないから、作業員が危険であるから、できませんよという返答ではあります、その先に、住民は危険はないのかということもお願いしたいと思えます。

除染推進課長（中川喜昭君） 急傾斜の土手等の部分のご質問であります、まずは村民の方々の健康を守るという基本的な考え方から、今回、除染をしているということでありまして、まず村民の方々の健康を守ることが除染にとって一番の目的ということでございます。そういう意味では、急傾斜地の部分、そういう部分で幾らかでも面積を広げるようにということではお願いはしておるところではあります、やはり国のほうでも作業員の危険性を伴うものは排除していきたいという部分が、やはり労基法の中を準ずる中でどうしても出てくるものですから、今回、転倒防止、滑落防止のために農地周りの急傾斜についてはそのような配慮になっているということでございます。

ただ、答弁の中でも書かせていただきましたが、生活の基盤となる住環境については、昨年度主でありますけれども、無理して、命綱を張りながらもやっていた箇所もございます。まず、国のほうも、自分のほうも、やっぱり人が住むところについてはできる限りやるという基本方針を持っていただいて、そのような配慮をしていただいたところでございます。ただ、今は、農地周りでありまして、かなり人家から離れているところ、ここもやはり命綱を張らせてまでどうなのかなという部分があるということで、今回のこのような対応になっていると。基本的には急傾斜は作業しないという方針があった中、昨年は生活空間の部分はやっていただいたということでご理解をいただきたいと思えます。以上であります。（「ため池は」の声あり）

先ほど、U字溝の部分で、ため池下のU字溝の話ですか、それともため池自体の話……。

（「ため池につながる、ため池とU字溝」の声あり）ため池自体については、ご承知のとおり、まだ除染エリアに入っていないということで、別途要望活動をしている状況であります、水田、農地の水路についてはやるという形になっておりますので、落ちてから、水口からの部分はやるのかなというふうに思っております、確認をして、ぜひやるような方向で話をしていきたいと思えます。以上であります。

3番（菅野新一君） もう1点であります、また20メートル以上の里山の除染はまだ何ら進行が聞かれていないんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 何度も議員の皆様方から、里山等森林除染について、20メートル以遠の除染ということについて、いろいろお話をいただいております、議員の皆様方ご存じのとおり、なかなか国は、環境省としてはその方向性の話をしていないという状況でございます。そういう意味では、切り口を変えながら、里山再生という交付金事業という話で、一方ではまた要望しているという状況でございますので、ご理解を願

いしたいと思います。以上であります。

3番（菅野新一君） 2点目の2番目の森林再生であります、今は、森林の放射能は土壌深く、雨にさらされ、10センチ以上にセシウムという有害物が下がっているというふうな報道があります。

まず、森林の再生の方向性が4年半を過ぎようとしている時代で、一方、現在は人が立ち入ることはまだできませんという規制がかかっていますけれども、それほど、今答弁にありますように、須萱、二枚橋は、非常に皮、心材には少ない。何ら影響がなくて、製材にもできると答弁しておりますが、全体に森林のそういう状況であれば、森林の立ち入ることができない、そういう規制だけでも緩和していただいて、何か里山除染とか、森林再生の雇用を考えると、そういうものを国にぜひ要望して、来年、再来年は帰村という話になっているんですから、ぜひ、そういうふうに進めていただきたいなと思いますけれども、再度。

復興対策課長（愛澤伸一君） 議員おただしのおり、村内での林業がなかなか進まない状況であることは十分承知してございます。村の避難指示区域内での営農再開、営林事業再開に向けて、いろいろ国のほうとも調整しているわけですが、まだ村の中での森林の除染が進んでいないという現状の中で、村内での営林はまだ認められていない状況でございます。避難指示解除区域、避難指示解除準備区域、こちらについては営林できますということにはなっておりますけれども、除染が行われていない現状の中で、まだ林内の線量が高い状況でございます。そんな中で、なかなか林業再開に向かないところでございます。

県のほうで26年12月に定めた営林の基準というものがございまして、その中では、林内の空間線量2.5マイクロシーベルト以上の林内での作業は極力行わないというようなこと。それから、材の出荷につきましても、6,400ベクレル以下のものでなければ出荷しないというような県の基準が示されておりまして、村の現状を見ますと、この条件に当てはまるのがなかなか厳しいのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、だからといって、林業をいつまでも再開しないでもよろしいかという、そういうわけにもまいりませんので、村といたしましては、空間線量2.5マイクロシーベルトといっても、それは1日8時間、林内で作業した場合の被ばく線量から算出した数字というふうに聞いておりますので、これを、短時間の作業ではどうなのか、あるいは冬場、積雪のある時期に限って作業することはできないかとか、いろいろそういう基準の弾力的な運用について国・県等とも協議をしております、なるべく早い林業再開に向けて交渉を重ねているというところでございます。

3番（菅野新一君） 2.5以上は人が立ち入ることができない、作業もしてはならない。そういう状況下であったならば、帰村した人は、高齢者など、であっても山に入って、かなり問題があるのかなと私は、個人では思うんですが、この方向は、ぜひ緩和してもらって、今バイオマス燃料をして発電をするような方向とか、熱利用をする、材料を利用して、幾らでも里山再生につながるような方向でぜひ進めるべきと考えております。そして、例えばバイオマスで火を燃やしたとしたら、灰の処分とか、いろいろな皮の心材の

捨てる部分とかは、やっぱり国とか東電で責任を持って処分するというような方向で、ぜひ村で考えなくてはならない課題なのかなと。帰村、帰還をする前に、その方向性はぜひできなければならないのではないかと私は思うのでありますが、もう一度。

復興対策課長（愛澤伸一君） 議員おただしの内容と村の考えは全く一緒であるかなというふうに思っております。ただ、林業という、いわゆる産業の中から出てくる廃棄物、高濃度放射線廃棄物の処分先がはまだ明確に示されていないところでございまして、こちらの方向性を早く示していただいて、中間処理施設のほうに持っていくという方向性をはっきり示していただきたいということで、再三、国のほうとは交渉を重ねているところでございます。今後とも引き続き、林業再開に向けてあらゆる方面に要望を重ねてまいりたいというふうに思っております。

3番（菅野新一君） ④番目として、子育て世代の子供に対しての健康不安であります、少しでも安心・安全が感じられることを考え、当初何回ともなく、行政に対してどんな支援ができるのかと問いかけております。この時期にきて、保護者とかいろいろな方々は、村の子育て世代に対してどういう支援があるのかというふうなものが一番心配で、今の時期に来たら、具体的に、すくすくはいつごろまで35年までには閉所するとか、そういう方向性はぜひ出さなくてはならない時期なのかなと、私はぜひ思うんですが、その辺をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 全くおっしゃるとおりであります。したがって、先ほど教育長からも話がありましたように、学校再開の検討委員会、仮称でありますけれども、そんな中で、いわゆる基本的な方向性はいろいろ示させていただきながら、いわゆるそのためにはどういうものをやはりしっかりとやっていかなければならないのか。当然、その中に戻らない方も結構いるわけでありましょうから、その支援ということで、じゃあ、子育て、すくすくをいつごろまでなのかとか、あるいはこういうこともやっていきますとか、それ以上はまた、できないことはできないわけでありまして、そんなことをできるだけ、これからの議会と、皆さん方と協議をします第5次提言のダイジェスト版の中に、1つでも、2つでも盛り込んでいきたいと、こんなふうにも思いますし、また、それだけはこちらからのアプローチでありますので、先ほど言った、多くの再開検討委員会の中からもいろいろな案を出させていただいて、今菅野委員からもありましたような、そういうものを出させていただいて、これはできそうだ、これはできない、ここはいつまでとか、そういうものは出していないと、当然不安だろうと、こんなふうに思っておりますので、今のご質問、十分検討していきたいと、このように思っております。

3番（菅野新一君） 最後の質問に入ります。

帰村後の教育関係の方向性について、これはかなり、子供を持っている保護者は非常に不安を感じているわけでありまして。そのためにも、帰村と同時に開校してというような方向はぜひ考えられないのではないかと私は思っております。そして、二、三の父兄の方に聞いても、そういうことであれば、来年4月、新年度には私は転校をさせますよという声が何人か聞いております。ぜひ、学校再開に対しては、いろいろな関係機関と慎重な協議をして、十分な体制が整った時期に再開をしなくてはならないのかと思ってお

りますが、再度お伺いします。

教育長（八巻義徳君） ただいま村長からも話がありましたように、これから設置者である当該部局から諮問をいただいて、そして今、議員のご質問の中でもいただいたように、いろいろなご心配、それからご要望、そうしたものを、幅広い子供たちの発育段階もありますので、幼稚園なり、それから小学校なり、中学校なり、そうしたことをお聞きしながら、義務教育である学校教育、その機会を確保していくということに尽きるのかなというふうに思っております。そうした部分では、先ほど、仮称として申し上げました委員会でのお話というものをしっかり聞いてまいりたいというふうに思っております。

（「質問を終わります」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。再開は3時10分といたします。

（午後2時55分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後3時10分）

議長（大谷友孝君） 9番 飯樋善二郎君。

9番（飯樋善二郎君） 大変お疲れさまです。

続いて質問をさせていただきますが、質問に先立ちまして、少し現状について話をさせていただきます。

事故以来4年半が過ぎようとしております。厳しい避難生活が、相変わらず、先の見通しが判断できない状況が続いております。そのような中で、反対意見が上回る厳しい世論の中での原発再稼働が始まりました。福島原発事故を受けて定められた新しい基準に適合し、世界で最も厳しいレベルと評価する新規制基準は、自然災害とそれに対する備えを厳格化したとしておりますが、福島事故の反省は生かされているのでしょうか。仮に過酷事故がないとは限らない状況で、もし事故が繰り返されたら、避難の手順、訓練もなく、安全に対する責任の所在もはっきりしていないまま、新基準を満たしていれば全て再稼働するとしています。

再稼働の判断は電力会社に任されていて、施設の安全確保の責任は電力会社にあり、伴う重大な結果を引き起こす事故が起きた場合、民間の電力会社では手に負えないことは明らかで、政府、規制当局、電力会社の三者がともに安全神話に陥っていたこれまでの教訓がどれほど生かされているのか、疑問を拭えないのも無理のないところです。

政府は、事故リスクはあるものとして、原発の安全についての判断を規制委員会や電力会社任せでなく、国民にしっかりと説明をし、理解を求めていくことが必要ではないか。さらには、行き場のない核のごみ対策の課題も解決されていないままでの再稼働は、一段と深刻化しております。原子力政策は、納得のいく方向性をしっかりと示すべきです。被災者の逆なでするような、次から次と、事故は既に収束したかのように後始末を急いでいると思われることが多過ぎます。事故はまだまだ道半ばで、私たちの村はこれからが本当の意味での復旧・復興が始まるのではないかと、こう思います。

そのような実情をしっかりと捉え、住民の生活再建を納得のいく形でお示しをしていくことが、今後の重要課題と考えております。今のところ、そのような状況とはなっておりませんので、避難地域によっては、それぞれ地域特有の事情があり、実情に合った、自治体の考えを尊重した理解ある国の対応を強く望むものであります。

そのような中、このたび、檜葉町が避難解除され、さらには葛尾、山木屋、南相馬と相次いで解除に向けた準備宿泊に移行され、来春の解除に向けた準備が進められ、復興の加速化が期待されてはいるが、一方では、生活環境の改善や産業の再生など、残された課題も多く、帰還の希望者も今のところ1割にも満たない状況となっております。

解除に当たっては、そのための準備をしっかりと整えて、本当の意味で、早期帰還希望者が心配が少ない最低限の条件を整えていくことが求められているのではないのでしょうか。

それでは、ここから質問に入らせていただきます。

まず、帰還に向けての多くの課題について、項目ごとにお伺いをいたします。

質問の1点目は、肝心の除染は予定より大幅におくれている、内容も納得の得られる状況とはなっていないが、今後、さらなる丁寧な除染、いわゆるフォローアップ除染が必要と思われるが、予定どおり完全に終了できるのか。さらには見通しについて伺うものであります。

次に、1-2として、仮置き場は当初の予定は3年をめどとしておりましたが、既に過ぎようとしています。もはや無理と思うが、さらなる延長を求めているが、対応と今後の運び出しの見通しを伺うものであります。

1の3点目は、解体を希望した建物はほとんど除染がされておりましたが、こうした除染のされていないほとんどの建物をそのままにして帰還に向けて建てかえやリフォームをしなければ住むことが無理な家があると思うんですが、どのように現時点で判断しているのか、見解を伺うものであります。

次に、2点目の帰還に向けての環境整備についてですが、これまでに示された生活環境の整備内容は、今後の生活基盤として重要な拠点や施設となるが、28年度中に全て予定どおり進むのか伺うとともに、生活全般のインフラ整備について、今後の予定は29年3月以降となっているが、解除されてからどのように整備していくこととなっているのか、見解を伺います。

次に、避難解除時期についてですが、これまで村は28年3月から29年3月の間としてきました。このほど、来年3月の解除は難しいとし、29年3月は維持するとした見解を示しました。当然のことで、今後、しっかりとした帰村計画を作成し、目標を示すことが重要で、どうしても早期の帰還を望む方々には長期の宿泊、続いて準備宿泊に移行されるような対応をしていくことが、それぞれの違った考え方の村民の意向が反映された幅の広い理解ある最良の判断ではないかと思われませんが、国は29年3月には、全ての避難自治体を、帰還困難区域を除き、解除するとしているわけですから、それに合わせた準備をしっかりと村を挙げて取り組むことが大事ではないのでしょうか。解除予定を曖昧にしているこそ目標を失い、帰還を諦めて違った判断をする方も多くなってしまおうの

ではないでしょうか。残された1年半、しっかりと準備を整えて、多くの村民が納得できる生活環境の全てを安全に準備していくことが望まれているのではないのでしょうか。その上で今後の生活の道筋をつけていただき、本当の意味での安心・安全が整うことが最も大切と考えられるが、見解を改めて伺いいたします。

最後の質問ですが、解除後の生活を守るための施策について伺います。

解除に向けては、多くの課題がまだまだ残されていますが、なかでも帰ってからの日常生活を維持するための施策、どうしていくのか。さらには、収入源となる産業や雇用の場をどう示していくのか、改めて見解をお伺いいたします。

以上、4項目7点について質問いたします。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。

（午後3時20分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 再開いたします。

（午後3時21分）

村長（菅野典雄君） 9番 飯樋善二郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

除染については担当課長のほうからお答えをさせていただいて、2つ目の帰還に向けての環境整備についてをまずお答えをさせていただきます。

28年度中に環境整備、予定どおり進むのかと、こういうご質問であります。深谷地区の復興拠点における道の駅「までい館」の整備、あるいは公民館の仮称であります交流センター、大谷地団地建てかえ、消防分署の新築、商工会館新築、いいたてクリニック開設などなど、一部事業につきましては平成28年度まで、全てとはいかなくても、予定どおり工事が進んでいく、完了していく、そして供用開始と、こうなるのではないかと考えていますが、さきに佐藤議員にもお答えしましたように、生活環境全ての整備を28年度中までに終わるといことはなかなか難しいのではないかと、こう考えておるところであります。

今回、発行を予定しております第5版の復興計画のダイジェスト版では、後半に、帰村後の生活として、どの程度環境整備が整うのかを村民に示すためにも、現在作業を進めております平成29年度当初では全ての環境が整う状況ではなく、その時点で整備が間に合わないものや課題に対してはその後に一つ一つ取り組んでいく方針でございます。一方で、帰村して初めてわかる課題や必要な施策なども必ずあるものと思っておりますので、それらもあわせて課題解決に向けて取り組むというつもりであります。

次に、復興計画第5版では、第4版同様、草野、飯樋、臼石地区の復興の考え方について示しており、まず、草野地区については、大谷地住宅の建てかえによる定住促進、公民館新築による村民の活動拠点整備、村内深谷復興拠点との連携について、また、飯樋地区については、かなり古くなった村営住宅の整備あるいは集会所の整備とか、村民グラウンドの有効活用などについて考えていかなければならないと、このように思っておりますし、臼石地区は、村の表玄関でありますので、景観整備とあわせて働く場の確保

について、それぞれ特徴を出す地区にしていかなければというふうに思っております。

村では、これらの考え方を基本に、各地区にある学校施設や村営住宅、子育て支援センター、きこり、まごころなどの既存の施設の活用も含めながら、今後、各地区の復興計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、その他の地区につきましても、それぞれの行政区の集会所の改修や、地域づくり、あるいはコミュニティづくりへの支援のほか、行政区ワークショップの結果に基づく事業の展開など、地域の皆さんの声を取り入れながら、検討していく、あるいは進めていくと、このようにしていくつもりでございます。

それから、避難解除時期でございます。

村では、避難後間もなく、村民が心身のリフレッシュや住宅周辺の手入れ、盆正月の慣例行事のため、一定期間、村内での特別宿泊ができるなどを実施してまいったところがあります。

これまで、24年に行われました第1回目から平成27年7月に行われました第11回までの全ての期間で特例宿泊を実施しており、多くの村民にその制度を利用いただいているところであります。

また、避難指示の解除に向けては、現在、南相馬市、檜葉町、葛尾村、川俣町が既に解除あるいは近々解除の予定ですが、いずれも解除前には、「ふるさとへの帰還に向けた準備宿泊」期間が設けられていることから、議員ご質問のとおり、この取り組みが避難指示解除を受け入れていただくための重要な点であると捉えており、村も、今後、避難指示解除に向けての協議・検討を進める中で実施をしていきたいというふうに考えております。

ただし、準備宿泊の実施に当たっては、まずは避難指示解除の時期を定めることが専決でありますので、これまでお答えしておりますとおり、国の考えや村民の意見、帰還に向けた環境整備の進みぐあいなどをしっかりと把握をし、解除時期を見定めることで準備宿泊を実施し、帰りたい人が一日も早く帰られるように取り組んでまいらなければならない、このように思っているところであります。

以上、お答えをさせていただきましたが、他のお答えは担当並びに副村長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは1の今後の除染についての3点について、お答えいたします。

まず、1点目の除染のおくれと今後さらなる丁寧な除染についてお答えいたします。

現在、平成28年度末までの完了を目指して、宅地、建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部からおよそ20メートル範囲の森林について、面的な除染を実施しております。

国で公表しております村内の除染の進捗状況でございますが、7月末現在であります。除染同意を得た宅地については全て完了をしており、農地については42%、道路は28%、森林は57%の実施率であります。本年度に入り本格的に農地除染を実施しておりますが、先行の前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の3行政区は、除染の対象面積の88%程度が完了し、地力回復工事を含めて、年度内の完了を見込んでおります。

残りの14行政区については、10%程度の進捗であります。

おただしのとおり、現時点では、計画よりはおくれておりますが、国はさらに除染作業員を増員しながら28年度末までに完了を目指すとのことでございます。

また、「今後さらなる丁寧な除染が必要」についてでございますが、村独自の線量調査などを見ますと、ある程度の空間線量の低減は得られていると考えておりますが、局所的に空間線量が高い箇所もあることも承知をしております。今後、国は、宅地の除染完了後、再度、空間線量モニタリング調査をし、局所的に高い線量の箇所については局所対策工事を実施すると言っておりますので、村といたしましては、さらなる空間線量の低減が図られるよう、あらゆる機会を捉えて国に求めてまいります。

次に、2点目の仮置場の対応と運び出しの見通しについてお答えいたします。

仮置場は、除染を本格的に進める上で必要な施設でありますので、各行政区の地権者初め村民の方々のご理解とご協力を得て設置をしてきたところでございます。平成23年10月に発表した中間貯蔵施設のロードマップの中で、国は、各自治体での除染廃棄物の保管は3年程度と示しておりましたので、当時、村としては各行政区での保管期間を3年程度をお願いしてきたところでございます。しかしながら、双葉町、大熊町での中間貯蔵施設設置については、福島県及び両町から設置の理解は得られましたが、地権者との用地取得交渉に時間を要していることから、平成26年11月に国から村及び議会に対し、仮置場等での保管継続の要請を受けているところでございます。村としては、国に対し、事あるごとに中間貯蔵施設の早期着手を求めておりますが、現段階では、除染廃棄物の搬出開始時期の見通しが立てられない状況でございます。村民の方々には不安と不信を与えておりますが、中間貯蔵施設の現状から見て、いましばらくの間、仮置場等での保管をお願いせざるを得ないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の家屋等解体についてお答えいたします。

まず、被災家屋の解体申請の5月時点での状況であります。申請受付件数が972件で、建物解体棟数が3,452棟、そのうち、母屋解体申請となる罹災証明発行件数が482件でありました。母屋解体希望の村民に母屋建てかえの意向を村独自で調査をいたしましたところ、176件の方から母屋建てかえの意向ありの回答を得、そのうち、74件の方が建てかえ年度の明記や解体後すぐなどの回答、早期に母屋を建てかえをしたいとの希望がありました。

次に、国の家屋等解体工事の状況であります。本年度工事の第1弾として、23件の解体工事と解体による廃材等の保管場所となる仮置場造成が発注され、8月5日に受注業者が決定をし、現在、三者立ち会いを実施して、9月中旬以降から工事を開始することになっております。また、今年度の第2弾の工事として、70件程度を現在積算をしております。今後、冬工事となりますが、発注を予定をしております。

来年度工事については、発注件数をふやしながら、来春の早期から工事着手できるよう協議をしているところでございます。

なお、帰村をするため、早期に母屋の建てかえを希望しているの方々への対応であります。現在、積算している工事や来年度の早期工事の中にその方々を優先に取り組みよう国に要請をしております。

また、本年2月の家屋等解体申請後にも、新規及び追加解体を希望される村民から再受付の要望がありますので、10月19日から1週間の期間で2回目の申請受付を実施する予定であります。

議員質問の中に、「解体を希望した建物の多くが、除染がされていない」と、おただしがありました。解体を希望した建物で除染をしていない件数は、昨年度からの繰り越し工事分の47件とごく少数でございます。

これは本年4月から繰り越し工事の宅地・建物の除染の三者立ち会いを実施した際に、国は、解体申請を受けた建物は必ず解体をするため、国費の二重投資を排除する理由から、解体する建物は除染をしないとの方針を決定したためでございます。

なお、除染をしていない建物についても早期の解体工事に含めるよう、国と協議をしておるところでございます。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは4点目の避難解除時期の中の4-1についてお答えいたします。

ご質問の産業と雇用の場づくりであります。まず、既存企業、事業所の操業継続、営業再開支援を国の補助金等を活用しながら避難中も取り組んでまいりました。この取り組みは今後も継続し、これにより村内企業に働く村民の収入確保を図ってまいりたいと考えております。

また、このたび深谷地区に整備いたします村内復興拠点においては、道の駅までい館内にコンビニエンスストアや軽食コーナー、直売所などを設け、あわせて花の展示販売を行う計画でありまして、復興拠点エリアに整備する花卉栽培施設とあわせて、広い世代で、若者からお年寄りの皆さんまで、村民の雇用につなげていけるのではないかなど、こんなふうに考えているところであります。

さらに、今回、国から示されました解除に向けての商工業、農林業などの産業振興、雇用の場づくりへのさまざまな支援策もありますので、これらの支援策を村にとって有効に活用できるような、そんな対策も必要なのかなど、こんなふうに思っております。

なお、国・県補助事業で進められない事業も数多くあるのかなどというふうに思いまして、そういった意味では、さきに創設いたしました「までの村 陽はまた昇る基金」を活用ながら、営農再開、あるいは新たに起業を目指す村民への支援を行い、収入の確保、雇用の拡大につなげていければと、こんなふうに考えているところであります。

9番（飯樋善二郎君） 除染につきましては、多くの議員から質問がありましたので、私からはちょっと視点を変えて再質問をさせていただきますけれども。

14行政区の進捗状況のうち、これが今現在10%と、こういうことですが、今現在、私の前あたり盛んにやっています。しかしながら、見た感じ、どこを除染したのかなど考えたくなるような状況が続いています。それはなぜかといいますと、傾斜地だったり、土手をやらないんですね。草はぼうぼう、中だけやっているという状況なんです。このことは、村ではどういうふうに考えているのか。まずは伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 農地除染につきましては、まずは田面、水田であれば田面、あとは畦畔等の除草をしまして、田面については削りとり、あと畦畔等については堆積物

の除去という内容でございますが、今議員のお話からすれば、そのような形ではないということでもありますので、本来とは違う形になっているのかなというふうに思っております。

ただ、どういう経過でそういうやり方をしているのかという部分も、業者なりの考え方もあるかと思っておりますので、一つ、情報としていただいて、後、お話を聞きながら確認をさせていただくということをお願いしたいと思います。

9番（飯樋善二郎君） 多くの村民から「納得のいかない除染」という声は多く聞かされます。しかしながら、何ら方法も変わっていませんし、どこを見てもやり方は同じ、こんな状況が今続いているわけですけれども、国直轄の被災地の除染は、皆大方は同じなんだと思うんですが、それぞれのそれ以外の自治体での除染の方法、これは全く見て歩いては違う状況があるんですね。きれいに、本当にこんなに丁寧にやっているのかなと本当に思っているんですが、それと同じに望むほうが無理なのか、今後の私たちがお願いをしていく、除染の方法をもう少し丁寧にやってもらう、これが大事ではないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 議員おっしゃるとおりでありまして、村としては、ガイドラインという一つの枠にはめられている除染方法ということではありますが、やはり住民の方々からいろいろな要望、または苦情等をいただいて、そういう中では、現場に行きながら、村民の方々が希望されるような部分を、10あるうち、一つでも多く、方法に取り入れるように国のほうに話をしているという状況でございます。

そういう中で、除染についても、初めてという部分もあるわけではありますが、当初から見れば、いろいろな部分で村民の要望を取り入れてやっている部分も少しずつは出てきているかなというふうに思っております。

前にも答弁させていただきましたが、水路の部分、土水路については絶対手をつけないという話がありましたが、やはりそれでは放射性物質を残したままになるのではないかとということで、全ての土水路の土をとるというわけではなくて、表土の削り取りで、やはり幾らかでも低減させるという方策も近々では確約をさせたところもあります。

そういう意味では、村民の方々にはやっぱり一番は安心を与えるという部分でございますが、やはり村民の声を聞きながら、より多く村民に沿った除染の方法ができるように、国のほうとも協議をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

9番（飯樋善二郎君） 農地については18年度末までには全て終わると、こういうことですが、当然、解除に当たっては、除染が終わらない状況では大変難しいわけですから、ここをやはり約束どおり、きれいな除染を終了させるということが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 議員おただしのとおり、国の除染計画では28年度末までに完了させるということもございます。農地、森林の20メートルエリア、あとは道路も含めてということで約束している部分もありますので、それらをできるように、今後も協議をさせていただきたいと思っております。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 次に、仮置き場、私3年と言いましたけれども、当初は1年、これは一番最初に出された話でしたけれども、今出ているのは3年ということで、延長をしてくださよという要請があるわけですね。これをまず、当然、今の状況ではどこにも運び出すようにはなっていませんから、延長せざるを得ない状況ですから、これもやむなしというところですよ。

ところで、多くの村民が一番心配しているのは、解除したときに、ほかの自治体もそうですけれども、あそこに今山積みになっている除染物質、そのまま解除、これは先ほどから議員の方々、多くの意見が出ていますけれども、不安だという声があるんですが、これは帰るわけには簡単にはいきませんよね、今の状況ですと。

そこで、まず少なくとも不安を解消する手段として、村は何か方策を考えているのかどうか伺います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おたがしのとおり、当初は大きな面積の仮置き場を設けながら、そこに除染の廃棄物を運び入れるという計画で、いろいろ土地の交渉等もしてきたところでございます。しかしながら、なかなか仮置き場ということになりますと、なかなか承諾、理解をしていただけたところはなかったということで、幸いにして小宮行政区並びに小宮牧野組合の方々にはご理解をいただいて、あそこに仮置き場という形で設置させていただきましたが、あとにつきましてはなかなか見つからなかったと。当初は、国と村も仮置き場を何にしろ見つけながらそこに運び入れるという話をしながら、各行政区での仮置き場という形でご理解をいただいてきたというのが経過というふうに思っております。そういう意味では、本来であれば別な場所にまた仮置き場を設けて、そこをつくりながら、それぞれの行政区でお世話になっている仮置き場から搬出をするというのが本来であります。今、仮置き場として利用している面積が約240ヘクタールぐらいなんです。ですから、これに代替するものを、10ヘクタールとか2ヘクタールは見つかるかもしれませんが、それでもまだまだ足りないという状況でございますので、仮置き場を探すというのは国としても諦めていないということでございますが、現状としては厳しい状況かなというふうに思っております。

放射能の安全対策という部分でございますが、設置に当たって、国からの説明の中では、遮蔽という部分で、そこに保管したことによって外に出る放射線量は低く抑えるということの対応もしますということで説明をしておりますので、今現在、そのような形で行っていただいているということでございます。ただ、それは国のほうからの話ということですが、村民の方々がやはりそれでもやっぱり心配ということもありますので、今年度事業で、今現在発注して今準備をしておりますが、モニタリングポストを88基ほどつけるということで、これについては、仮置き場を中心に設置をするという考えで当初始まっております。ただ、仮置き場ですと田んぼの中に入ってしまう部分もあるものですから、やっぱり住環境、人が住む場所のほうが心配、人家のあるほうにすることで、戻られる方とか一時帰宅した方も安心するというのもあって、道路沿線を割と中心に今設置をしようとしております。そういうことで、数値を見ていただいて、除染の状況もわかるという部分もありますし、仮置き場から出る状況もわかるということで、ま

ずはその一つで今のところ対応させていただければと思います。

あとは、継続モニタリングと村独自とか、そういうものについても継続をしまいたいと思います。

なお、88基については、今、原子力規制委員会でホームページに載せてありますが、そういう仕組みも取り入れて、タブレット等にも載せていきたいということで準備をさせていただいているところでございます。以上であります。

9番（飯樋善二郎君） 次に、解体を希望した建物の除染がされていないという質問をさせていただきましたけれども、今答弁いただきましたのは、47件はされていないけれども、少数だから大丈夫だと、こういう答弁をいただきましたけれども、希望した村民にとって、除染をされていないというのは、非常に不安なわけですね。そこで、47件は費用の二重負担は避けるということですが、できるだけ早く、除染していないわけですから、解体して処分してもらい、これを望んでいるわけですね。ここを本年度の計画や追加の計画では載っていないんです。そこを載せていただくようなことは考えているんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 解体をするということで除染をしていないという部分でございますが、実は今年の1月・2月の解体申請を受付しまして、先ほど5月時点での状況についてはその報告でございました。それがある程度決まって、ここは解体すると、国も解体する方針でおるものですから、国の除染する担当課と解体する担当課のほうで協議をしまして、いわゆる、まだ、三者立ち会いをしていない場所が繰り越し工事ということであったものですから、その辺が情報を両方で共有した中で、それでは、解体するのであれば除染の箇所から外しましょうかという形で国のほうで決めたということで、村のほうでは当初その話を聞いていなかったものですから、すぐさま、村長初め、申し入れをしていただいて、そういう理由を聞く中で、では、条件としては、早期解体の中に入れて、帰村する際の足かせにならないような対応をしていただきたいという要望をしまして、国のほうはそれをやるという確約をいただいた中での進めている内容ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

9番（飯樋善二郎君） まず、この除染ですけれども、解体していない除染をしないということになりますと、例えば母屋を解体希望した、ところが周りに何かをつくりたいとか、リフォームをしたい、こういう人もいると思うんですね。その際に、周りにそれを壊さない建物があれば、急いで解除見込み時期に合わせてリフォームをしたいと、こう考えている人もいると思うんです。それができない状況なんですね。解体しない建物、除染しない建物がそばにあれば、そんな状況でやはりリフォームも思うように進まない、こういう状況だと思うんですが、その辺は把握しているんでしょうか。まず伺います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のおただしであります。例えば1軒のうちで、例えば母屋だけを解体する。あと納屋等は残っているという状況であれば、解体するものだけは残しておいて、あとの部分は除染をするという内容で進めているはずであります。その辺は確認させていただいております。

ですから、ただ、母屋の下のほうの部分ですね。更地の部分についても、あとから除染

をするというような形で話を聞いておりますので、例えば解体をするために、1棟があるために、全ての敷地、解体しないという内容ではないというふうに確認したつもりでありますので、その辺も再度確認していきたいと思いますが、ご理解をお願いしたいと思えます。

9番（飯樋善二郎君） ぜひ、今、私が申し上げましたように、復興していくためにはいろいろな準備が必要なわけですね。当然、遅くても29年3月には解除、こう考えなくてはなりませんから、それに合わせた準備を整える、これは重大な要件だと思うんですね。そういうものを一つ一つクリアしていかないと、ちょっと早いんじゃないかという人もあれば、早く変えたいという人もあれば、あんなところに帰れないという人も出てきてしまうわけですね。できるだけ多くのひとが安心して変えられるような環境を整えていただきたいと、こんなふうに思っています。

それから、次の質問ですけれども、解除に向けた準備。

今、ほかの自治体、檜葉は解除された。葛尾、山木屋、南相馬は、来春解除する。こうすることで、特例宿泊から準備宿泊に移行されて、今現在実施中ですよ。飯館村も当然1年後ぐらいにそういう運びになってくるのかなと予想されますけれども、現時点では何も決まっていなわけですから、当然、この答弁のように、準備宿泊をするためには先を見込まなければだめだと、こういう当たり前の話ですけれども、しかしながら、当然、あと残された1年半、短いですよ。あつという間に過ぎていくわけです。こういう状況ですから、早い時期に見通しをつける、これは大事ではないのかなと思うんですが、その道筋をつけるためにも、帰村のための計画書みたいなものは考えているのかどうか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 帰村のための道筋といいますか、住民に対しては、議会のほうから、皆さんのほうからご提案をいただきました第5版のわかりやすいものやっぱり村民に渡して、できるだけ説明をする。こういうことが、とりあえず、住民に対する帰村のあれかなというふうに思っております。

あともう一つは、その時期についてのもろもろにかかわるところは、また先ほども他の質問に答えましたように、国との絡みの中で、一日も早くやっぱり先を見させて準備してもらうためのところでの説明会といいますか、そんなことをやっぱり何回かやっていかなければならないのではないかと、このように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） 非常に難しい問題で、先を決めなければ、そういうことも進まないということですから、早いほうがいいわけですけれども、なかなかそうはいかない。これは理解できる場所ですけれども。やはり、できれば早い時期に村民に先行きをお伝える。これは大事なことだと思うんですけれども、ずっと約束してきたのは、27年の秋ごろにはそういう話を出せるんじゃないかと、こういう話ですつときたわけですね。それが近づいてきたわけですけれども、いまだになかなかそういう話にならない。相手があつてのことですから、非常に難しい話ですけれども、やはりここは、議会も、執行部も、当然、そういう時期がいずれ近づいて来るわけですから、しっかりと村民に伝えることが大事だと、こういうふうに思っていますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 葛尾、川俣、山木屋、そして南相馬は、準備宿泊に入っているということでありますので、そういう中に飯館村はまだ出していないと、こういうことでもありますので、若干その辺、国としては多分一緒にしたかったんだろうと思いますが、ご存じのように、環境整備をしていないと、こういうことで、今のところ、3つの中には飯館村が入っていないと、こういうことでもあります。先ほども話しましたように、帰る時期を明示しないとなかなか準備宿泊には入れないと、こういうことでもありますので、今となつては、飯館村は大変冬は厳しいわけでありますから、なかなか大変かなと、せめて来年の春から、4月あたりから、準備宿泊に入れればよいなと思っているんですが、そのためには、帰る時期との、避難解除の時期との絡みということでありましようから、私らのやはりイニシアティブもとりながら、だからといって、こちらだけのリーダーシップだけで、できるわけでもありませんので、国と鋭意協議をしていきたいと思いますが、そのためには、やはり議会の皆様方も国との話し合いを精力的にお願いできればと、このように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） さきの全協でも多分その話をお願いをして、ぜひ、国との協議をということですので、そういう、これから詰めの段階だと思うので、しっかりと皆さんが心配していることを整理して国との協議に臨む、これは大事なことだと思うのですが、私どもも当然参加をさせていただいて、もちろん災害特別委員会もありますから、そんな中でも今話されたようなことをしっかりと対応していければと、こんなふうに思っていますので、再度。

村長（菅野典雄君） 9月議会、しかも決算委員会でありますので、そこに全勢力を向けさせていただいて、対応させていただいて、議会終わり次第、また国との、そしてまた国と議会とのそういう場を設けていきたいと、このように思っております。

9番（飯樋善二郎君） ちょっと私前後しましたけれども、2番目の帰還に向けての環境整備、インフラのこと。28年度中に全て予定どおり進むのかという質問をさせていただきました。しかし、答弁では、全部は無理ではないのかなというお話がありましたけれども、まず、今予定されている大きな、例えば復興の拠点であったり、それから公民館の建て替え、大谷地の建て替えは具体的になってきたところですが、そのほかの計画が、第5版ではある程度示されていますけれども、住民にはなかなか伝わらない部分が多いのではないかなというふうに思うんですが、その辺、今後の予定として、どんなものが予想されるのか。さらにはまた、ずっと言ってきました、草野、飯樋、白石を中心としたインフラの整備をしっかりと整えるという意味でも、今、そういう話を皆さんに伝えたい方がいいのかなと思って、この質問をさせていただいているんですが、その点について、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 今話しましたように、全てというわけにはなかなかいかないんですが、かなりのものが、今、村としてはやっていかなければならないというふうに思っていますので、かなりのものが28年度中あるいは29年の早い時期に整備といいますか、準備ができるのではないかなという気がします。

ただ、なかなかやっぱり、こちらが整備をするだけが全てではなくて、住民の皆さん方

がどう考えるかということになると、やはり仕事の面、農業の面、それから雇用の面、この辺が、あるいは福祉の面のところがやっぱり人手不足であったり、つくって売れるのかとか、どのぐらいになるのか、その辺がまだまだ難しいところがあるのかなという気がします。

でもやっぱり、難しい、難しいといっても、こちらに避難してはなかなか進まないものですから、ぜひ戻れる人が戻った中で、そこからまた問題解決が、問題、課題が出てきて、解決に向けて我々も対応する、国のほうにも求めていくと、こういうことかなという気がします。

一応、農業についての再開をどうするか。農業だけではないんですが、一般的なそういう商業も含めてどうするかというところの検討委員会を、あさってだったか、ちょっとわかりませんが、手帳を見ればすぐわかるんですが、開かせていただいて、具体的に何をどうすればいいのか。一回は、ぜひ戻りたいという方、六、七人と話し合いはしたんですが、正式に委員会を開きながら、その委員会を中心に多くの声を聞いて対応していければと、このように思っているところであります。その辺が一番、なかなか準備しろと言われても、一生懸命はするんですが、なかなか難しいのかなというところであります。

ただ、一方で、米もつくったならば売れるのかということですが、いわゆる値段の問題はあったとしても、少なくとも、米、他のものが売れるような体制はしていかなければならないなということで、いろいろ、内々的には、こういう会社とか業者等の話し合いもぼつりぼつりとはやっているところでありますので、精いっぱい、そういう方面も、不安と思われるところも、これから対応していきたいと、このように思っております。

9番（飯樋善二郎君） 当然、帰るためには今話されたようなことが大事なわけですがけれども、なかなか村民にとっては見えてこないんですよ、そういう今話されたようなことが。ですから、早いうちに計画を皆さんにお示しをして、「ああ、それなら安心だな」と思われるような施策をしていくことが重要じゃないのかなというふうに思うんですけれども。

今、大方は、答弁いただきましたけれども、まだまだ帰還困難区域を除いて帰るにしても、ほかの3地域以外のところの問題とか、そういうものが全然、復興版ではある程度は示しているものの具体的になっていませんので、その辺を具体的に、こういうことなんです、その辺は今の時点ではお話しできませんか。

村長（菅野典雄君） 議会からも第5版の計画だけではだめだよということですので、まだまだ不備ではありますが、ダイジェスト版の具体的なものを幾らかでも、それが全てではありません。まだまだやっぱりあるだろうと思いますが、それは今やっております、いずれ全協の中で、皆さん方の声も聞かせていただきながら、最終的には、印刷に回して、各家庭に配る、あるいはそれを持って住民との話し合いに臨む、こんなふうにしていければと思いますし、場合によっては、広報のほうにもそういうものを載せて、皆さん方の、また声といいますか、こんなことはできないのかとか、そういうものを拾

っていけばなと、このように思っているところであります。

9番（飯樋善二郎君） 答弁にもありましたように、ダイジェスト版、間もなく出すと、計画  
中だということですので、できるだけ早い時期にそれを出していただいて、村民に今後  
の目標を立てていただく。これは大事なことだと思います。

最後の質問になります。

雇用の場、今もお話しいただきました。非常に難しい話で、簡単に雇用の場、来ていた  
だいても、実際に、じゃあ、どんなものがあるのか。村長から、それぞれ今後予想され  
る雇用の場、話されまじけれども、正直なところ、この雇用の状況だと、本当に限られ  
た人しか働けない状況かなと、簡単に言うと、思われるんですけども。それだけでは、  
多分、そうじゃない人も多く帰ると思うんですよね。ここで働ける人以外の人、その人  
たちをどうしていくのかが、まず大事ではないのかなというふうに思うんですが、その  
辺はまだ、今の時点でどうお考えか、お伺いしておきます。

副村長（門馬伸市君） 帰るに際して、仕事と申しますか、収入の場がないと生計立てられま  
せんので、やはり帰村に当たっての雇用、働く場所というのは大切だと思っています。  
ただ、今でもそうなんです、働く場所はある程度あるんです、若者向けのところ。あ  
るいは、今戻っている小さな事業所などもあります、一番今悩んでいるのは、従業員  
の確保ですね。村長も先ほど触れておりましたが、やはり、避難当初いた従業員の数、  
頑張っている、今操業を継続しているところなんですけれども、年々、地元の人がやめ  
ていく。そして、よその周辺の自治体に住んでおられる方がそこに入ってくる。当然や  
めていく人の数が多いものですから、事業の展開としては非常に難しいですね。やれ  
るサービスなんかもできない。生産の需要があってもそれがこなせない。まさしく、働  
く人は自分の好きな仕事をしたいというものもあるんでしょうが、全てそういうことにな  
りますと、なかなか自分の好きな仕事だけというふうに考えていると、仕事ができる  
人とできない人が出てきますよね。ですから、ある程度の働く場所があって、働けるの  
であれば、やはり一時的であっても、将来は別な場所に移ったとしても、働く場があっ  
て、働ける条件があるんですから、できるだけ、職場についてもらえればなというの  
がありますが、今従業員の確保に非常に困っている。村では、従業員ではないんですが、  
企業の立地支援の条例までつくって、ずっと、延長、延長で製造業をやってきました。  
雇用の確保というのが今喫緊の課題なので、雇用を確保するための支援、補助金の交付  
要綱みたいなものをつくって、従業員の確保に少しでも役立てればいいのかという、  
内々ですけれども、まだ決まったわけではありませんが、そんな庁内での話し合いをし  
ているところです。ですから、職業の選択は自由なんですけれども、働く場所があれば、  
少しでもやっぱり働くという意思がないとなかなか働けないものですから、その辺のと  
ころ、雇用の場は企業だけではなくて、高齢者の部分、あるいは女性も働く場所も特に  
ありますので、高齢者の働く場所、女性の働く場所、この辺も含めて、どんな形にでき  
るのかわかりませんが、今検討しているということでもあります。（「終わります」の声  
あり）

◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

（午後4時15分）

○

（ ）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月9日

飯 館 村 議 会 議 長 大 谷 友 孝

同 会議録署名議員 松 下 義 喜

同 会議録署名議員 伊 東 利

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

平成27年9月10日

平成27年第8回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

平成27年第8回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成27年9月10日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成27年9月10日 午前10時00分				
	閉議	平成27年9月10日 午前11時12分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員  出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎		1番 高野孝一	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 瀬川雅幸	
地方自治法の 第121条の1 により定め られた者の 出席した者  ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年9月10日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順 5番）

○

○

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君、1番 高野孝一君を指名します。

### ◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、通告順により発言を許します。8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 今回の議会が始まった朝の新聞を見ましたところ、こんな、投書欄に載ってました。80歳代の人なんですが、「クロの出征」。あのさきの戦争で招集されて出征したのは、実は人間だけではなく、牛さえも出征したという話であります。その農耕用の牛、「クロ」という名前の、それが軍によって供出させられたという話なんです。家族はその出征が決まってから、毎日のようにクロにたくさんの餌を食べさせ、出征の朝を迎えたそうであります。飼い主のおやじは、朝、持たされたおにぎりをまたそのクロに食べさせて出征させたそうであります。その投稿の最後に、「あのクロはどこで殺されて、誰が食ったんだ」というところで閉じてあります。さきの戦争がどういうものであったか、人間、牛馬さえも、銃後を守る国民は節制に節制を重ね、目いっぱいものを供出しながら、人間を出しながら銃後の守りをしたのであります。

私は戦後の生まれであります。ここにいる方はほとんど戦後生まれ、そんなクロの話があったので、私の戦後をちょっと考えてみました。私も戦後生まれ、私のおやじ、90歳で亡くなりましたけれども、天皇を守る近衛兵という兵隊募集に18歳で、このとき役場職員をしていたんだそうありますが、役場職員をやめて、近衛兵になるために兵隊さんになったおやじであります。4年ぐらいと、1年間捕虜生活をして帰って来て、私の母親と結婚して、生まれた長男が私であります。

ここにポイントがあります。本来ならば近衛兵というのは天皇の兵隊で、海外出兵などあり得ないはずだということで行ったそうなんです。ところが、時期が押してきて、ハワイの真珠湾攻撃、つまり日米開戦になった途端、近衛兵どころか、中国の満州に派遣、上海を経て南方戦線のビルマ、インパール作戦に参加、辛酸をなめる戦闘、軍隊生活に青春時代を捧げたんですね。そして敗戦を迎えました。

私は兄弟3人です。私のおやじは常にお酒が入りますと戦争の話ばかりしていました。我々兄弟は、「また始まったか」と言い合ったものです。戦争の勇ましさ、醜さ、辛酸をなめた苦労話を聞かされ、戦争ほど醜く、二度と起こしてはならないことだと教えら

れました。20数年前ころでしょうか、今度、私に子供ができました。本人にとっては孫にも戦争を語って聞かせて、その話をするたびに嫌われ者のじいちゃんになっていきました。

思い出せば思うほど、現在、参議院で審議中の安保関連法案、新聞では16日には云々という話が出ております。私は心配になってきました。議論の中で、だんだんと隣の国、中国、韓国の驚異を強調してきました。安倍総理と防衛大臣、この脅威論を話しています。保安を通すためなら何でもありでは、これは困ったものです。

戦後生まれの安倍総理を含めた我々は、実は戦争の実態は全く知りません。知らない我々が隣国脅威論に勇ましく吠え、集団的自衛権を名目とする不毛な戦争の準備、拙速に、しかも戦後70年というこんな節目の年に通してよいのでしょうか。私は疑念を持つ一人であります。

実は、私こういう経験もしました。田中角栄総理の時代に、日中国交回復ということがありました。それから40数年が過ぎたわけなのでありますが、日本と中国の友好は4000年の一衣帯水の歴史、さきの戦争によって一時期不幸な時代があったが、長い歴史の中のわずかな時間であったと。国交回復に当たった相手側、中国の指導者周恩来の言葉であります。この言葉、私、今でも忘れられません。私の村でも国交回復10周年を記念して、村に実は留学生を迎えました。私、事務局でいろいろな世話をしたわけなんです、この中国留学生を迎えたときに一番喜んだのは私のおやじでありました。理由、戦争で迷惑をかけた中国の子弟を村で面倒を見ることができる。これを大変喜んでいたので私は忘れません。

では、質問に入ります。

質問は、復興に伴う、特に重点と思われる政策について所見を伺うものであります。

第1点は、飯舘村の外に向かって情報発信をするという話をつけ加えた人がありますが、深谷地区への拠点整備について、しからば村の内に向かって情報を発信する、草野、飯樋、白石という、今まで言われたトライアングル地域の整備については、どのような所見と施策をもって取り組むのか伺うとともに、菅野村政下で専ら議論となった中心地区を取り巻く周辺地区整備についてはどのような所見をお持ちなのか、この際、伺っておきます。

2点目は、村に戻る、戻らないとする村民の意識アンケートに集約された高齢者が多く戻る、これを肯定した場合に、逆に、課題政策となってくるのは若者定住であります。若者定住の条件は、若者の雇用と住居対策であります。復興計画第5版で議論、追加された工業団地整備の具体的な指針と定住促進施策について伺っておきます。

第3点目は、農地利用について、報告を聞きましてところ、10地区の復興組合の組織化を聞きまして。また、村の振興公社において担うべき事業の模索について進んでいることも承知しておりますが、一方、課題となるのが耕作放棄地であります。こここのところの新聞によりますと、会津の三島町では、町外の人材活用による耕作放棄地対策がとられているようでありますが、村はこれらの対策を含めた農地の利用計画についてはどのような方針で取り組むのか、所見を伺いたい。

4点目は、山林、林業政策について伺います。村も我々も、引き続き国に対して、里山の除染とあわせて森林の再生について要望をしてきているところではありますが、村民の林家、山を持っている人から要望がございまして、10年前に山林を伐採して、植林、育林、これは森林組合を通じてですが、育林に努めてきたところなんだそうです。ところが、原発被災によって、5年、6年も手をかけずにいたのだそうではありますが、その人の山の現況を見ると、葛つるに巻かれて醜い状態になっている。10年も育ててきた山、忍びない、育林をしてきた労苦がこのままでは水の泡になってしまうのではと訴えています。山に対する喫緊の手入れ対策が望まれるところではありますが、高線量の山林における山の手入れについては、新たな課題も生まれています。国、県への支援要請、そして村単独による支援策をとらなければならないなというふうに思っているわけではありますが、村独自の支援策について所見があれば伺いたいと思います。

第5点目は、既存を含めた商工業の支援策について伺うものであります。戻ることを条件に、商工業のグループ補助金、国のほうの支援策によって実施されました。それから、もとの工場に戻って再開するための必要な補助金、それから工場を増設、雇用に必要な補助金が実際には国のほうから出されましたけれども、ここに限定されているのであります。特に戻る人が少なくなって、人口減少状態を見通せるわけではありますが、その中で、今まで特に商業を営んできた方々については、新たな事業の展開、新たな場所に移設、再開する、このところの国の支援策は全くありません。戻るしかないんです、支援策は。人口減少を見据えた中で、新たな取り組みというところに商工業の支援策がなければ、これは戻って商売を再開するという可能性はほとんどありません。このところについて、これから国・県の支援策、村独自の支援策について必要なのではないかと、喫緊の課題ではないかと思ひ、質問をしたところでもあります。

以上、5点について伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 8番 佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

復興に伴う重点施策、5点ほどありますが、2点についてお答えをさせていただきます。

まずもって、一番最初の中心市街地と周辺地区の整備についてということでもあります。

中心地区としては、飯館村、これまで草野、飯樋、白石地区についての整備と、こういうことで、そこを中心に周辺部がという話をしてきたところでもあります。復興計画の第5版では、草野地区に大谷地住宅の改修による定住促進、公民館の新築による村民の活動拠点整備、あるいは深谷の復興拠点としていろいろな連携を、こんなようなことが盛り込まれております。飯樋地区においては、当然、これからいろいろ人口の問題もありますが、かなり古くなった村営住宅の改修、あるいは集会所の整備とか、あるいは村民グラウンドの有効活用などなどがこれから考えられるかな、あるいは計画を立てなければならない、このように思っております。白石地区は二枚橋とあわせて村の表玄関でありますので、少なくとも飯館村に入ったというような、そんなイメージができるような景観整備などができないのか。あるいは工場などもある場所でもありますから、働く場の確保などなど、そんなふうに考えております。さらに、全体としては学校施設や村営の住宅、子育て支援センター、あるいは「きこり」、「もりの駅まごころ」などなど、こ

れまで施設の活用も含め、検討をやっていかなければならないと、このように考えているところでもあります。

その周辺地区については、コミュニティづくりの核となる集会所の改修支援を、あるいは地域お助け合い事業など、なかなか今までとはどういうふうに変わっていくのか、なかなかつかめないのではありませんが、そういう中で、今のような話、あるいは村内循環バスの運行など、あるいは行政区のワークショップの結果や復興の状況を捉えながら、地区住民と協議をしながら応援施策をやっていければと、そのように思っているところでもあります。

2つ目の若者定住であります。

残念ながら、今までのアンケートによりますと、どちらかという若者の帰村よりは年輩の方の帰村のほうが多いと、こういうことでもありますし、一人でも多くの若者の方に帰っていただくためには、ご質問の中にありましたけれども、働く場と住まい、こういうことになるのかなというふうに思っています。

特に、働く場の確保について重要な企業誘致、工業団地整備というものは、残念ながら、今のところ具体的な協議が進んでおりません。しかし、現在、深谷地区に整備を進めております村内復興拠点エリアの東側といいますか、A-4地区などは工業団地として十分活用ができるのではないかと考えておりますし、また今後はさまざまな企業と協議をする際に用地が確保できるよう、土地利用について検討し、誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。あわせて、飯樋の村民グラウンドについても工業団地として県のほうに届けておりますので、企業誘致に向けて、それもPRできるのかなと、こんなふうに思っております。

その他、定住の要件といたしましては、さきにお答えをした住まいの確保のほか、子育て・教育環境も重要であるというふうに考えております。村は、村営住宅158戸があるわけではありますが、100戸程度をリフォームをし、村内に通って働く若者を初め、新たな村内に住居を求める方の定住先として活用していきたいと、このように考えております。

また、学校再開検討委員会による検討も進め、学校を再開し、村ならではの特色といいますか、そういう授業といいますか、学校づくりを行って、少しでも定住につなげていければと、このように考えているところでもあります。

他はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは質問の3点目、耕作放棄農地の利用計画についてと、4点目、植林・育林の支援計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄農地の利用計画についてであります。現在、村では、行政区に対しまして、中山間地域等直接支払交付金事業に係る協定農用地の見直し作業をお願いしているところがございます。この中で、各農家の帰村意向や高齢化等によりまして保全管理のできない農地がふえていくのではないかなと心配をしているところがございます。村といたしましては、基幹産業である農業復興の立場から、新たな耕作放棄地を極力つくらないとの方針を堅持し、当面は営農再開支援事業を活用した除染完了農地の保全管理について、地権者、地区の復興組合、さらに復興計画に示された農地管理会社等の設立

により対応してまいりたいと考えております。

なお、営農再開支援事業では、草刈り、耕運以外にもヒマワリやナタネ等による農地保全もできるため、除染後の村の風景の再生を目指した景観形成についても、地区の復興組合と協議しつつ推進してまいりたいと考えております。

あわせて、農地の保全管理の先には、管理耕作等の別のメニューもあるため、担い手が確保できる地区から、他の事業との連携も含めて、農地の利用再開を推進してまいります。

また、農地利用の集積に向けては、農地中間管理機構制度の活用を図る等、新たな制度も視野に入れながら進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにせよ、担い手の発掘が喫緊の課題であり、新規就農希望者を募集するなど、担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

あわせて、今月11日に発足いたします営農再開検討会議で現状と課題を分析し、遊休農地対策も含め検討してまいります。

なお、村内には地権者や復興組合も管理できない条件の悪い農地も数多く存在しており、こうした農地の取り扱いについては、関係機関と今後も協議してまいりたいと思っておりますが、例えば梅や桜、ロウバイ等、花木の育成林を形成したり、あるいはミズバショウやアヤメ等の群生地として管理する等の対策、また一部の農地につきましては非農地化を進めていくこともやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

次に、植林、育林の支援計画についてのご質問であります。ご承知のとおり、現在、森林除染が進まないため、伐期を迎えた林材が搬出できない状況にあります。こうした状況の中で、森林の荒廃を食いとめ、村民の資産を保全し、新たな雇用も期待できる事業として、村が里山の保全管理を行う里山再生事業の実施を国、県に対し要望し続けているところでございます。

こうした事業の中で、除間伐作業や木柵設置、木材チップの散布等、林内でできる作業に加えて、間伐後の植林も実施できるのではないかと考えているところでございます。森林除染が進まない中で、作業員の線量管理等、課題も多いわけではありますが、林業再開は本村復興の重要なテーマでもありますので、関係各方面と十分な協議を重ねながら、その方向性を見出し、村として必要な支援をしてまいりたいと考えております。

なお、森林再生のためには、除間伐した廃材や落ち葉等を含めた底土の処理が大きな課題となっております。つまり、これらの課題を解決しない限り、森林の再生はあり得ません。したがって、その対策としては減容化施設やバイオマス発電施設等による処理が極めて有効と思われまますので、今後、国による実証事業なども要請しながら、森林の再生に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、減容化施設やバイオマス発電施設の設置につきましては、従来から焼却灰の処理や保管、さらには最終的な処分先という大きな課題もありますので、今後、国などと十分協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは5点目の既存を含めた商工業支援施策についてお

答えいたします。

商工業の支援施策についてであります。村では、これまで企業立地補助や設備改修等に関する施策を展開しているところであります。活用実績としましては、村内の事業者においてはグループ補助金69社、企業立地補助金8社、仮施設整備事業18社の施策について、村独自の支援はもとより、国・県の補助制度を活用してきたところです。今後の支援については、先般、事業を開始しました「福島相双復興官民合同チーム」の訪問活動と連携しながら事業者の課題やニーズ等を把握し、その解決のため、既存制度のさらなる活用を図るとともに、ニーズに合った制度への取り組みについて、国、県に働きかけてまいる考えであります。具体的には、共同店舗や既存店舗改修への支援、既存企業への従業員確保に対する新たな支援策などに取り組んでまいりたいと考えております。

また、国や県の支援制度では、対応できない部分について、柔軟、かつ、きめ細やかに支援するため、「陽はまた昇る基金」の活用も含めて支援してまいりたいと考えております。以上であります。

8番（佐藤長平君） 周辺地区について、コミュニティづくりというか、それも復活というような話が出てきました。地区住民と十分協議をするということではありますが、人口減少が予想されるわけなんでありまして、行政区の再編を含めた周辺地区の核をつくっていくという、そういう方向性はないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、ご質問にあったように、非常に人口の、帰るのが不確定であります。ただ、当面、帰るに当たっては、多分、それぞれ地元の行政区に対する思いといいますか、つながりといいますか、コミュニティがやっぱり大切なんだろうなというふうに思っております。一段落したところで、2年、3年過ぎたところで、やっぱりなかなか大変だと、こういうような話になれば、村としては再編というものも考えていかなければならないのかなと、こんなふうには思っています。そのときに、どういう再編に対しての支援ができるか。昔自治体の合併問題のときにいろいろあったわけでありましてけれども、そんな大きな話にはなりませんけれども、何かやはり拠点となる考え、あるいは何かこの人たちが一緒になってできるような、そういう事業に対するというようなものは必要になってくるのではないかと、こう思っていますが、今のところ、まず、20行政区、それぞれに戻っていただいた中で考えていただく、あるいは相談に乗るといった形かなと、このように思っているところでございます。

8番（佐藤長平君） 2点目の工業団地ではありますが、飯樋を活用する。A-4地区というのは、面積はどのくらいあるんですか。私は工業団地にしては小さいのかなというふうに考えているんですが。

総務課長（中井田 榮君） 深谷の拠点エリアのA-4地区、こちらの部分になりますけれども、面積は5.2ヘクタールでございます。

8番（佐藤長平君） その地区だと騒音とか何とかが出る、あるいは水処理をする必要があるというような工場はちょっと無理なのかなというふうに見ています。そういう余り水を使わない、それから騒音等々を出さないというのであれば、それは相当期待が持てるのかもしれないけれども、企業誘致というのは、そういう工場だけとは限りません。

それから、村民の要求にしても、いろいろな種類の職場が必要だということでもあります。同じ、例えば菊池製作所が大きくなっても、ちょっとしようがないところがあるんですよ、向き、不向きも出てまいりますので。そういう意味で、ある程度コンパクトな企業の進出というものも考えてもらわないと困るのかなというふうに思っているんですが、私はぜひA-4地区も含めて、深谷、伊丹沢の当初計画のいわゆる南側、きちんとやっぱり橋をかけて、その先に工業団地をつくるという考え方がいいのではないかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○ 村長（菅野典雄君） 前から提案いただいている点であります。やはり、工業団地をつくるという話で計画を立てるのも大切でありますけれども、今、コンパクトな会社だろうと、大型の会社がそう簡単に来るという話でもありませんので、小さな、非常に特徴のある、あるいは思いを込めたような、そんなような会社が幾つか来ていただければありがたいなということで、幾つか当たってはいるところでもありますし、可能性も1つ、2つあるのかなと、こんなふうにも思っているんですが、そのときにどんな場所ということでもあります。間違いなく場所がつくってあれば、当然そこということになると思いますが、当然、この高校の前後の場所というのはいい場所だと、このように思っていますが、いわゆる入ってくる企業が大型でないと、多分あちらにもこんな場所、こんな場所というのが出てくるかなというふうに思っております、どちらを先にするかというのは非常に悩ましい問題でありますけれども、いい場所であるというのは当然我々も同じでありますし、そのほか、住民からいろいろな「やってくれないか」というところもありますので、これからの復興の中で、そういう計画はやっぱりしっかりとつくっていただくと、このように思っているところであります。

○ 8番（佐藤長平君） 3点目の耕作放棄地についてであります。担い手の確保の中で新規の就農希望者という答えが出てまいりました。具体的にはどんなことをするのか、村民だけを対象にするのか。あるいは村を支援したいという人材の発掘までいたすのかどうか伺っております。

○ 復興対策課長（愛澤伸一君） 新規就農希望者ということで書かせていただきました。村の復興計画第5版の中では、ネットワーク型の村づくりという方針を示しております、村内外の人材を活用して村づくりを進めていくという基本的な考え方が進められているところでございます。農業の後継者でございますが、なかなか村内だけで十分な確保ができるかという、なかなか厳しい状況ではないかなというふうに考えてございます。今後、営農再開検討会議の中でもいろいろと協議がなされていくものというふうに思っておりますが、村外にも広く目を向けますと農業に関心を持っていらっしゃる若い方というのはきつといらっしゃるんだらうなというふうに思っておりますので、そういう方の力を村づくりに生かして行くということも今後の村の復興のためには重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○ 8番（佐藤長平君） 答弁の最後に、一部の農地については非農地化もやむを得ないという答えが出てまいりました。ここが私も大切だと思うんです。やむを得ないんだけど、しからば、それはどのように非農地化の中で活用すべきなのか、その辺についてはどの

ような所見があるのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） こちらの計画について、特段具体的な構想があるわけではございませんけれども、私どもの立場からすれば、なるべく農地は農地として活用していただきたいと思いますというのが基本姿勢でございます。それでも、やはり入山の条件の悪い農地がございますので、そういうところは、先ほどの答弁させていただきましたけれども、花木を植えてということで、管理の簡単な樹木を植えるであるとか、あるいは自然に花が毎年咲くような植物を植えて景観形成につなげていくとか、そういった活用をまず考えられないかなということでございます。それでも、どうしても活用のできない土地が出るとすれば、これは非農地化ということで書かせていただきましたが、ざっくばらんに言うと、山に戻すというようなことも最終的には考えていかなければならないかなと思っております。

8番（佐藤長平君） 振興公社で今除染作業の中で、いわゆる耕起と肥料をまいて土壌改良材を散布する仕事をしているんですが、区画整理されないとどうも間に合わない。それなりに積算を組んでやっているんですが、何しろ大型機械による散布ということが積算上なっているので、狭いところについては全く間に合わない、赤字になってしまうという現状があります。多分、これから各復興組合、それから村の管理会社が担うにしても、そういうところは相当、私も出てくるのではないかなと。大きい組織あるいは大きい団体がやればやるほど、そういうところは非常に効率の悪いところになってしまうので、そういう意味では、非農地化もやむを得ないのかなというふうに思っているところであります。

そこで、山に戻すという場合も、戻すというのも一つの方法であります。ただ、これから、今までのような山に戻すという考え方ではちょっとまずいのではないかなというふうに見ています。これからは、チェーンソーで切る山ではなくて、大型機械で山を刈り取るという時代に、木の成長の後には来るのかなというふうに思っています。そういう意味では、非農地化というところでこそ、そういう林業ができるのではないかなと思っております。傾斜の強い山にだけ、我々は植林を、育林をしてきたわけなんです、そろそろ、勾配の緩いところの林業というものも考えなくてはならないのではないかなというふうに思っているところであります。70年、100年たつような木よりも、むしろ30年で伐期が来るような材というものを目指すのも一つなのではないか。30年でありますと、1人の人が植えて、もう一回、2回収穫というか、伐期を迎えるという、そのくらいでないと山に魅力はないというふうに思われておりますので、そんな方法も、飯舘村の山を利用した方法が考えられるのではないかと。機械化に対応したそんな方法もあるので、ぜひ、木の大きさというところもきちんとやっばり村が面倒を見ていくというか、指導していくという考え方をぜひとっていただければというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のお話までは思っただけではなかったんですが、多分、小規模の農地造成、これに村としては手を加えていかなければならない、あるいは予算を取らなければならぬのではないかな。ただ、全てとなると大変ですから、少しでも何か国・県の事業の中

からこちらのほうにも応援をする。あるいは全くないとなれば、これは手前でやる。あるいは地元さんともあわせてということになるだろうと思いますが、そんなことはやっていって、少しでも省力の中で管理をしていただくということが必要なんだろうなど、そんなふうには思っていました。山のほうまではちょっと考えていなかったものですから、多分、そういう中で、田んぼあるいは畑だった荒れたものを山にするのに、ただただそこにそのまま植えるよりは、今、話がありましたような、平らにして、それからやっぱり山にするというほうが、将来、非常に有効だといいますか、省力の中で収穫ができるということができないのではないかと。その話、そう思ったところであります。以上でございます。

8番（佐藤長平君） 4点目について。そうすると、当面のところ、育林・植林に対する支援計画はないということですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 議員ご承知のとおり、現在、営林作業の中には2つ縛りがあるかなというふうに思っております。1つは、内閣府で定めております避難指示区域内における各種活動ということで、営林業務につきましては、避難指示解除準備区域内での作業は認められておりますけれども、居住制限区域、帰還困難区域での営林は基本的に認められていないという部分が1つございます。それからもう一つ、去年の12月に県が定めました福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針というものがございまして、この中で、2.5マイクロシーベルトを超える林地からの伐採木は搬出してはいけないというような、そういった2つの縛りがあります。

避難の縛りと、それから放射線量の縛りというものがあるのかなというふうに思っております。議員のほうからのおただしのとおり、植林・育林に対して、村民の資産形成、資産保全の立場から、早く震災前の補助事業を導入したいというふうにも考えております。こういった2つの縛りがどのように解除され、あるいは規制の緩和措置がなされ、現実に林内での作業が可能になるのかというようなところを見きわめながら対応してまいりたいと思っておりますが、ご要望の趣旨は十分承知しておりますので、今後とも強力に県、国なりと交渉をしてまいりたいというふうに思っております。

8番（佐藤長平君） 2.5マイクロシーベルト、制限区域、重々わかっているところであります。ただ、育林について、村単独で除染をするということではできないのでありましようか。例えば、2.5マイクロシーベルト以上であっても、制限区域であっても、除染事業はできるんです。除染事業で木を切ったり、植林も、育林も、これは中身、除染事業だけでも、中にはこれが入っているんです。ですから、村単独の、多分、そんなに多い面積ではないと思うのでありますが、逆に言えば、除染事業のように、きちんと勤務手当を出すとか、そういう体系でないといけないと思うんですけれども、その辺を村単独で手当を出しても、やはり対応はするということがいいのではないかと。陽が昇る基金などを使えないのでしょうか。もう一度お願いいたします。

村長（菅野典雄君） 何せ、やっていかなければならない山が多いわけですし、山の事業もやっぱり何とか考えなければならぬと、こんなふうに思っています。ただ、全く村だけがそれを担うということになりますと、やっぱり、今除染の経費、あれはそれなりに

国の事業ですから、膨大な金額がなっていますから、村単独になれば、そんな諸経費をかける必要はないわけでありませうけれども、ただいずれにしても、やっぱり金額が大きくなりますので、簡単に陽が昇る基金でやっていきますと、あつと言う間になくなってしまおうと、こういうことになろうと思います。ただ、何度も言いますように、山の事業、全くないという話であつては、これは山が多い村でありますから、そこは考えていかなければならないと、こういうふうに思っておりますので、これからこの辺は詰めをさせていただいて、少しでも山の事業にかかわっている人が事業ができるように、あるいはその結果、村が少しでも除染が進むようにというようなこと、あるいは村の山の再生ができるようにということは考えていかなければならない。こんなふうに思っていますので、これから村としても考え、またいろいろ相談をさせていただければと、このように思っているところであります。

8番(佐藤長平君) 森林組合としては、組合員からの要望についてはその仕事をするというのが任務でありますから、2.5マイクロシーベルト以上であれ、制限区域であれ、林家の要望を満たしていくというのが課された職務であります。頼むほうも、自分でやはり今まではお金をかけてきたわけだから、今度もお金はかけるつもりでいるのね。ですが、今、特殊勤務手当というものがついた状態で仕事をしているものですから、高上がりになってしまうのね、今やると。私どもとしては断る理由はないんですけれども、その勤務手当あたりを出していただければ、我々は今までの値段で組合に対して要望を満たすことができるなと私は思うんですけれども、その辺の予算的な手当になるのかなというふうに思うのでありますが、あくまでも、山主が自分の山で自分の管理をするということではありますが、そこにちょっと一つの障害が出ているので、この障害だけ、ひとつ取り除いていただければ十分可能なのかなというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 一つの提案としていただきました。どの程度が年間そういう基金から出すことになるのか。その辺、やっぱり協議をさせていただくなり、内部で検討させていただいての話かなと、このように思っておりますので、今後の検討課題にさせていただければというふうに思っております。

8番(佐藤長平君) もう一つ、森林再生の提案であります。先ほど言われた2.5マイクロシーベルト、制限区域、森林再生の中で、路網整備だけ先行してやるという予算のとり方はないのかどうか。路網整備だと、切る状態が少なく、路網を整備するほうが多くなるんです。それだけ被ばくしないというふうになりますから、今のところだと、何にしても路網整備というものが必ず将来的に必要なので、むしろ向こう側がだめならば、路網整備からやってもえませんかという提案はできないんでしょうか。

副村長(門馬伸市君) 多分、2.5マイクロシーベルトの基準が障害になって今中に入って作業できないというものがあるので、その2.5というのは、8時間山の中で働く、1人の人がというふうになっていますので、それを時間の中で調整をしながら、前、八木沢トンネルの測量設計だったかな、そのときに県のほうから委託を受けた業者が、今の制限があつて、交替で作業をしてあそこの測量をやったんですね。ですから、弾力的に、作業

の内容を、同じ人がというのではなくて、交替とかというふうな形でクリアすればできるんじゃないですかというふうな話もしているんですが、その辺の回答はまだ出ていないということなんですね。

今の路網は、確かに、山を育てても運ぶ道路がないと運べないわけですから、その辺は育林とか間伐とかの前に道路を整備するというのは、どこでもやっている林業の一つの原則ですよ。路網を整備しないと運べないということですから、その辺のところは、今の作業の基準も必ず乗っかってくるわけですから、その辺のところをどうすれば可能なのか。それから補助の問題もありますよね。そういうところの作業をする際に、規制がかかっている分で補助は対象にならないとか、そういうものも当然あり得るわけなので、もう少し、ちょっと上のほうとも詰めさせていただければというふうに思います。

8番（佐藤長平君） 陽はまた昇る基金、予算化されておりますけれども、どのくらい柔軟な対応ができるのか。国・県の支援が及ばないところは全部できるのでしょうか。その辺のマニュアルはどうなっているのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 第5版で出させていただきました陽は昇る基金でありますけれども、内容としては、前から説明していますように、国・県補助を使った、その補助裏、それをこの陽はまた昇る基金で充てていきたいというのが基本的な考えでありますので、とにかく、村財政が厳しいというか、小さいわけにありますから、これから進めていく上では、とにかく国・県補助をとる、その裏として陽はまた昇る基金を充てるというふうな形で進めていければというふうに考えております。

さらに、補助の要綱につきましては、これから具体的にまた立てていくというふうな形になっております。

8番（佐藤長平君） グループ補助金、それから企業立地補助金、そういうものの補助があるわけなんです、それに該当しない事業については、どこが面倒見るんですか。

副村長（門馬伸市君） 今、総務課長のほうは原則論を言いましたけれども、国と県の補助で救えない、いわゆる金額はそんなに大きくないんだけど、救えないもの。あるいはソフト事業、そういうものは陽はまた昇る基金で対応せざるを得ないのかなと。原則論は、国・県の補助の補助残という形もありますが、補助では救えないものが結構あります。何でもかんでも陽はまた昇る基金で使えるということではないんですが、これはやっぱり、これからの産業振興や村にとって重要だなというものは、ハード、ソフトに限らず、その陽はまた昇る基金で、もちろん、きちっと細かい部分をつくっていかねばならないと思いますが、補助で救われない部分も陽はまた昇る基金でやっていくというのは基本的な考え方です。

8番（佐藤長平君） だから、共同店舗とか既存店舗というのは、戻る、共同というのは、何かこれは補助金があるのかな。それを言っているのかな。そういうもの以外の、つまり、今までは飯樋で商業を営んでいたが、県道12号線沿いに店を出すことで何とか復活したいという場合には、全くないんです。だから、そういう支援策は全くないんです。そこは誰が支援するのかということなんですから。それがないと、ちょっと戻るだけでは可能性がないのかなというふうに見ているのね。だから、商業関係者はやっぱりそう

いうものがないから、戻ってやるというのがちょっと不可能なんです。グループ補助金では、相当帰ってやるというものは定着しましたけれども、商業の場合は全く見通しがないんです。ですから、新しい店舗を構えるとかという場合には、ほとんど補助金がないので、その辺は誰が面倒を見ていくのかなという課題かなと思っているんですけども、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） ないのではないんです。あります。条件があります。商店の改修をする場合は、前は被災証明という証明書を出して、店舗改修なり、仮設店舗の設置なりをやっていたんですが、今回、厳しくなって、罹災証明となったんですね、店舗改修。罹災証明というと、建物がある程度地震で壊れていないとだめだということなんです、それは各自自治体の判断である程度はできると、こんなこともあるので、店舗改修、帰村に向けて大切な分野なので、その辺、二、三日、庁内でもちょっと詰めたところなんです。罹災証明書があれば店屋さんの前やっていたところの大規模改修であったり、一部改修であったり、それは可能だという話でありますので、ないことはない、その辺の運用については村のほうで判断できる部分だと思いますので、罹災証明の部分は、それで対応できるのかなと思います。

8番（佐藤長平君） 私も、具体的に東電と詰めたことがあるんです。私の組合もあちらにあって、こちらに来たわけ。あちらを直すのならばある。よそさまのものを借りて、そこにやるというのは、出せないということなんです。掃除したりなんか、飯野のほうの掃除関係とか、荷物を運ぶのは出ましたけれども、改修は出せないんだそうです。もとに戻るのならば何ぼでもあるんだけれども、そういう新たなところに入るという場合は「全くございません」と言われましたけれども、どうなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 東電の賠償ではなくて、私が申し上げたのは経産省の事業です。ですので、東電の賠償は今の話だと思いますけれども、国の補助でそれは可能だと、4分の3の支援でできると、こういうことあります。

8番（佐藤長平君） そうすると、それは罹災証明さえあれば、別なところにも建てられるのですか。（「はい」「共同店舗もできます」の声あり）単独もできるのですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 共同店舗の補助事業でございますが、（「共同店舗でなくて……」の声あり）グループ補助金も含めたあれですね。（「グループ補助金」の声あり）どちらも新たなところに設置するのが可能でございます。ただ、共同店舗の場合は設置主体が商工会でなければいけないということになっておりますので、そこら辺だけ注意していただければ補助事業には該当するということになっております。以上であります。（「終わります」の声あり）

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣言

議長（大谷友孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月10日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

佐藤長平

同 会議録署名議員

飯 樋 善一郎

同 会議録署名議員

高野 孝一

平成27年9月18日

平成27年第8回飯館村議会定例会会議録（第4号）

平成27年第8回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

招集年月日	平成27年9月18日（金曜日）					
招集場所	飯舘村役場飯野出張所					
開閉会の日	開議	平成27年9月18日 午前11時15分				
時及び宣告	閉会	平成27年9月18日 午後 2時14分				
応（不応） 招議及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	2番 渡邊 計		3番 菅野 新一		4番 北原 経	
職務出席者	局長 齊藤修一		書記 北原美樹		書記 糯田文也	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成27年9月18日（金）午前11時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 常任委員の選任
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の中間報告の件
- 日程第 6 議案第54号 平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第55号 平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第56号 平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第57号 平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第58号 平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第59号 平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第51号 平成27年度飯舘村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第52号 平成27年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第53号 平成27年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第60号 飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例
- 日程第16 議案第61号 飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第62号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第63号 消防飯舘分署建設工事請負契約について
- 日程第19 議案第64号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 発議第 9号 除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書（案）
- 日程第21 閉会中の継続審査の件
- 日程第22 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第23 議員派遣の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前11時15分）

### ◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本日、村長から人事案件1件、その他案件1件、計2件の追加議案が送付されております。

次に、土曜授業等に関する調査特別委員会より、中間報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、本日午前8時30分から、議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 渡邊 計君、3番 菅野 新一君、4番 北原 経君を指名します。

### ◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、追加いたしました議案につきまして、ご説明をいたします。

議案第63号は、消防飯館分署建設工事請負契約についてであります。去る8月31日、7社による指名競争入札の結果、関場建設株式会社が落札をいたしましたので、その請負契約について議決を求めるものであります。なお、契約金額は1億9,818万円であります。

議案第64号は、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

飯館村草野字七郎内95番地、菅野クニさんを教育委員として任命したいので、その同意を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

### ◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から追加議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前11時20分)

◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分)

◎日程第3、常任委員の選任

議長(大谷友孝君) 日程第3、任期満了に伴う常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第1項及び第2項並びに第4項の規定によって、1番 高野孝一君、5番 松下義喜君、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、10番 大谷友孝君、以上5人を総務文教常任委員に、2番 渡邊計君、3番 菅野新一君、4番 北原経君、6番 伊東利君、9番 飯樋善二郎君、以上5人を産業厚生常任委員にそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員はただいま指名したとおり決定しました。

◎日程第4、議会運営委員の選任

議長(大谷友孝君) 日程第4、任期満了に伴う議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第2項及び第4項の規定によって、4番 北原経君、5番 松下義喜君、7番 佐藤八郎君、9番 飯樋善二郎君、以上4人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員はただいま指名したとおり決定しました。

◎日程第5、土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の中間報告の件

議長(大谷友孝君) 日程第5、土曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について委員会の中間報告の件を議題とします。

土曜授業等に関する調査特別委員会から、土曜授業等に関する調査の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、土曜授業等に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

土曜授業等に関する調査特別委員会委員長の発言を許します。

土曜授業等に関する調査特別委員会委員長(佐藤八郎君) ただいま日程に上がりました、土

曜授業等に関する調査特別委員会に付託中の土曜授業等に関する調査の件について、特別委員会の中間報告を朗読をもって報告をいたします。

未曾有の大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、飯舘村は全村避難となつてしまいました。

以後、村民にとっては、多くの想像を絶するような厳しい避難生活が続いておりますが、中でも特に子供達が一番の被害者であり犠牲者ではないかとの認識から、これまで学校生活に関する環境整備に村をあげて、取り組んできたところです。

特に避難以前の教育環境を維持するために、議会といたしましても、県の教育委員会にも要望活動をし、3校長体制を維持して戴くよう強く働きかけ、更には、仮住まいを解消し複式学級の解消をするために、仮設校舎等も準備し懸命に避難解除後の継続を願いながら努力を続けてきたところです。

しかしながら、26年度の村教育委員会の対応は議会に報告も無く、突然、3校1人校長とされたものです。その事について議会軽視と判断し、謝罪を求め、付帯決議付き処分を課した経緯があります。

去る3月12日の全員協議会にて特別委員会設置の申し出があり、3月17日「土曜授業等に関する調査特別委員会」が全会一致で設置されました。同日に「飯舘村立草野小学校・飯樋小学校・白石小学校への3校3校長復籍に関する特別決議」が全会一致で可決されました。

特別委員会は

- ①土曜授業等の開始までの経過全般について
- ②草野・飯樋・白石小学校3校長早期配置について

を調査事項として、村立小中学校PTA役員、事務職員、教育委員、県教育委員会（相双教育事務所長）等関係者の協力を頂き調査（6回開催）を進めてきました。

結果、土曜授業に関しては現在実施されている中では、推移を見守る事で特別委員会の了承を得たところです。

特に県教育委員会への要請行動と経過調査において

- ①25年8月頃に村教育委員会として相双教育事務所へ要望
- ②それを基に何回かヒアリングして1校長
- ③27年度についても内申書提出あり、ヒアリングして決定
- ④28年度は今後になるが、27年の途中から3人に戻すのは難しい
- ⑤地方教育行政法で教育委員会のあくまで内申というのが法的根拠
- ⑥人事異動についても、村教育委員会の意見、内申に基づき決定
- ⑦次年度人事の方針は11月、12月初めから相双での組織内打ち合わせ～教育長及び村長から意見聞く場あり～内示（昨年は3月24日）～公表等が確認されました。

この事実から、議会に対しての村長、教育長答弁は実態、真実とは違ったものであることが確認されました。

4月17日に3小学校PTA会長より連名で校長1人体制の維持に関する要望書の提出を受け、協議した結果、内容は尊重すべきであるが、提出された事について「何故、今提

出か」「内容について審査必要」等の意見が出されました。

以上の事から委員会では、今後飯館村の教育事情をしっかりと見据え、村民に理解される判断となるまで継続審議とし、中間報告といたします。

以上であります。

議長（大谷友孝君） 委員長、自席にお戻りください。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため休憩といたします。

再開は午後1時10分といたします。

（午前11時48分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

- ◎日程第 6、議案第54号 平成26年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7、議案第55号 平成26年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8、議案第56号 平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9、議案第57号 平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10、議案第58号 平成26年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11、議案第59号 平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長（大谷友孝君） 決算審査特別委員会に付託しておきました日程第6、議案第54号「平成26年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、議案第55号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第8、議案第56号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第9、議案第57号「平成26年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第10、議案第58号「平成26年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第11、議案第59号「平成26年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、以上6議案について一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（飯樋善二郎君） ただいま議題となりました議案第54号「平成26年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」並びにその他特別会計5議案の認定審査のため、9月14日から16日の3日間にわたり、8人で構成する決算審査特別委員会を開き、委員長に私、副委員長に菅野新一委員を選出し、慎重に審議をしました。その審査の経過と結果について報告いたします。

本特別委員会の審査の経過であります。9月14日は、各課長等から担当する事務、事業に係る経費の決算状況について詳細に説明を受けました。その後、9月15日及び16日

は、決算書並びに決算に係る主要な施策の成果報告書、基金の運用状況調書、決算説明資料、さらには監査委員の決算審査意見書等をもとに、村長等に対する活発な総括質疑を行いました。

質疑においては、各会計における収支並びに執行に当たっての基本姿勢と成果について、事業の効果及び数値などを確認、さらには今後の方針をただしました。特に質疑の多かったものは、帰村対策を初め放射能被ばくと村民の健康維持対策についてや、村立学校運営、飲料水確保、さらには除染に係る質疑などが多く出されたところでありました。

以上のほかにも、多くの事業に係る意見・要望・指摘がなされました。実際、このような避難生活が続く中では、平成26年度の事業実績が次年度以降に生かされるものは、限られた事業となっております。

実績の主なものとしては、平成25年度からの繰り越し事業を初め、村民の避難中の絆づくり事業、安全・安心と健康を守るための事業並びに各種保健福祉事業に傾注しながら、早期帰村と村の復旧・復興さらには帰村後の村民生活再建に向けた事業などの取り組みがありました。引き続き、村民の福祉向上のためのソフト並びにハード事業等に力を注いでいただきたいものと思います。

以上、多くの質疑を踏まえた結果、議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第55号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第56号「平成26年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の6議案については、全村民避難が続く中で、各種事業においておおむね目的に沿って執行されており、子供たちの教育環境対策を初め、村民のきずなの継続や福祉向上、安心・安全策と健康管理など多くの事業に力を注ぐ姿勢を評価し、適切であると認め、各会計とも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定したので報告します。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長（大谷友孝君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから、議案第54号から議案第59号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第54号「平成26年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で発言いたします。

決算審議は、単に会計書類上のミスがなければよいとするのではなく、1年間の財政支出の傾向をつかむと同時に、その予算が村民のためにどのような形で施策に実行されたのか、主な施策の成果を検討する場であります。

私は、今後に生かすため、村民の立場から見て施策にどんな意味があり、どんな問題点

があるのかを明らかにし、その総括を来年の予算にと考え、37項目について審議しました。村民のためになっていたか、正しく村民に伝わり、成果となったのかを質問し、答弁をいただきました。職員が執行の責任を負って頑張っていることは認められますが、村民の健康問題、賠償にかかわる課題と不安状況、飯野住宅での契約問題に係る業者処分、除染のおくれによって放射性物質の危険毒物への不安が増したこと、教育委員会行政における問題も今もって改善を見ない状況にあります。

人災事故が起こされて4年5カ月が過ぎていますが、村民も行政も大変な状況にあり、職員、関係者の方々には、みずからも被害者であるのに献身的に働いていただいております。

村民は自立しようと懸命に歩んでいます。村民を信頼し、民主的行政運営をすることで、村民一人一人に寄り添った村民の声を聞く村づくりを強く求めて発言とします。

議長（大谷友孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで討論を終わります。

これから、議案第54号「平成26年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大谷友孝君） 起立6人。多数です。よって、議案第54号「平成26年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第55号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号「平成26年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第56号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号「平成26年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「平成26年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

これから、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

◎日程第12、議案第51号 平成27年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)

議長(大谷友孝君) 日程第12、議案第51号「平成27年度飯舘村一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 確認も含めて、3点について伺うものであります。

まず、13ページにおける避難地域復興拠点推進交付金でありますけれども、この内訳と、国、県、村の負担率なるものを伺うものであります。

21ページにおける総務管理費の中で、電柱支障移転工事1,080万円とありますけれども、これは収入としてどこから来られて支出となっていくのか、伺うものであります。

あとは、25ページにおける林業費、危険木除去業務は、説明で55本というように伺いましたけれども、この実態というか、危険木という定義、さらにはこれからの申し込みなどもどのようにされていくのか、伺っておきます。

総務課長(中井田 榮君) まず、13ページの下補正額3億4,006万1,000円の増額補正、内訳が避難地域復興拠点推進交付金というようなことで、初日に内容についてご説明をし

ました。

内容は、まず1点目が道の駅までい館の外構工事、金額が515万2,000円、これがまず1本目。あと、もう一つが2億円、これは道の駅エリア造成の県施工する分でありますけれども、その分の交付金が2億円。もう一つが7,020万円、これは調整池の工事分です。あと、さらにまでい館の用地取得4,024万2,000円。あと最後、残土受け入れ工事分2,446万7,000円、これが合わさって増額補正分の3億4,006万1,000円となっております。

あと、さらに21ページでありますけれども、工事請負費の2,576万6,000円のうち、電柱支障移転工事分1,080万円の増額補正でありますけれども、これは道の駅までい館のところの前なんですけれども、245メートルほどありますけれども、それ等の電柱移転をするに当たっての歳出分というふうになってございます。

以上です。

復興対策課長（愛澤伸一君） 25ページ、危険木……

総務課長（中井田 榮君） 今ほどの電柱工事の移転分、財源はどこから入ってくるのかということでありますけれども、それは県のほうから入ってくるようになります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 危険木除去ということで、危険木の定義と今後の申し込みの取り扱いということですが、今回上げました危険木については、村内の道路沿いの立ち枯れをしている木、倒木のおそれのある木ということで55本ほど認めておりますので、こちらの伐採を予定しているというところでございます。今後も申し込みと申しますか、村内調査の中で危険木があることを認定した場合には、今後また予算の中でご相談をしてみたいと思っております。

7番（佐藤八郎君） 県補助金ですから、この3億4,006万1,000円は全部県からというふうになるんでしょうけれども、県だけで終わるわけではないので、国、村の負担分はこの3億4,006万1,000円に対してどのぐらいの負担になるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） これは議案のほうにも出てきますけれども、県から来る交付金をいつものとおり基金会計をするというようなことで、①、②、③、④というようなご説明をずっとしてきましたけれども、まず県のほうから入ってきて、そして出す。基金会計をする会計分でございます。全額この分については県の交付金から来るというようなことで、今回の増額補正をさせていただいております。

7番（佐藤八郎君） 電柱支障移転工事の分も、県から全額来るということですよね。

総務課長（中井田 榮君） はい。済みません、17ページをちょっと見ていただきたいんですけども、19款の雑入、総務費雑入で600万円が入ってきます。先ほど歳出のほうで1,080万円出ていますけれども、そのうち600万円が県のほうから入ってくるといった内容でございます。

7番（佐藤八郎君） 道路沿いで立ち枯れがあればやるということですが、要するに自然的に倒れるような危険性があるという形で、道路沿いに邪魔になるからという交通安全上ということではないということですね。

復興対策課長（愛澤伸一君） いいえ、まさに今おただしのおりで、道路付近で自然の立ち枯れで倒木があって交通上、支障が生じると問題があるということで、事前に伐採する

ということでございます。

支障木は道路管理のほうで枝打ち等をして、道路支障のないように管理をする予算は別にとってございます。

議長（大谷友孝君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

1番（高野孝一君） 25ページ、9款消防費15節工事請負費の中の、飯館分署等屋外整備工事の具体的な工事の内容についてお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 25ページの飯館分署の屋外工事2,869万5,000円でございますけれども、具体的には今回、入札をして建物を建てる準備が整いまして、周りの舗装分と、あとさらにはU字溝とか資材置き場に使っていた、こっちの川沿いの0.38ヘクタール、3反8畝ほどあるんですけども、その駐車場の舗装分も入れて今回、2,869万5,000円の増額補正をさせていただいております。

1番（高野孝一君） そうすると、真ん中に用水路が走っているわけなんですけれども、あれの工事っていつから始まっていつ終わる予定なんですか。この工事も含めて、造成工事の完成についてお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 綿屋さんのところから来て、斜めに行っている用水掘でありますけれども、あれについては公民館のほうの外構工事の中で、一体的に県道沿いに一遍出して、そして県道沿いをずっと張って工事をするように、外構工事として整備をするというふうになっております。

1番（高野孝一君） その工事の分は、既に発注済みというように捉えてよろしいんでしょうか。

教育課長（村山宏行君） おただしのように公民館の外構工事ということで、まず排水関係、雨水排水それから暗渠、そういったものは工事の中に既に入っております、発注済みでございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤長平君） 25ページのスクールバスの助手賃金であります。

決算の中でも議論になりました。決算の中では原子力災害対策費ということを出ているんですよ。そうするとこの賃金の内容というものは一時金だそうなんですけれども、それは東電なり国に求める、いわゆる正常な業務以外の原子力対策についての業務ということですから、国及び東京電力の請求内容にかかわる賃金ではないのか。決算委員会でも議論しましたように、前に社会保険料のミスが出てきまして、あわせますと不利益遡及というものは大分大きいのかなと思うんですが、まずそういう意味からすれば、当然国なり東電への請求内容になりますので、不利益遡及はすべきものではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） スクールバスの助手にかかわらず、今回の緊急雇用で雇用している職員がかなりおりますが、全て国100%で支援している賃金であります。ですので村単独ではありませんので、今回スクールバスの助手についても通常の緊急雇用の他の職員と同じ勤務体系になっていたことを確認いたしましたので、それで今回、今年の6月までさかのぼって一時金、臨時加給金の予算を計上したところでありまして、これを東電に賠

償するというよりは、自己負担であれば当然東電にということになるんでしょうが、今回は全て100%国の緊急雇用事業で対応しておりますので、それは東電の賠償という形にはならないのかなと思っております。

8番（佐藤長平君） 国から来るお金だということであれば、むしろこれは国が、あるいは村としても労働基準法を守るという立場があり、それからこの制度を極力労働者全般に普及させなければならない義務があるわけなんです、法律の。それを怠ったというわけですから当然、私は全額とはいかなくとも社会保険料及び一時金の関係で、臨時助手職員の皆さんと協議しながら、4月でなくてももう少し先までも不利益遡及を考えるべきではないか。これはやっぱり労基法違反行為でありますから、それを全く怠っていたということでもありますから、その辺の責任はとるべきでもあるし、その分を国に要求すべきだなと私は思うんでありますが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 緊急雇用の事業としては、多分さかのぼってその前の補助の対応にするということにはできないと思っておりますので、その辺はこの前の決算のときにも、雇用されているスクールバス助手の皆さんに丁寧に説明をして、ご理解をいただく努力をしたいなと思っております。その結果、どうしてもという場合には、また内部で協議をして、その後の対応を検討したいと思っております。

8番（佐藤長平君） ここはやっぱり遵法すべき事柄でありますから、4月1日にこだわらずに交渉するという考え方はあるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今申し上げたとおり、まずは私たちのほうで、同じ勤務体系でありながらその対応をしてこなかったということは反省するところではあるんですが、今までの例ですと、その年のわかった時点で年度内のさかのぼりはやっていたけれども、何年分もという例は余りないと思っておりますので、まずは説明をさせていただいて、あとその結果どうしてもということになれば、また別な対応をしなければならないのかなと思います。

国の緊急雇用は、去年の分をさかのぼってまた補助をというわけにはまいりませんので、その辺のところを、財源の対応ということになりますけれども、その辺は説明をして理解をしていただけなかった場合については、また庁内で検討をさせていただきたいと思っております。

8番（佐藤長平君） 1つは、やっぱり問題が出ているんですね、ここで。1人は預かり保育からかな、そこから来た人にはちゃんと遵法していた。この発災の前からの冬場の助手職員については6カ月以内だったから、そういう対応をしてきたということを引きずってきたわけで、そのところがやっぱり1つ、我々もわからなかったところかなと思っております。

それから、私もちょっと気になったんです。賃金と社会保険料は、実は払うところが違いますよね。つまり賃金と社会保険料は、労働者負担分と使用者負担分というものが分かれていなければならないのに、役場の中の帳簿ではそのようになっていない。これが民間の法人であれば、当然控除される額と実際に労働者が払うべきもの、それから使用者側が払うべきものということが整理されているんだけど、それがこの中で分離し

ていない。

実はこの問題が出たときに、何か話に聞いたら、監査委員の指摘でという話でこの話が出てきたから、たまたま発覚しただけなんです。監査委員とも話をしたんですけども、やっぱり我々もこれは見抜けなかったということなんです。我々議員もこれを見抜けなかった。ですからこの賃金云々ということは、臨時職員を含めて、きちんと社会保険が払われているのか、あるいはこの一時金が払われているのかということ、私はやっぱりきちんと出すべきなんだろうと思うんです。このところは改善はできないんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私も細かいところまでは承知しておりませんが、雇用保険、社会保険であってですから、個人の負担分は本人からいただいて、そして村の負担分と合わせて納入しているという実態であります。本人からいただく雇用保険料は歳入に入れて、そして本人と村の分を合わせて社会保険事務所なりに合わさった形で納めていると。その歳入といいますか、個人の雇用保険料の個人負担分は、会計には入れていないのかな。

（「入れている、統計とっていた」の声あり）いやいや、本人負担分ですよ。（「1回まだこっちやられて出ているもの。わかって取っているんだべき」の声あり）私はその辺の具体的なところはわからないので、総務課長に答弁させます。（「会計外」「会計さ入っています」「会計外」「ちょっと確認して」の声あり）

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩します。

（午後1時47分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後1時48分）

総務課長（中井田 榮君） 決算書の47ページに雑入というものがあるんですけども、ちょうど真ん中辺に、共済負担金本人負担分ということで103万8,587円と入って、今ほど副村長が言われたように、あと村の分も入れて支払いをするという流れでございます。

（「そうすると、これが職員、臨時職員全部含めてここに出てくるの」の声あり）

8番（佐藤長平君） その分はきちっと出ている。だから我々がチェックするのにも、臨時職員を含めた整理の中では、賃金と社会保険料と、あと一時金ですか、手当てと、その3つが職員たちに出てくるということが普通なんじゃないのかな。それがないから結局こういうことが起こったという原因になっているのではないかと。

必ず臨時職員を使った場合には、そういう項目があればそこで整理される。これを全部入れて、この中から賃金として宛てがって、賃金と社会保険料と使用者負担分も入ってここに出ているということでしょう。本人負担分は今度こっちに出てくるという。だからそこが整理されないから誰がチェックしてもわからないというところがあって、これを指摘したのは監査でないかという話に内部でなるんじゃないですか。きちんと項目で分かれていれば、こういうことは未然に防げると私は思ったんですけども、どうでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今のスクールバスの助手の一時金の件については、以前は冬の間から春の4月ごろまでだったんですかね。その期間でしたので、助手については一時金というものはありませんでしたし、勤務時間も8時間ではありませんでした。そんなことで、ずっと震災前は来て、震災後も最初は多分8時間勤務のフルタイムではなかったのかなと思います。詳しいことは教育委員会でわかっていると思いますが、その後8時間勤務になったんです。8時間勤務になったときはフルタイムですから、村の賃金の臨時加給金の対象にはなるんです。

臨時加給金というものは通年雇用で、日々雇用では違うんです。通年雇用というのは、幼稚園の臨時職員、臨時教員であるとか、調理員であるとか、学校の用務員であるとか、常時、職員と同じような勤務体系になっている人です。継続して長く勤めている人が通年雇用ということで50日分を払っていたんです。臨時的に1年間とか短期間の日々雇用の人は、20日間分という仕組みの中で払ってきたんですが、こちらに来て緊急雇用の県の絆づくり職員の単価が8,000円だったんです。さらに、村で雇っていることではないところだったので、同じ緊急雇用でも村では単価が8,000円にならなかったんです。それでは働く人がいないということで単価をアップしました。アップして、なかなか雇用する人数の確保も難しいこともあって、それでその時点から緊急雇用についても50日分を出していたんです。

私はスクールバスの助手も出ていたのかなと思っていました。ところが、スクールバスの助手は出ていなかったんです。今回それが判明しましたので、同じ50日分を払うべきじゃないのということで今回予算を計上した。さかのぼって27年度分は50日分を出そうということで今回予算を計上したものですから、その辺が今年わかった時点で今回予算措置をしたということで、予算の仕組みが複雑でわからないから今回のように後から見つけたということではないんです。そうではなくて、あくまでも今まではスクールバスの助手については払っていなかったんです。同じ8時間フルタイムの勤務体系だったのにもかかわらず。それが今年わかりましたので、今年さかのぼって6月と12月支給分を合わせて日当の50日分を予算化したということでもあります。

この前もお話ししましたが、スクールバスの助手の皆さんにこの説明をしないと何でということになりますので、できるだけ理解をいただけるような丁寧な説明をして、それでも納得がいけないということになれば、やはり庁内でもう一度どういう対応をしていくかということを検討します。臨時加給金と社会保険、雇用保険、これは年金などにもつながっていきますので、その辺のところは内部で説明した後に検討をしたいと思っております。

内容は、予算の仕組みがわからないからではなくて、私が今申し上げたとおり、スクールバス助手について、同じ勤務体系でありながら出してなかったということがわかったものですから、今回予算措置をさせていただいたということでもあります。

8番（佐藤長平君） 大体、答弁でわかってまいりました。そうすると、多分4年半分をさかのぼることはちょっと難しいのかなと、今の答弁で聞こえてくるんですね。でも預かり保育から来た人はずっと保険料を払ってもらって、ボーナスをもらっていたんです。そ

れから、6カ月の本当の臨時職員というところから来た人たちがいる。それでは新しく8時間勤務という中で募集をかけていった時点からは不利益遡及になるのかなと私は見えています。

社会保険料、特に年金関係は一時金なんていうものではないから、もし長生きすればすごいお金になるわけで、その不利益のところからやっぱり見るべきじゃないかと思うんです。ただし、見つかったときさかのぼって4月1日から支給ということは、それは使用者からすればいい解釈だ。でも、そうしてこの人たちが4年半も自分たちはそれに気づかず、そんなものだと思って働いてきたんだよね。たまたま中にずっと一時金と保険料を払ってもらっている人もいたのにもかかわらず、ほかの人たちが全然わからなくていたわけ。それで募集をかけられた人の中にも、前は社会保険をかけられて、ボーナスをもらっていた人も何人かいるわけ。その人たちも入ってきて、何ら言わないでいたわけ、言っても何か通じなかったみたいな話をしているわけ。ですからその辺の時点から救ってやるべきかなと私は思っているんですけども、もう一度不利益遡及について伺います。

副村長（門馬伸市君） 多分、助手の方はフルタイム勤務が4年前からではないのかなと、その後ではないかなと思います。今のご質問は、働いている方からすればごもっともなお話でありますので、まずは今まで支払ってこなかった説明をして、そして今年はさかのぼって支給する話をして、どれだけさかのぼるかということも、最終的にはその話になると思いますから、そのときには内部で、庁内で遡及のことも含めて検討して、また改めて決定した際には議員の皆さんにもご説明をしたいと思います。今回はとりあえず今年分の遡及ということで予算措置をしていますので、できるだけ早く助手の皆さんに今回の説明をして、その後、今のようなことになるのかどうか。もし遡及することになれば、遡及する期間の問題もありますし、一時金それから社会保険、その辺のこともありますから、今すぐここで遡及するという話にはなりませんので、内部で検討させていただきます。

8番（佐藤長平君） ぜひ8時間労働、そしてそういう条件の中で募集をかけられた人から、ぜひ実現させていただきたいなど。これは使用者側に立たないで、もっと高いところから見て。この不利益は大分大きいので、ましてや一時金などは3回以上くれると社会保険にカウントされるなんていうこともあるので、その辺の法律を鑑みながら、ぜひ遡及していただきたいなど要望いたしまして終わります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号「平成27年度飯館村一般会計補正予算（第4号）」を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号「平成27年度飯館村一般会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13、議案第52号 平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議長 (大谷友孝君) 日程第13、議案第52号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号「平成27年度飯館村介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14、議案第53号 平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長 (大谷友孝君) 日程第14、議案第53号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから、議案第53号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 (大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号「平成27年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第60号 飯館村避難地域復興拠点推進交付金基金条例

議長 (大谷友孝君) 日程第15、議案第60号「飯館村避難地域復興拠点推進交付金基金条例」

を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第60号「飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「飯舘村避難地域復興拠点推進交付金基金条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第61号 飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長(大谷友孝君) 日程第16、議案第61号「飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号「飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「飯舘村個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第62号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(大谷友孝君) 日程第17、議案第62号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第63号 消防飯舘分署建設工事請負契約について

議長(大谷友孝君) 日程第18、議案第63号「消防飯舘分署建設工事請負契約について」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号「消防飯舘分署建設工事請負契約について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「消防飯舘分署建設工事請負契約について」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第64号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(大谷友孝君) 日程第19、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 今回、任期の関係でということでもありますけれども、この方は前にも、私も聞きましたけれども、マスコミ等に出たりしており、自分の個人的な行動だとはいえ、これからは村の教育委員会委員となるわけですから、特に子供なり食べ物に関しての発言というものは、私は教育委員会で合意を得たこととか、学校給食関係での食べ物の関係なども十分配慮した中で、今後は発言をすべきだと思うんでありますけれども、先日、決算委員会でも申したように、放射能というものはいろんな関係でまだまだ飯舘村に存在しながら危険毒物としてあるわけですし、注意が必要かと私は思っていますけれども、その点ではこの方に、そういう面においてどのように今後発言の配慮を願うのか、伺うものであります。

村長(菅野典雄君) 放射能を毒物と考える人もいますし、そうでない人もいます。いずれにしてもやはり大変な状況でありますし、教育委員としては当然子供のことをしっかりと考えなければなりませんし、食べ物についての注意も当然必要だろうと思っておりますので、その旨は本人も自覚はしていると思っておりますが、なおそういう声があったということは伝えておきたいと思っております。

以上であります。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件は同意することに決定しました。

◎日程第20、発議第9号 除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書（案）

議長（大谷友孝君） 日程第20、発議第9号「除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書（案）」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長（松下義喜君） ただいま議題となりました、発議第9号「除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書（案）」を、朗読によって提案いたします。

除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書（案）

平成27年9月の台風襲来による集中豪雨により「関東・東北水害」が発生した。当村においても、河川氾濫や土砂崩れが発生し、仮置き場等からの除染廃棄物の河川への流出が発生した。

環境省は浸水が懸念される場所の除染廃棄物を優先的に安全な仮置き場への移動対策をとらず、大量の除染廃棄物を流失させたことは、重大な管理体制の不備であり強く抗議する。

よって、当村議会は早急な流出汚染物の回収と、今後、このような事態が発生しないよう厳重な管理と十分な対策を講ずるよう国に強く求めるものである。

以上、地方自治法地方第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年9月18日

福島県相馬郡飯館村議会議長 大谷友孝

環境大臣

復興大臣 宛てであります。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから発議第9号「除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書(案)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、発議第9号「除染廃棄物の管理不備に関して国に対する意見書(案)」の件は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、閉会中の継続審査の件

議長(大谷友孝君) 日程第21、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員会から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第22、閉会中の所管事務調査の件

議長(大谷友孝君) 日程第22、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員会から、環境問題について、産業厚生常任委員会から、除染状況と避難解除に向けた準備宿泊等の実施状況について、先進地調査をする旨の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会からの申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第23、議員派遣の件

議長(大谷友孝君) 日程第23、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(大谷友孝君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第8回飯舘村議会定例会を閉会いたします。  
長い間、ご苦労さまでした。

(午後2時14分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月18日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

渡邊 計

同 会議録署名議員

菅野 新一

同 会議録署名議員

北原 経

○

( )